

煉獄の病棟

3

1980.11.20

島田事件・無実の
「死刑囚」赤堀政夫

獄中アピール 赤堀政夫
特集・赤堀闘争

- 赤堀氏は無実だ！
- 77年3.11第四次再審請求棄却弾劾！
- 精神鑑定批判
- 日本共産党・国民救援会・右翼日和見主義批判
- 赤堀差別裁判糾弾闘争勝利への途

寄稿・精神科医 青木薫久
アヤメ病院闘争の総括

煉獄の病棟

No.3 1980.11.20

もくじ

No.3 発刊にあたって	2
獄中アピール 赤堀政夫	
特集 ●赤堀闘争	
赤堀政夫さんは無実だ！	8
77年3.11第四次再審請求棄却を弾劾せよ！	23
精神鑑定批判	30
反革命差別者集団・日本共産党－ 国民救援会の「一般えん罪・公正裁判要求」 路線を粉碎せよ！	41
—「一般えん罪」論へ屈服する右翼日和見主義粉碎！	—
赤堀差別裁判糾弾闘争勝利への途 反帝戦線赤堀闘争活動者会議	47
寄稿 ●青木薰久（精神科医）	
精神医療にまつわる最近の情勢	59
総括 ●精神病院闘争	
アヤメ病院闘争の総括	63
資料	70

煉獄の病棟 No.2

350円

- 刑法改「正」策動と対決し70年代後半の革命的激動を
- アヤメ病院闘争報告・・・2「被告」アピール
- 寄 稿・・・赤堀差別裁判を打ち砕け（関東赤堀さんと共に闘う会）
- 特別報告

- 田中吉六（哲学者）・・・ファシズムの思想＝保安処分イデオロギーをマルクス主義の思想＝共産主義で粉碎せよ！
- さらぎ徳二（破防法「被告」）・・・差別糾弾闘争と人類前史の総決算

煉獄の病棟 No.1 は絶版品切れ

迫り来るファシズムとの闘い 必読の書

天皇と日本の国家権力

天皇論

本書は天皇の問題を革命戦略の核心をなす日本の国家権力の問題として分析し、コミニテルンの日本に関する全テーゼを批判し、さらには「象徴天皇制」論を皇国史観への屈服であると鋭く批判している。

天皇イデオロギーこそ、ファシズムの思想となりうることが「記紀神話」の批判的分析－「古代国家と現代天皇」を通して浮彫りにされ、天皇主義ファシズムと如何に闘うかという最も実践的な問題にしばり解答を与えてるのが本書である。

さらぎ徳二著 1500円

前篇 天皇制と革命戦略

I部 明治維新と樹立された天皇制の基本性格
II部 コミニテルンの天皇制＝絶対王制論批判

III部 戦後天皇とファシズムの諸問題
資料 「騎馬民族説」抄録

後篇 古代国家と現代天皇

日本古代史の方法論をめぐる騎馬民族征服王朝説の諸問題
皇国史観における天皇の非現実性と系統の断絶
対談 皇国史観なのか唯物史観なのか

日本ファシズム論

さらぎ徳二著 250円

- 日本ファシズム論
- 過渡期世界の帝国主義権力
- ファシズムの戦争論批判

蜂起社

プロレタリア国際主義と自國帝国主義打倒の真紅の旗を高々と掲げて、『煉獄の病棟』第三号を、全国津々浦々で闘う全ての諸君におくる。

本号は、八〇年五月、朝鮮階級闘争史に火と鉄の文字をもって刻み込んだ光州蜂起と、それに続く「韓国」八百万プロレタリアートの民族的階級的決起と固く連帶して、日本階級闘争の一翼に、赤堀闘争—「障害者」解放闘争の確固たる地平を切り拓くべく、「障害者」解放闘争の任務と課題を提起した画期的な内容である。

我々が、八〇年代階級闘争の真只中に掲げる革命的「障害者」解放闘争のスローガンは、△差別糾弾主体から全人類の解放主体へ！▽である。

「障害者」大衆は、激動する「韓国」情勢との結合、就中、△ひざを屈して生きるより立ったまま死のう△と壮絶に生き、闘い抜く光州に連動し、確実に、新たな生き方、闘い方を求めて起ち上がりはじめているのだ。

朝鮮人民の闘いに恐れ戦く日帝は、刑法改「正」—保安処分新設と「靖国法案」—天皇イデオロギーと自衛隊核武装—軍拡を三位一体としながら、その頂点に「改憲」策動を日程に登らせ、ファシズムと海外派兵—侵略反革命戦争へと猛烈な攻勢を強めている。

かかる一大攻勢の下、「八一年国際障害者年」をファシズムの差別と抹殺攻撃の環とする日帝は、保安処分・「安楽死」キャンペーンを頂点にして、赤堀氏抹殺△「障害者」死刑執行の強行へと打つて出ようとしているのだ。

革命的「障害者」は、日帝本国プロレタリアートとしての階級的立場性、朝鮮—アジア人民への抑圧民族としての階級的立場性、これを徹底して踏まえなくてはならない。どんなに差別・抑圧されても、「他民族を抑圧する民族に自由はない」のである。

「障害者」の「悲惨」と「障害者」への「同情」を運動の出発点とする融和的運動と決別し、ファシズムを粉碎し日帝を打倒する「障害者」解放闘争を八〇年代階級闘争の中に築きあげていくことこそ

そ、第三号発行の任務である。

つまり、日帝ファシズム統治機構確立の突破口、刑法改「正」—保安処分新設を粉碎し、赤堀差別裁判糾弾・「抗告棄却—死刑執行」阻止、赤堀氏実力奪還の血路を切り拓くこと、すなわち、△刑法—赤堀△闘争としての発展を切り拓くことは、ファシズムと対決する「障害者」解放闘争の革命的水路であるのだ。

特集・赤堀闘争は、「抗告棄却—死刑執行」の危機迫る今日的情勢と方々チリと対決し、本号に譲せられた歴史的任務を背負って書き下ろされた。

『赤堀氏は無実だ！』は——

赤堀差別裁判の搖るぎない真実であり、闘いの出発点としてある△無実・差別△を具体的にひとつひとつ分りやすく提起した。赤堀闘争△△無実・差別△の全人民化にとって革命的役割を果すであろう。

『三・一奪却決定批判』は——
△無実・差別△の階級的正義性に対してこれを庄殺せんとふりおろされた日帝・静岡地裁による△△△第四次再審棄却△を粉碎し、あくまでも、再審貫徹へ向かって差別裁判糾弾闘争として、すなわち、△無実・差別△△糾弾・奪還△の路線として闘い抜く任務を提起している。

『精神鑑定批判』は——
赤堀差別裁判の実体を「精神鑑定」として浮きぼりにし、国家と精神医療をレーニン国家論から把えて批判した試論である。

『日本共産党—国民救援会、右翼日和見主義批判』は——
赤堀闘争を「一般えん罪—公正裁判要求」へと解消せんとする反革命差別者集団・日本共産党—国民救援会と、これに屈服する右翼日和見主義グループ・「関東連絡会」を鋭く批判し、赤堀闘争勝利への核心的方向性を提起している。

『八〇年代赤堀闘争の総路線』は——
反帝戦線赤堀闘争活動者会議による執筆である。ファシズムとの権力闘争を組織する立場から提起

された赤堀闘争論は、同時に、「障害者」解放闘争の思想・路線・任務を鮮明に提起、赤堀闘争——「障害者」解放闘争が進むべき途を照し出している。

総じて特集・赤堀闘争は、七八年三・一一全国闘争の地平に断乎として立ちきり、権力闘争と路線論争（党派闘争）の統一的方向性を提起した赤堀活動家必読の書である。

寄稿・精神医療にまつわる最近の情勢は『保安処分と精神医療』等を執筆し、精神神経学会や百人委員会などで、刑法改「正」—保安処分粉碎・監獄法改「正」粉碎・精神医療変革運動に取り組んでいる青木薰久氏（精神科医）から寄せられたものである。

総括・アヤメ病院闘争は、精神病院解体闘争の最先頭で闘われた苦闘の足跡であり、新たな闘いのはじまりを提起している。とりわけ、保安処分推進派へと転落した「精医研」の犯罪性が具体的に述べられている。

資料は、赤堀闘争の革命的な出発点を築いた七四年十一・一〇関東赤堀さんと共に闘う会結成集会基調（絶版に等しい）を復刻したのをはじめ、赤堀闘争・保安処分粉碎闘争を進める上で必要だと思われるものを集録した。

―― 全 国 の 仲 間 へ の ア ピ ー ル

宮城刑務所の獄壁を越えて

赤

堀

政
夫

マツザワ病院へセイシンカンティニユキマシタノデス、ソシテ約二週間ノアイタデス、ドクターノ人タチカラコベツノウヘヤノ中ニヨバレテツレコマレタノデス、ソシテツウ（ク）エガオカレテオタガイニムキアッテスワリマシタ、ムカイアウノデス、ソシテスズキタカシ、ヒラノウノニリ（人）ノ人タチガアカホリヲトリシ（ラ）ベヲヤリマシタノデス、ケイサツ官ノ人タチガツウ（ク）ヲタキヨウヂツウ（ジユツ）調書ヲツウ（ク）エノウエニオイテ、調書ヲミナガラヨンデハイロイロウヤツラガアカホリニヒツウモン（シツモン）ウ（ヲ）シテキマス、ヒツウモンウ（シツモンヲ）スルノデスヤツラガシカケテクルヒツウモンウ（シツモン）ニハシリマゼンデス、ヤツテハイマゼンデス、ケイサツノ人タチガハナシウ（ヲ）シテキカセテクレマシタノデス、ソレデハジメテシリマシタノデス、ハナシヲキカサレテビックリシタノデス、サツ公ノ人タチカラハ、オドウカサレテキヨウハクウ（ヲ）サレタノデス、自白ヲサセラレタノデス、ヒキヨウデス、ヒドウスギルノデス、クヤシイデス、ウラミマス、ニクウラシイデス、コワカツタデス、デツチアグラレタノデス、ワタクシハ人ゴロウシハヤシテハイマセンデス、アカホリハムヂツノウ人間デアリマス、ハン人ハベツウニイマス、ケイサツノ人タチカラヒドイメニアワサレタノデス、ナグラレテケトバサレテクビジメヲヤラレタノデス、ネヂ（ジ）マゲルノデス、ゴウモンニカケラレタノデス、ゴウモンガコワクウナツタノデス、オソロウシイデス、シカタナクウナイテヤ（ア）リマシタノデス、シカタガナインデス、クリウ（ヲ）ウタレタカラデス、ソノウタメニ、体中ガワルクナリマシタ、イソミタール、マスイヤクウデス、カラダウ（ヲ）フルクスルノデス、シラナイウチニシャベッティタノデス、オソロウシイデス、ヒトイヤリ方デス、ヒキヨウデス、ドクターノ人タチコソウガ人ゴロウシウ（ヲ）ヤツテイルハン人デス、ケンヂ（ジ）官ノウ人タチヤ、ケイサツ官ノウ人タチ、サイバン官ノウ人タチカラナインショウデアツタン

デ、タノマレタノデスヨウ、ハナシウ（ヲ）キカセテクレタノデス、オシエテクレマシタノデス、ビ
ツクウリシタノデス、ワタクシハゼンゼンシラナイウチニダマサレテ、久子チヤンヲコロウシタトシ
ヤベツタノデス、ダメサレタノデス、アタマニキタノデス、オコウツテヤツラガモツウティル調書ヲ
ヒツタクリマシタ、ヤブロウ（ト）シタガ、マタトリカエサレタノデス、アワテテヤツラハニゲテシ
マツタノデス、ヤブツウテシマオウトオモツテアベコベニトリカエサレタノデス、ソシテヤツラハアン
ワテテニグカエッタデス、ザンネンデス、ニクウラシイデス、ムリヤリニアカホリヲヤツラハハン人
アツカイウ（ヲ）シタノデス、ヤリ方ガヒドスギルノデス、ヒキヨウデス、ハラガタマス、カント
イヤルニモウイロイロナヤリ方ガアリマス、クスリワツカラツ（ズ）ニシラベウ（ヲ）スルコトウガ
デキルノデス、クスリヲツカツテヤルノハマチガツテイルノデス、ヒキヨウデス、ゴウモンヤツタト
ウオナヂ（ジ）デス、マネヲシテウ（ワ）タシニハナシウ（ヲ）シテキカセテクレタノデス、ソレウ
(ヲ)カツテニヤツラガ用シノカミニカキトツタノデス、書類ガツクウラレタノデス、ヒドイヤリ方
デス、デツチアグラレタノデス、右左カラトリカコマレテオサエツケラレテカラオドウカサレナガラ
ムリヤリニナマエウ（ヲ）カカセラレタノデス、ソシテムリニ指印ヲオサセラレタノデス、オレヲハ
ン人アツカイウ（ヲ）シタノデス、ヒドイヤリ方デス、ヒキヨウデス、ニクウラシイデス、ケイサツ
官ノ人タチカラハ毎日オコウラレテハツレダサレルノデス、シラベウ（ヲ）ウケルノデス、トリ
シラベウ（ヲ）ムリニヤラレタノデス、コノウトキトウオナヂ（ジ）ヨウニデス、ドクターノ人タチ
ハ、アカホリヲシラベウ（ヲ）ヤリマシタノデス、ワタクウシ
デツウノ証ニツイテ、正直ニハナシウ（ヲ）シタノデスガ、ヤツラハハナシウ（ヲ）キイテクレナイ
ノデス、一方テキニヂ（ジ）ブンタチノ言分ヲイツテハナスノデス、ムリニユウコトウ（ヲ）キカセ
ヨウトウスルノデス、クヤシイデス、ハラガタマシタ、ニクウラシイデス、クヤシイデス、ヤツラ
ハムリニ、人ガオカシタハンザイノツミウ（ヲ）アカホリニムリニキセタノデス、ハンザイノツミウ
(ヲ)ドクターノ人タチガムリヤリアカホリニキセテシマツタノデス、人ゴロウ（シ）アツカウ（イ）
ニシタノデス、オマエガ人ゴロシウ（ヲ）ヤツタノダトユウノデス、ゼンブウガマチガツテイルカラ
トリケスヨウニハナシタガ、キカナイノデス、自白ヲサセルタメニ、一人リハアカホリノ体ヲ体ヲツ
カミマシテ、オサエツケラレテカラ、チュウシャウ（ヲ）ムリヤリニウデヘ、ハリヲウチコマレタノ

デス、クスリガキキダシタカラ、アトハゼンゼンワカリマセンデス、ネムウ（ク）ナルノデス、アタ
マガヒドクウイタムノデス、ガンガンスルノデス、目マイガオコルノデス、口ノ中ハ油ガクウサイダ
エキガデテキマシタ、ヂ（ジ）ブンガナニウ（ヲ）ヤツテイルノカワカリマセンノデス、体ノ中ガワ
ルクウサレタノデス、アイテノウカウ（オ）ガデス、カスンデミエマシタ、二シウ（ジユウ）ニモウ
三シウ（ジユウ）ニモウツツテミエルノデス、アイテノウ人ガナニウ（ヲ）ハ（ナ）シテイルカラ
ワカリマセンノデス、コエガキコエナイデス、ソシテ本人ノウワタウ（ク）シガ、ナニウ（ヲ）シヤ
ベツテイルノカワカリマセンデス、シャベツテイルコトバガワカラナイノデス、コレハデス、イソミ
タールノウマスイヤクウ（ヲ）オソロシイクリヲウタレテイルタメニデス、アタマノ中ガイタムノ
デス、口ノウ中ガ油ノダエキガ出テキマス、ネムケガスルノデス、ポートウ（ボーット）ナツテシマ
ウノデス、マスイヤクウノウクスリヲウタレタカラカオウ（ガ）デス、二ジウ（二ジユウ）ニモウ三
ジウ（三ジユウ）ニモウミエルノデス、アイテノ人ガナニウ（ヲ）ハナシテイルノカハナシガキキト
レナイノデス、自分が一体ナニオ（ヲ）シャベ（ツ）タノウカ、本人ノワタクウシガゼンゼンワカリ
マセンデス、コレハマスイヤクノクスリヲウタレタカラデス、イソミタールデス、オソロシイクリ

デス、イソミタール（ヲ）ムリニウタレタノデス、
ミナサンハカラダウ（ヲ）大切ニシナサイビヨウキヨシナナイヨウニ、ケガウ（ヲ）シナイヨウニキ
ヲツケテ下サイ、ナカマノウ人タチトハナカヨクウシナサイ、ダンケツヲシナサイ、レンタイヲシナ
サイ、協力ウ（ヲ）カナラズネガイマス、ムザイオカチトルタメニミナサンハサイゴウマデシツカリ
トウキユウエンスルタメノウカツドウヲシテ下サイ、エンヂヨウ（ヲ）ミナサンカナラズオネガイヲ
シマス、ヘンデ（ジ）ヲ下サイ、

ムヂツノ死刑囚ノ人間デアリマス

赤 堀 政 夫 ヨリ

（なお見出しは編集者の責任でつけました）



赤堀闘争—第四次再審請求・抗告審闘争—は、日帝・東京高檢による七・一〇検察意見書提出をもって、極めて重大な段階に入りました。

七七年三・一一棄却決定から三年九ヶ月、東京高裁―法務省による「抗告棄却―死刑執行」攻撃は、日帝・鈴木内閣の刑法・天皇・自衛隊を三位一体とするファシズム攻撃の激化、就中、ファシズム統治機構確立の突破口―刑法改「正」―保安处分新設攻撃の下で、「障害者」抹殺攻撃の頂点的性格を持つて、かつてなく強められています。

かかる切迫せる情勢の中で我々は、弁護団による八月六日、九月二六日、十月十三日の即時抗告申立補充書提出を踏まえ、△三鑑定・八証人・十六証拠▽を抗告審の武器として、一切の楽観を許さず、「抗告棄却」阻止!!再審貫徹の実力糾弾闘争の大爆発を実現していかなければならぬ。今こそ我々は、「三・一一」攻撃と真正面から対決し、七八年三・一一全国闘争の地平にガツチリと立ち切り、△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の原則を推し立てて、「抗告棄却―死刑執行」攻撃を粉碎し、赤堀氏奪還の血路を切り拓くことに全てを賭けねばならないのだ。

△三鑑定・八証人・十六証拠▽を高々と揚げ、△無実・差別▽の全人民化と△糾弾・奪還▽の階級的共同闘争で、「再審困難論」の日和見主義粉碎し、再審の扉をこじあけよ!

1 島田事件とは・・・

今から二六年前のことである。一九五四年三月十日、よく晴れた日だった。静岡県中部にある地方都市島田市で幼稚園児がいなくなつた。島田駅から十分足らずの繁華な町並にある快林寺境内の島田中央幼稚園で園児の佐野久子ちゃんが行方不明になつたのである。

久子ちゃんは四日目の三月十三日朝、無残な死体で発見された。死体発見現場は、大井川を渡った初倉村の地獄沢という小高い山のクマザサの茂つた薄暗いところである。この「幼女誘拐致傷殺人事件」がいわゆる島田事件である。

警察の聞き込み捜査の結果、九人の目撃証人が得られた。中野ナツ（当時六五歳、故人）、長谷川睦（豆腐屋の店員、十七歳）、太田原松雄（幼稚園児、六歳）、鈴木恭子（六歳）、小林和夫（パン屋の店員、二十一歳）、工事現場で砂利採取をしていた女の人たち、鈴木鉄藏（逢来橋の橋番、六九歳・故人）である。

三度にわたつて目撃した中野ナツは、三月十二日、警察でこう述べている。

「その男は一面識もなく、どこの人かは存じません。私の見たところでは、年令は二五・六歳から二七・八歳くらいで、丈は五尺二寸ぐらい、やせ型で面長く、色の白い人です。頭の毛は長く、油をいくらかつけて分けておりました。メガネはかけておりません。着衣はネズミ色の背広で、ズボンは黒い色でした。持っているものはありません。」

（中略）中央幼稚園に劇があつた日なので、家の人と一起来て、その帰りだうと思つたので、別に不審な感じはありませんでした。男の人は、私の見たところでは労働をする人のようではなく、勤め人かなにかのよう見えました。

鈴木鉄藏は、三月十日、午後一時頃、「ノコギリの目立

誘拐少女、惨死体で発見
静岡榛原の山林で
死体発見から三月日
ひさ子ら殺し犯人捕る
事件を報じる「中日新聞」

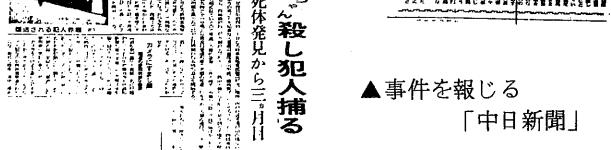
▲死体発見から三月日
ひさ子ら殺し犯人捕る
事件を報じる「中日新聞」

誘拐少女、惨死体で発見

死体発見から三月日
ひさ子ら殺し犯人捕る
事件を報じる「中日新聞」

誘拐少女、惨死体で発見

死体発見から三月日
ひさ子ら殺し犯人捕る
事件を報じる「中日新聞」



てをしながら（橋の）番をしていると（小屋の）前の方を人が通ったように思つたので振り向いたら、もう一間も橋番のいる所を通り過ぎていた。『おい、橋銭をおいていけ』と言つたら、若い男が振り返つて『向う岸へ行つてから親父にもらって帰りにおいてくる』と言つて女の子を連れて行つてしまつた。』その時の男の人相は「労働者のようを感じ」「その時の印象で、これは土地の人間ではないと感じた」と述べている。

この二人をはじめとする九人の目撃者の証言から総合して考へると犯人像は次のようである。

年令は二五・六歳の男で頭の毛は油をつけて分けていた。

色は白く、身ぎれいで、こざっぱりした身なりをしている。

勤め人風である。見慣れぬ男であり、土地の人間ではない。久着飾つた女の子を連れていても不審な感じを与えない。久子ちゃんの態度から、久子ちゃんの親戚の人かと思われた。

死体発見後、大規模な捜査が開始された。十四日には、モンタージュ写真が作られ、さらに快林寺から地獄沢までの犯人の足取りが判明し、十四・五日には犯人の足跡も発見された。二五日には、死体解剖を行なつた鈴木医師（警察鑑定医）により死体解剖鑑定書が出された。犯行順序が「頸部絞扼—陰部への加傷—胸の強打」という鑑定である。捜査本部は、当初より、島田周辺に住んでいた被差別部落民、「前科者」「変質者」「浮浪者」「精神障害者」など

2 差別的見込捜査

死体発見後、大規模な捜査が開始された。十四日には、モンタージュ写真が作られ、さらに快林寺から地獄沢までの犯人の足取りが判明し、十四・五日には犯人の足跡も発見された。二五日には、死体解剖を行なつた鈴木医師（警察鑑定医）により死体解剖鑑定書が出された。犯行順序が「頸部絞扼—陰部への加傷—胸の強打」という鑑定である。捜査本部は、当初より、島田周辺に住んでいた被差別部落民、「前科者」「変質者」「浮浪者」「精神障害者」など

どのリスト・アップから捜査を開始した。捜査のべ人員四千名を動員し、二百数十名をリスト・アップし、「捲問王」紅林警部も参加し、徹底した見込捜査を行なつた。捲問による取り調べが続いた。当時の捜査本部担当官であつた相田兵市警部をして「数名の自白者が出て」と言わしめたほど過酷なものであつた。

しかし、「自白」をさせてみても、モンタージュ写真とは違つて、アリバイが成立したりして、「犯人」を

断定できず、捜査は難航した。四月九日、静岡新聞は、こう報じている。「捲問振り出しに戻る。」

五月に入ると捜査は完全に行きづまり、警察の威信は地位に落ちてしまった。

ここで紅林なる刑事を紹介しておこう。一九四五年静岡県二俣町でおこった一家四人殺害事件、いわゆる二俣事件において、紅林刑事は、集中的な見込捜査と捲問による取調べを強行している。しかし「犯人」を断定できず、捜査本部は解散に追い込まれた。そこで紅林は、須藤青年を署内の武道練習場へ連れ込み、連日の捲問で「犯人」にデッチ上げたのである。須藤青年は、一・二審で死刑判決を受けつつも、最高裁で差し戻し、無罪を勝ちとつている。

このデッチ上げの張本人が紅林であり、警察権力を体现し、だからこそ総資本の意志を最も受けて階級支配の護持者として、島田事件の捜査本部に送り込まれるのである。

3 赤堀さんはデッチ上げられた!!

マスコミや市民の非難が警察に集中し、迷宮入りが噂される中で、五月二十四日早朝、岐阜県の鵜沼、大山の鉄橋の検問所で放浪中の赤堀政夫さんが、不当にも拘束された。赤堀さんは二百数十名のリストに乗つていたのである。

赤堀さんは、なぜ不当逮捕されたのか。ここで我々は赤堀さんの生活史を見ておかなければならない。

赤堀さんは、一九二九年五月十八日、静岡県島田市本通り七丁目に生まれる。履物屋を営む実父母の下で、兄姉二人、妹二人と共に養育された。学令で尋常小学校へ入学し、四四年三月に国民学校高等科を卒業。学業は振わず、成績も下位であった。同年輩の子供たちと一緒に遊びたかったが相手にされず、年下の子や妹たちと、または一人で遊んでいた。「ドモリガアッテ、本がウマク読メズ、勉強ワ、キライダッタノデス。」「学友の人たちからは私は毎日毎日ヒドクイジメラレティタノデス、泣（カ）サレティタノデスヨ。」と赤堀さん自身語っている。

教師はどう見ていたか。「精神的におくる。何事も原始的の感あり。」「幼時脳膜炎を患つたため頭脳の働きにぶし」と学籍簿に記載されている。

当時は、戦時中から戦後へかけての時期であり、赤堀さんの家の生活も相当苦しかつた。

国民学校卒業後、四六年に少年院入所。飢えをしのぐため、窃盗でつかまつたのである。四八年、夏頃から約一年

間、土木業S組に勤務するが、人員整理のためやめさせられる。四九年、窃盗で静岡刑務所に入るが、自殺未遂のため静岡市内の溝口病院に入院させられ、五三年に釈放される。約一ヶ月静養した後、職を求めて名古屋に行くが、「前科者」で出獄したばかりの人間を雇うところはなかつた。そのうち宿もそれなくなり、「エキヲ自分のネグラニキメマシテ私は一人でバタヤをハジメタノデ有ます。」こうして初めて長期的な放浪生活が始まる。

赤堀さんが、教育、地域社会、職場から追われ、「前科者」で「入院歴」があるという生活史を持つが故に、権力者は赤堀さんをリスト・アップし、五四年五月二十四日に不当にも「窃盗」容疑で別件逮捕の暴挙に出たのである。この五・二四をもつて警察・マスコミ一体となつたデッチ上げが開始されるのである。

マスコミは翌朝の新聞で、一齊に「犯人捕まる」「犯人は赤堀か」と、写真入りで報道した。

赤堀さんは久子ちゃん殺し事件について何一つ知らず、また赤堀さんと犯人を結びつける証拠も当然あるわけはない、五月二五日釈放となつた。警察は、たくみな口実で赤堀さんを二八日まで金谷民生寮に泊ませ、兄の赤堀一雄さんが聞きに行つても、警察はわざと教えなかつた。

赤堀さんは、民生寮で記念写真をとつたりして平穏な生活をしていた。民生寮の寮母であった河村さんは、手紙で次のように述べている。

「彼はほがらかに何のくつたくもなく、少しの暗さもな

く仕事をしました。」「警察から呼び出しがあり、警官に連れて行かれるときも不審そうな顔をしておりました。主人をはじめ子供たちまで私共一家の者は、二、三日共に生活して居りましたので、彼が大それた罪を犯した者という感じは、少しも持つて居りません。私は思いますのに、大

金谷民生寮の赤堀さん。
(五月二七日 中央の人)

罪を犯した者が警察へ行って宿泊許可を貰つたり、犯行現場に近い町に二、三日も平気で宿泊して居る事など不思議でなりません。果してこの人が、大罪を犯したのかと納得が行けません。」



警察は、五月二八日早朝、別件再逮捕の暴挙に出た。取り調べは、逮捕理由の窃盗事件ではなく、久子ちゃん殺しについてであった。

赤堀さんは三月十二日、大磯署で失火容疑で取り調べられ

たことを思い出したが、平塚署と勘違いをして答えてしまった。平塚署の、そのような事実はない、という回答に勢いづいた警察は、赤堀さんの主張するアリバイというアリバイを強圧的に否定し、罵倒し、さらになぐる、ける、などの肉体的拷問を連日行なつてゐたのである。

三〇日、ウソの「自白」をさせられたのである。獄中から赤堀さんは、拷問の事実を次のように怒りをこめて暴露している。

「十六時間の間ひだは一度も私には便所へはいがせてくれないのです。調べ中のときには、スワッタママデ私ワ小便ヲモラシタノデアリマス。余りにもヒドイ、ザンギヤクナ、ムゴイ、ゴウモンデ攻メルのです。私は人ゴロシハヤッテハオリマセンデス。罪ハ犯シテハオリマセンデス。赤堀政夫ハムヂツノ、ムヂツノ者デアリマス。」

そして、一九五四年七月二日、第一回公判において、赤堀さんは起訴状をたたきつけ、「この起訴状は間違っている」と無実を叫んだのである。以来、今日に至るまでの二六年間、赤堀さんの態度は一貫しており、無実を叫び、闘っている。

4 赤堀さんは無実だ!!

我々は、赤堀さんの血叫びを原点として、警察・検察と一体となつた裁判所の、きわめてデータラメな筋書きを冷厳な事實をもつて暴露していくねばならない。かくして、赤

堀さんを抹殺せんとする日帝の全論理が「赤堀は「精篭」だから死刑だ」という一点につきることを見出すであろう。

（1）物的証拠

△足跡△

この事件で、現場に残された物的証拠は、唯一、足跡だけである。指紋もなければ血液型の同一性もない。しかも、この足跡は、赤堀さんと犯人を結び付けるものでは全くないのである。

赤堀さんはいていた長靴は、三月三日に由比町末石宅で盗んだものであり、『三ツ馬印』の長靴であることは当初より判明していた。警察は、『丸熊印』のゴム長靴と判断し買った人間をしらみつぶしに調べていったが、なぜか捜査は途中で打ち切られた、という過程がある。

検察側は、その後、足跡石こうを「紛失した」といつてかたくまに隠し続け、裁判所も五八年一審死刑判決以降、七七年三・一一棄却に至るまで死の沈黙を守つてゐるのである。

しかし、粘り強い闘いの前に、検察側は、足跡石こうを提出せざるを得なかつた。「紛失」した足跡をなぜ提出できるのか。ここに検察と裁判所のペテンと、赤堀氏に獄中二六年を強制し抹殺せんとするどす黒いたくらみを見ざるを得ない。

△警察の調書はすさん



平沢教授
再審請求へ援軍

△足跡は別人の△の事件
島田

2.4.80
アサヒ



赤堀の足跡

△平沢鑑定△

提出された足跡石こうは、東京工業大学、平沢弥一郎教

授が鑑定し、今年二月三日に鑑定結果が明らかにされた。二月八日には、東京高裁判事第三部に即時抗告の理由を補充する証拠調請求書として提出された。

この平沢新鑑定によつて、大井川河原に残された足跡が、ゴム長靴によるものという不動の前提が引っくり返され、革靴によるものであることが明らかにされた。

第一に、①現場の細かい砂地では約十年はいたゴム長靴でも底の模様がつくのに、足跡には模様が全くな。②足跡は先端がとんがっているが、当時のゴム長靴で先端がとんがつたものはない。③かかとの部分の内側先端が外側先端にくらべたら五ミリメートル前に出ているのは革短靴の特徴と一致する、などをその理由としてあげ、長い間はき古した靴であることを明らかにしている。

第二に明らかにしているのは、赤堀さんの足のサイズとは合わず、赤堀氏にはこの「足跡」の靴をはくことは不可能である、ということである。

足跡から判明した革靴をはいていた者は、足長二五・五センチ、足巾八・〇センチ、身長一六〇から一七〇センチ、〇脚で、ゆっくりした歩行パターンの男である。これに対し、赤堀さんは、身長一五二センチ、足長二二センチ、足巾九・七センチ（「異常な」筋肉の突出がある）、軽敏な歩行パターンである。

ここから導き出される結論は、足巾が赤堀さんの方が一・七センチも大きく、筋肉の突出もあることを考えれば、革の短靴をはいて、歩くことは不可能ということである。仮

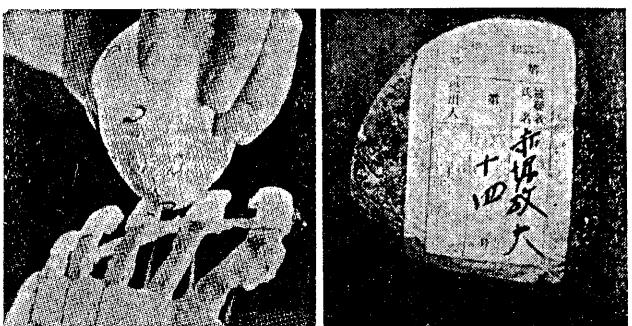
に、歩行が不可能であることを度外視し、赤堀さんがこの革靴をはいて大井川河原を歩いたと想定した場合、靴跡の左右周辺部に明らかな痕跡（足巾のはみ出しによる痕）が残るはずであるが、証拠の石こう、写真には、それが全くない。したがって、いかなる靴であつても赤堀さんと現場の靴跡をつけた人物は別人である、ということである。

これ以上の説明は必要ないであろう。私たちは、赤堀さんは、はいていた靴が「三ツ馬印」の長靴であり、約半年前に購入した新しいものであることを再度確認しておけば充分である。

△持ち込まれた「凶器の石」▽
物的証拠が唯一足跡であること、そして、その足跡が赤堀氏とは別人であることを明らかにしてきた。しかし、警察一検察一裁判所は、凶器としての「石」をデッヂ上げたのである。

久子ちゃんの胸の傷は、何によつてつけられたのか。死体発見当日、現場検証が、死体を中心として半径六メートルにわたり徹底的になされたのであるが、凶器とみなされるものは何一つ見つかっていない。ところが、三ヶ月近くたつて、しかも赤堀さんの「自白」後、こつぜんと「石」は現われるのである。

「石の発見」に際して、立ち会わされた近くの農夫、桑田重秋さんは、当時の模様を次のように語つてゐる。
「自分は警察官から本件現場付近に石があるから立ち会



この石では肋間筋の傷はできない

証拠にデッヂあげられた石

発見できなかつたのか、現場検証の調書にも、石については何ら記載がないのである。また、百歩譲つて、仮に現場から発見されたという裁判所の立場に立つたとしても、石からは血痕が発見されておらず、肉眼で見えない血痕を化學反応で調べるルミノール試験さえ行なつてないのである。つまり、石を凶器とする根拠は全くないのである。

警察一裁判所の物証をデッヂ上げるやり口は、権力の常套手段である。

狹山差別裁判においては、石川一雄さんの家を徹底して捜索したあと、かもいから万年筆が発見されている。時計、カバンにしても同様の汚ないやり口で物証としてデッヂ上げたのである。

幸浦事件では、警察があらかじめ死体の場所を発見しておいて埋めなおし、捜問による「自白」の後、発見させるというペテンを弄している。「自白」した幸浦事件の被告たち

裁判所は、これらの証言を黙殺し、「捜査の経過によれば、前記佐野久子の左胸部の傷は、被告人の供述によりはじめて、被告人が判示の石で殴打したことによってできたものであることが判つた。（中略）その凶器を推定できなかつたと認めるのが相当である。」（一審判決）と居直り三・一「棄却」もまた一審判決を護持し、「秘密の暴露」とまで言うのである。

髪の毛一本も見逃さないといわれる現場検証で、死体からわずか一・五メートルの所にあつたこぶし大の石をなぜ

は、最高裁で無罪を勝ちとっている。

裁判所のいう、犯人しか知りえない「秘密の暴露」なるものが、いかにデタラメなものであるか、わかるであろう。

△犯行順序△

今まで見てきたように、赤堀氏を犯人と結びつける物的証拠は全くないことが明らかとなつた。それでは、赤堀さんは「犯人」とする裁判所の根拠は何なのだろうか。その法医学鑑定幼女の死体に残された生前の記録は、新たな上田・太田鑑定によて、赤堀さんの無実をあきらかにした。

一、強制白調査の犯行順序は、まちがついている。

二、凶器が石でないことが証拠づけられた。

根拠は「自白」だけである。デッキチ上げた「自白」のみをもつて刑判决を下しているのである。

「自白」のみをもつて刑判决を下しているのである。

凶器は石であるかどうか	犯行順序			
	生	死	死	死
凶器は不明	首をしめる	首をしめる	首をしめる	首をしめる
(情交関係不詳)	死	死	死	死
(胸をうつ)	死	死	死	死
鈴木鑑定	死	死	死	死
古畠鑑定	死	死	死	死
田中鑑定	死	死	死	死
上田鑑定	死	死	死	死

「自白」のみをもつて刑判决を下しているのである。

は、殺された久子ちゃんの胸の傷は、生前の傷か、死後の傷か、ということである。

すべてに述べたように、大井川河原で解剖した鈴木院師は、犯行順序を「頸部絞扼—姦淫—胸を強打」つまり胸の傷は死後、と鑑定している。しかしに「自白」では、「姦淫—胸を石で強打—頸部絞扼」つまり胸の傷は生前のものとされている。

このように明白な事実と「自白」の違いを前にすれば、「自白」は強制されたものであり、従つて赤堀さんは無実である。と結論するのが当然である。ところが、そう結論しなかつた。裁判所は何をしたか。

弁護人の発言する機会である最終弁論を待つて、古畠種基に鑑定のやり直しを依頼した。古畠は「法医学は社会の治安維持のための公安医学であるといつてよい」と公言してはばかりない人物であり、裁判所の期待通りに鈴木鑑定をひっくり返した。つまり、「自白」に合わせて鑑定書を提出したのである。

静岡地裁は、弁護士の反論する機会を奪い古畠鑑定が、「自白」と一致することという点を重要な決め手として死刑判决を下していくのである。更に許す事ができないのは、「自白」と鈴木鑑定とのくい違いは「警察が誘導したのではない」という証拠だ」とまで言つてゐる事である。

ところが、三・一「棄却」では、古畠鑑定が崩壊したこと

を再三認めていた。(つまり「自白」と事実は一致しないことを認めたのである。)にもかかわらず、赤堀さんが

「犯人」とあると強弁する。
つまりところ裁判所の「論理」はこうである。「自白」と事実が一致しても、しなくとも赤堀が「犯人」なのだ、という事である。かかるきわめてデタラメな裁判を支えているものこそ、「精神障害考」に対する徹底した差別であることを後にみるであろう。

古敗鑑定を崩壊に追い込んだ太田、上田鑑定をみることで、赤堀氏の無実を更に確信していきたい。

太田鑑定は、胸の傷は石ではできないということを科学的な実験結果によつて明らかにした。死体は、助骨に傷がついていた。しかし、(1)七歳の女子の前胸部の模型を作つて証拋の石をぶつけても助間筋を挫滅させることはできない。助骨に傷を付けずに助間筋を挫滅させるほど助骨は広がらないのである。(2)粘土に証拋の石をぶつける実験をしたが、胸の傷と同じような型はできなかつた、ということである。

上田鑑定も、胸の傷は、平行関係を保ち、このような傷は証拋の石ではできない、ということを明らかにしている。

② 不在 証明イリバナ

赤堀さんの上申書、手紙、面会、そして現地調査を通じて、明らかになつたアリバイを見ていきたい。

三月三日、学を出て、由比町で長靴をとり東田子浦西方の「お宮さん」に泊まる。

三月四日、三島市郊外の智方神社でねる。

三月五日、智方神社を朝早く出発し、沼津—熱海一小田原へと歩き続け、酒匂町に泊まる。

三月六日、平塚から上野へ電車で行き、上野松竹映画館前カラフリ出シタ

三月七日、上野駅裏でねる。

三月八日、クズ鉄を藤田という古物商に売り、

三月九日、神田駅近くの常盤公園でタキ火をして「便所の土間の上にナンキン袋をひいて二人りはねたのです。」

三月十日（事件当日）、朝七時に出発し、「横浜駅の時計を十時頃（夜）見」て、外川神社に泊まる。この外川神社は、赤堀さんからの手紙と絵地図とともに檜山、篠原両氏が歩き歩いて見つけたものである。赤堀さんは、五六年の現場検証の際、歩いた道を車で行かされ、さらに大きな男に左右をはさまれ後部座席の真中に座らされたため、外川神社を見失つたのである。

三月十一日、藤沢市内の妙善寺、正宗稲荷に泊まる。五年の現場検証で、赤堀さんは、稻荷神社床下のサンの木板を実際に抜き、中に入ることを証明した。検証に立ち合つた裁判官は声も出せぬほど驚いたといふ。

三月十二日、大磯署に失火容疑で逮捕される。赤堀さんは、はじめ平塚署とカン違いをしてため、一層ひどく痛めつけられ、大津静岡大学分校近くの農小屋に泊まつたといふウソの「自白」を強いられた。

三月十三日、大磯署を釈放後、岡本佐太郎さん（未だ発

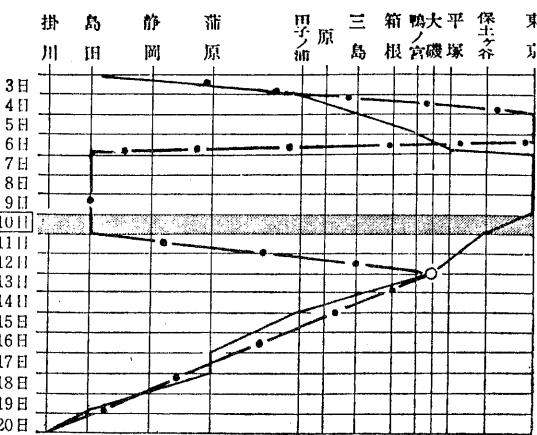
見されていない」と「西下ラシテキマンタ。」

三月十四日、更に西下を続け、箱根の山中で芦ノ湖を見る。

以後、放浪を続け、三月二〇日、警察に行けばメシと寝所ぐらいは保証されるだろうと思い掛川署に出頭する。

この赤堀さんのアリバイに対し、裁判所はこじつけの論理で強引に否定し、都合の悪い所は黙殺しているのである。昭和29年3月の

赤堀さんの足取り——裁判所の認定



なんとしても、七日から十日にかけて赤堀さん

が島田にいたことをデッヂ上げようとするのである。

三月五日、沼津一熱海一小田原を歩いた、と

いうことについて、一審判決は、実際に歩くこと

もせず「六〇キロメートル以上に及んでいるこ

と、東京に行く順路といえぬこ

雪がなく、曇である」（東京関係の天気概況）から「上野へ着いた時雪であり、翌日の朝まで降っていた、との（赤堀さんの）供述と合致しない。」

これでは、赤堀さんが何を言おうと「犯人」だ、ということ以外何も意味してはいない。

三月十日の事件当日、宿泊した外川神社について。五六年の現場検証で外川神社を見失い光安寺を指さし、二審でデータメを言っているということになった。六九年、外川神社が発見され、アリバイが揺るがないものになると、三一一棄却は「新証拠としては認められるが日付の特定にはならない」と切り捨てた。つまり、赤堀さんの図面通りに発見されたが三月十日に泊まった証拠にはならない、というのである。なんという言い草か。外川神社に宿帳もあるというのであろうか。『日付の特定にならない』というの

とを見れば信用することが出来ない』と問答無用で切り捨てる。しかし、①現地調査では歩けることを証明し、②「東京に行く順路」も、熱海、箱根、御殿場を経由する少なくとも三つのルートがあるのである。

三月六日のアリバイについて。赤堀さんのいう通り、雪が降っていることが横浜測候所記録で明らかになると「被告人のような知能程度の人間が天候という通常ありふれた事柄を証言することは、ただちに首肯し得ない。」「眞実被告人の記憶に基づくものであることは疑わしい。」（一審判決）と切り捨てた。

三・一「棄却」は何と言っているか。三月六日は「降雪がなく、曇である」（東京関係の天気概況）から「上野へ着いた時雪であり、翌日の朝まで降っていた、との（赤堀さんの）供述と合致しない。」

これは、赤堀さんが何を言おうと「犯人」だ、ということ以外何も意味してはいない。

三月十日の事件当日、宿泊した外川神社について。五六年の現場検証で外川神社を見失い光安寺を指さし、二審でデータメを言っているということになった。六九年、外川神社が発見され、アリバイが揺るがないものになると、三一一棄却は「新証拠としては認められるが日付の特定にはならない」と切り捨てた。つまり、赤堀さんの図面通りに発見されたが三月十日に泊まった証拠にはならない、というのである。なんという言い草か。外川神社に宿帳もあるというのであろうか。『日付の特定にならない』というの

であれば、なぜ裁判所は、わざわざ車に乗せて外川神社を捜しに行つたのか。
三月十二日、この日警察は、はじめ「赤堀は島田にいた」と言つていた。しかし、大磯警察署にいたことが判明する
と、あつという間に九一キロメートル東の大磯へとんでしまつたのである。
それ故、警察による赤堀さんの足取りは、極めて不自然な経路になつてしまつてゐるのだ。

(3) 目撃証言

犯人は、久子ちゃんを幼稚園から連れ出し繁華街を通り抜けている。そして、九人が目撃している。

まず、犯人の風体と赤堀さんのそれを比べてみよう。すでに述べたように、犯人は頭の毛に油をつけて分け、色白で身ぎれいだ、という証言がある。三月十日のことである。

二日後の三月十二日、大磯署で赤堀さんを取り調べた千田、山本両警部は、こう述べている。髪の毛は何ヶ月も床屋へ行つたとは思われないボサボサの髪で、ホコリばかり。無精ヒゲを生やし、垢じみた状態である。と。

同一人物が、わずか二日間で、これほど変化できるのだろうか。自然に考えれば、犯人を目撃した人々の供述から浮かびあがる若い男は、決して赤堀さんではないのである。一審判決は、三月七日に赤堀さんと会ったという松浦武志証言をもって、この風体の違いを圧殺したのである。すなわち「被告人に会ったとき、その服装は格別薄汚いわけ

でもなく、浮浪者の様な恰好にはみえなかつた」と松浦が言うのであるから「犯行当日の目撃者が右のよう�述べたからといって、目撃されたものが被告人でないとはいえない」と。
しかし、松浦のいう三月七日の天候が、実際と全く異なつていたという事実の前に、裁判所は松浦証言を捨てざるを得なかつた。この一点をもつてしても、一審判決の正当性はなくなつたのである。

三月七日から十日まで島田にいたとする裁判所は、もう一人の証言、小山睦子証言を認定している。三月九日、赤堀さんから小包み二つを渡され、赤堀さんの家にもつていつた』というものである。小山証言のいう小包み二つとは何か。警察一検察一裁判所は、この中身を全く明らかにできず、押収品目にもないのである。

これに対して、赤堀むつみさんの証言一小山が会つたのは三月九日ではなく、二月二八日であることを日記を根拠に証言している一を全然とりあげない。つまり、親戚の者の証言であり、また日記にはあとからいくらでもつけ足すことができる、という理由で切り捨てているのだ。

次に鈴木鉄蔵（蓬莱橋の橋番）が檜山さんにこう語つてゐるのは重要である。『政夫は良く知っている。兄さんに釣りに連れて来られたので知つていて。赤堀さんは犯人では全然ないよ』ところが、鈴木さんは、裁判で『赤堀に違ひない』と言い、檜山さんが会おうとしたが、どんな事があつても会うことができない、と言い、遂に会えなかつた、

ということである。

目撃証言についてまとめておきたい。

第一に、松浦証言の崩壊にみられるように目撃証言は、デッタ上げがいくらでも可能であり、他の裁判でも行なわれていることである。弘前事件では、「おばあさん」この人に間違いない」という証言を決めてとして有罪判決を受けた。しかし、真犯人が名乗り出て無罪になった。この判決文の中에서도、「目撃証言は信用できない」と言つている。

第二に、松浦が「七日に会った『小山が』九日に荷物を渡された」という証言は、本来何の意味もないものである。万が一、小山証言を認めたとしても、赤堀さんが島田に居た、ということ以上の何の意味もない。当時、島田市には四万人もの人が居るのだ。赤堀さんが島田にいたとしても犯人であるとする根拠は全くないことは、当たり前のことである。

最後に、島田市は、赤堀さんの生まれ育った街であり、事件当日歩いたならば、何故、知人の目撃証人がいないのか。なぜ繁華な通りを久子ちゃんを連れて歩く必要があったのか。裁判所は全く答えられないのである。

④ わび文句について

古畑に鑑定の崩壊を認め、さらに松浦証言も動搖したとして捨てざるを得なかつた三・一一「棄却」は、なおかつ赤堀さんを「犯人」に仕立てあげるのである。

⑤ 赤堀差別裁判糾弾!!

この島田事件－赤堀差別裁判において、いかに「自白」がデッタ上げられたか、警察－検察－裁判所の論理がいかにデタラメであるか、をみてきた。

裁判所は、なぜ、こうまでして赤堀さんを「犯人」に仕立てあげようとするのか。警察－検察と一体となつた裁判所の真意は一体何なのか。この点こそ赤堀闘争の核心的な生命線である。

すなわち、それは「かかる行為は、おそらく通常の人間にはよくなしえない悪虐非道・鬼畜にも等しいものであると言わざるを得ないであろう。(中略) 被告人は、先に認定した通り、知能程度がひくく、軽度の精神薄弱者であり、その経験をみると、殆ど普通の社会生活に適応できない」(一審判決) 従つて「社会防衛のため、また社会秩序維持のため、かかる犯人は社会共同生活の不適応者として排除抹殺しなければならない」(検察側論告) ということなのである。

権力の意図するものは、直接的には、犯人を二ヶ月以上も逮捕できなかつた「警察の威信」を保つことになり、本質的には、「障害者」に対する差別意識を扇動し、「障害者」を「社会不適応者」「危険な存在」として市民社会から除外しなければならないのである。

裁判所が「犯人」であるとするのは、内容的には①わび文句、②凶器とされた「石」、③目撃証言、の三つである。

「石」と目撃証言については、今まで述べてきたので、わび文句について、これが何の意味ももたないことをみていただきたい。

裁判所は、こう言う。留置中の赤堀さんが警官に、取り調べ中でもない時に、「大罪を犯してしまいました」とわびている。これは「自発的発言」であり、改悛に基づく発言であり、高度に信憑力を有する発言」である。また「小さい子供の声が聞こえる。私が殺した子供が生き返って話しているような気がして、夜などは恐ろしくて眠れません」これは「感動・恐怖に基づく言葉」である。「犯人」でなければ、このような素直な言葉が言えるわけはない。わび文句があるから赤堀がやつた、と言うのである。果してどうか。

「墓に線香をあげさせてくれ」といった幸浦事件、私の現在の心境というほう大なぎんげ録を書いた二俣事件、一人殺したのだからどうせ殺されるなら自分で死んだ方が良いと看守に話した小島事件、また六人殺し事件では、「御仮の袖にすがりついて罪をくい 六つの影に手を合わせ日」という和歌まで作っている。これら、いわゆるわび文句を書いたたちは、みんな無罪を勝ちとっている。狹山事件では、写真に収めるためにパンの袋を切り開き「中田善枝さん許して下さい」と書いている。石川さんは、兄さんが犯人だと思われ、兄さんを救おうと思った、と言つ

ら排除し、隔離、抹殺を社会的に行なっていくことである。底辺に組みしかれた「障害者」が、まさに差別によってデッタ上げられていく構造にこそ、階級支配の維持・存続という支配階級の大目的があることを見なければならない。

一九四九年中國革命、五〇年朝鮮戦争といふ、まさに革命と反革命の全世界的な血みどろの闘いの中で、日本帝国主義は、国際的な侵略反革命の一翼として、アジアにおける先兵に自ら延命の道を見出していく。五三年の池田ロバートソン会談を下敷きとしてM S A協定を結び、独自の帝国主義軍隊づくりを開始していくのである。その国内支配体制を、侵略反革命戦争へ向けた地域治安弾圧体制として確立せんとするのである。すなわち、戦後革命の虐殺をもって、五〇年「精神衛生法」、五二年「破防法」、五四年第一回全国精神衛生実態調査と一連の攻撃をかけ、ファシズム統治機関の基軸をなす破防法－保安処分体制を準備する時期である。

かかる階級情勢の下で、五四年、赤堀さんはデッタ上げられたのである。このことをはつきりと押さえておく必要がある。

帝国主義のフレーム・アップ攻撃には、必ずと言つていほどの政治的に基く、ブルジョアジーにとっての階級的根拠があるのである。この視点を欠落させた者は、歴史的な「障害者」差別と帝国主義のフレーム・アップ攻撃を立体

的にとらえることができないのである。すなわち、一方で、差別を抜きにしたえん罪＝公正裁判を語る傾向を生み、他方でブルジョアジーの階級的根拠を欠落させた差別者－被差別者（赤堀闘争においては「障害者」と「健全者」）の二元論に基づく「糾弾」闘争の傾向を生み出すのである。

ここにおいて、私たちの闘いの方向性は鮮明である。すなわち、赤堀さんの獄中二六年の怒りを原点とし、赤堀さんの無実を満天下に明らかにするものとして三証人・九証拠と平沢足跡鑑定の採用・開示を迫り、赤堀さんを生きてとりもどすことである。

同時に、捜査過程から七七年三・一、「棄却」を貫いた「精神障害者」に対する差別を徹底的に糾弾しなければならない。とりわけ一審段階において重大な争点であったアリバイ、犯行順序などがすべて崩れ去ったにもかかわらず、「精薄」であることを唯一の根拠に一審判決を護持し、赤堀さんを抹殺せんとする三・一「棄却」を糾弾しつくさねばならない。

赤堀差別裁判糾弾闘争において、△無実－差別△を一体的に明らかにして、△糾弾－奪還△を階級的共同闘争として推し進めることが闘いの勝利の道であることを鮮明にしなくてはならない。

現在、日帝・鈴木内閣のファシズム攻勢がますます吹き荒れる中で、赤堀闘争が「障害者」解放闘争の基軸的な闘いであることをはつきりと抑え、その闘いを階級支配

の根幹に迫る闘いとして展開しなければならない。
△無実－差別△△糾弾－奪還△を原則として権力闘争と「障害者」解放闘争を車の両輪として、赤堀闘争の爆発を勝ちとれ！

特集●赤堀闘争

77年3・11第四次再審請求棄却を弾劾せよ！

三・一一アピール

七七年三月十
一日、静岡地裁

伊東は無実の叫
びを圧殺し死刑
執行の道を開く
べく、赤堀政夫

死刑執行を許すことは自分のままで
あり裁判所・検察官・真犯人の勝ちにな
なるから絶対にそういうことはしませ
ん。今回の静岡地裁・裁判長伊東正七

郎の再審請求棄却決定に対し、黙つて
すませることは出来ません。

命ある限り、弁護士、そして闘う仲
間と一緒に力をあわせて、これからも
無実を晴らすため闘ってゆきます。

最後までガンバル
(三月十二日、面会した関東闘う会の
仲間に発したアピールを編集局の責任
で掲載します。)

この「三・一

一再審棄却」決
定こそ、差別と
虐殺・侵略と排
外主義の日本フ
ァシズム攻撃で
ある。

「三・一一再



我々は、「障害者」解放斗争の未来をかけて、日帝の三一・一棄却攻撃を粉碎しなくてはならない。

I 七七年三・一「第四次再審請求棄却」

決定を弾劾せよ!!

我々は、七七年三月十一日静岡地裁伊東正七郎裁判長によつて打ち下された第四次再審請求棄却を満腔の怒りで弾劾すると共に、この攻撃の本質を今一度確認しなければならない。

まず何よりもこの決定こそ、差別と虐殺・侵略と排外主義のファシズム攻撃であること、この点を見抜かなくてはならない。獄中二十四年の赤堀氏の血の叫びが、正に、人類前史の総決算を要求し、赤堀氏の斗いが最底辺に組みしかれた「精神障害者」「障害者」自らの斗いとして階級分断支配の根幹をゆるがさんとした時、日帝・国家権力は、その全体重をかけて差別・反革命攻撃をかけてきたのだ。この決定は、何よりも死刑執行一死刑台への道を開き、「障害者」の虐殺を公然と宣言したことに他ならず、まさしく保安処分攻撃そのものなのである。

三・一・一棄却決定は、

① 凶器の「石」について。「新鑑定」の提出によつて「石で胸を打った」とする認定が動搖した権力は、「もち論、その肋間穿孔がどのようにしてできたかは認定できないけれども……（中略）・・・本件『石』で佐野久子の左胸部を殴打したものであるという認定を否定するもの

ではない・・・」と詭弁をもつて新証拠を抹殺した。
自らブルジョア法の「裁判は公正」という幻想さえかなぐり捨て、「障害者」差別裁判の本質を露わにしたのだ。

さらには強制自白によって作られた犯行順序の誤りが満天下に暴露され「古畑鑑定」の崩壊を認めざるを得なくなり、「犯行順序に関する原確定判決の事実認定は誤っているのではないかと思われ・・・被告人（＝請求人）の司法検察官及び検察官に対する供述調書や勾留質問調書における供述は根本的に再検討を要することとなつたのである。」が、原確定判決の「犯行日前後の行動に関する供述が再三変化したりしているのは被告人の生活歴、智能程度に照らして自然なことである。」という主張を肯定し、強制自白には「迫真力がある。・・・・・眞実の重みを有している。」と、赤堀氏の無実の血の叫びを無視し、切り捨て、強制自白に依拠し全面的に居直るのだ。これが「障害者」差別ではなくて何であろうか！

これこそまさに棄却のための棄却決定であり、全「障害者」に対する抹殺攻撃であるのだ。
『被告人の智能程度が低く軽度の精神薄弱である』から犯行自体について『請求人の記憶は時を逐つて統一されていない。』という、三・一・一再審請求棄却決定の内実こそ、赤堀氏を何が何でも「精神障害者」差別によって死刑にせんとする、抹殺攻撃一保安処分の先行的実態以外の何ものでもない。

③ その他日撃証人の証言が度か變つてることについて

て、いくらころごろ目撃証人の証言が變つても、『請求人を犯人とする上で重要な証拠価値を有す。』と自らのブルジョワ的合理性さえかなく捨て、三月十日に泊つた

外川神社についても、「十日に泊つたという証拠がない」と、詭弁を弄し、三月七日に赤堀氏と島田市で会つた、という松浦証言の信憑性が完全に崩壊したにも関わらずこれを無視し、三月六日に上野で雪と、映画館の看板である「ぬれ髪の権八」を見たという証言が、事実であることが立証されているにも関わらず六日に東京に居たといふ証拠にはならないと暴言をばくのだ。その他様々な証拠についても、切り捨て黙殺している。

そして更には、「日本臨床心理学会精神鑑定問題検討小委員会」によつて提出された「精神鑑定批判」の主旨を歪曲し『いずれにしても請求人の智能が通常人より劣つてゐることには變りはない。』と、許すことの出来ない暴言をはき、「障害者」差別の本質を露骨に明らかにしている。今見てきたように、三・一再審請求棄却決定は、

① 凶器とされる「石」の問題

② 「犯行順序」の問題

③ その他様々な無実の証

で、赤堀氏の無実は動かしがたい事実であり、満天下に明らかになつてゐるにも関わらず、権力は棄却の為の棄却を目的に詭弁を弄し赤堀氏を「精神障害者」差別によつて殺さんとしているのだ。まさに差別と虐殺の攻撃一保安処分

そのものではないか。

この三・一・一再審請求棄却決定こそ、原確定判決の差別性を更に拡大・助長したものに他ならない。

原確定判決の差別性とは何か。

例えば「犯行」日前後の「自白」が強制自白であるから当然にも辯護が合わなくなる。すると「被告人の智能程度に照らしても自然なことである。」と暴言をはき、「自白」と事実が一致しないのは、「このことは、被告人に存する精神障害にも基因する。」と、許しがたい「障害者」差別に貫かれている。

そして更には、「かような行為は、恐らく通常の人間にはよくなしえない悪虐、非道、鬼畜にも等しいものであるといわざるを得ないであろう。」「被告人は、先に認定した通り智能程度が低く、輕度の精神薄弱者であり、・・・普通の社会生活に適応できない。」と、つまり、この様な犯罪は、「異常な人間」しかやりかねない、赤堀氏は「精神薄弱」だから、「社会生活に適応できない。」「通常の人間ではない」と言ってのけ、だから犯人は赤堀氏だ、と死刑判決を下していく。

この様な、許しがたい「障害者」に対する差別と虐殺で貫かれた原確定判決の差別性を更に拡大・助長させた三・一再審棄却決定は、日帝・国家権力の全体重をかけた攻撃であることを見抜かなくてはならない。

赤堀氏の血の叫びを原点に、怒りを我がものとして、階級を、赤堀氏と結合して、日帝・国家権力と全面対決し、

「障害者」に対する差別と虐殺の保安処分攻撃を粉碎することが勝利への道なのだ。

II 差別「精神鑑定」を許すな!!

原審確定判決から、三・一再審棄却決定に貫かれた差別性を支える「精神鑑定」を、我々は満腔の怒りで弾劾し、批判しなくてはならない。この「精神鑑定」は、別稿で、くわしく批判し抜くこととする。

III △無実・差別▽△糾弾・奪還▽を原則に 斗い抜け!!

我々は、赤堀闘争—「障害者」解放闘争の階級的発展へ向け、赤堀氏奪還の血路を切り拓くべく△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の路線的方向性を鮮明にして闘わなければならぬ。「抗告棄却・死刑執行」策動の強まる中、階級的共同闘争の歴史的飛躍をかけてアシズム攻撃を粉碎し、△再審貫徹・赤堀氏実力奪還▽を勝ち取ることが要請されている。

1 階級的共同闘争で無実の赤堀氏を実力奪還せよ！

我々は今一度階級的共同闘争の内実を確認しなければならない。

赤堀氏の斗いは、階級対立社会の最底辺に組みしかれた被差別人民の人類前史を総決算する闘いとして噴出している。

△三証人とは△①助川義寛氏—「助川鑑定」に於て(1)久子ちゃんの胸の傷は「石」によるとは判定できない。(2)死後経過時間から犯行日時が「自白」の三月十日ではなく三月十一日か十二日であること。(3)大藏敏彦氏—赤堀氏の記憶をもとにしてこの裏付け調査を行なった弁護士の証言を通し、赤堀さんの述べるアリバイが真実であることを明らかにする。(4)桜井弘昭氏—「桜井証言」は、赤堀さんのアリバイを否定する検察側の唯一の「目撃証人」である松浦武士の「赤堀氏と同じ三月七日頃、島田で桜井氏に会った」というデッカ上げを完全に崩すものである。

△九証拠とは△①②③犯行現場死体の写真・ネガフィルムの一切凶器とされる「石」の発見経過の疑惑性(死体発見時の三月十三日、その後の二五日には発見されず、六月一日発見時には、死体のそばの容易に発見できる位置に



2 「障害者」差別糾闘争こそは、 △「障害者」解放闘争の赤堀闘争

あつた)を明らかにし、被害者の傷を厳密に再鑑定する。
④被害者の両親の供述書—死体解剖結果と食事の問題を解明し、犯行時間を特定する。⑤赤堀氏の供述調書—「自白」の任意性とアリバイの主張の真実性を裏付ける。⑥捜査日誌と⑦赤堀氏以外の被疑者の本件についての自白調書の存在、すなわち二人以上の自白者がいたという事実と取調べの任意性を明らかにし「自白」を根本から崩壊させる。

⑧モンタージュ写真と⑨目撃者の供述調書—事件直後作製されたモンタージュ写真は、赤堀氏とは全く似ていない、にも関わらず公判廷における目撃者二名の供述の変遷過程を明らかにしその信用性をくつがえすものである。

また新たに提出された平沢教授(東工大)による「足跡」鑑定は、①現場に残された「足跡」は検察側の主張するようなゴム長靴によるものではなく革靴によるものであり、②しかも赤堀氏の足のサイズとは合わず、赤堀氏にはこの「足跡」の靴をはくことは不加能だという。この新鑑定を受けた弁護団は、「自白」が拷問によってデッカ上げられたことを立証し検察側の主張をくつがえすに十分なものであるとして、東京高裁に即時抗告の理由補充書として提出した。

その様な中にあって、赤堀闘争の階級的共同闘争の発展に恐怖した日帝・国家権力は、検事の補充につづき、七・一〇検察意見書提出を行っているのだ。

我々はこの様な攻撃を断固として粉碎しなくてはならない。

る。あるからこそ我々は、赤堀氏の怒りを共有し、人類前史を総決算し眞の人類史の開幕を勝ち取る闘いとして、赤堀闘争を闘い抜かなくてはならない。

すなわち、権力闘争—政治闘争としての赤堀闘争を打ち立て、階級的共同闘争として闘い抜かなくてはならない。

我々は階級的視点を逸脱した路線を許さず、帝国主義の一切の差別・抑圧・分断支配を粉碎する闘い、階級支配の廃絶をめざした闘いとして闘い抜く。

現在赤堀闘争に問われている方針は、①東京高裁(小松)に対しても、三証人を採用させ、証拠を開示させ、更には平沢新鑑定を武器に再審を勝ち取ることである。

△三証人とは△①助川義寛氏—「助川鑑定」に於て(1)久子ちゃんの胸の傷は「石」によるとは判定できない。(2)死後経過時間から犯行日時が「自白」の三月十日ではなく三月十一日か十二日であること。(3)大藏敏彦氏—赤堀氏の記憶をもとにしてこの裏付け調査を行なった弁護士の証言を通し、赤堀さんの述べるアリバイが真実であることを明らかにする。(4)桜井弘昭氏—「桜井証言」は、赤堀さんのアリバイを否定する検察側の唯一の「目撃証人」である松浦武士の「赤堀氏と同じ三月七日頃、島田で桜井氏に会った」というデッカ上げを完全に崩すものである。

△九証拠とは△①②③犯行現場死体の写真・ネガフィルムの一切凶器とされる「石」の発見経過の疑惑性(死体発見時の三月十三日、その後の二五日には発見されず、六月一日発見時には、死体のそばの容易に発見できる位置に

の闘いが、階級対立社会の最底辺に組みしかれた「精神障害者」の血の叫びとしてあり、日帝・国家権力の保安処分イデオロギー、ファシズムと全面対決した闘いとしてあるからだ。我々は、この視点を押え、△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の原則で斗い抜かねばならない。

無実と差別の一体化—それは赤堀闘争にとって、差別と切り離したところで無実を語ることは出来ないということである。赤堀氏は無実であるにも関わらず「精神薄弱者」ゆえに放浪を強いられデッヂ上げられ、精神鑑定に支えられた「障害者」抹殺—保安処分の攻撃として死刑攻撃が下されたのである。

唯物史観に支えられた人類前史の総決算の思想こそが、眞の人類史の開幕をこの手でかみ取ることができるのだ。であるからこそ、中核派の諸君の言う、「血債論」—自己批判運動では、眞の人類史の開幕を「障害者」とブロタリアート人民との階級的共同闘争として、保安処分を粉碎しファシズムと社共人民戦線派との三巴戦に勝利し、世界革命戦争、世界プロ独の道を進むことはできないのだ。

そして、△糾弾・奪還▽の一体化とは、「障害者」の怒りを聞いたのである。

七九年五月二十六日～二十九日、愛知県下で行われた植樹祭に天皇が参加し、天皇の滞在中、○の会に対しても監視活動等々を行った。これは天皇の名による差別攻撃であり、「精神障害者」△「危険な存在」とみる保安処分思想に貫かれたファシズム攻撃としてあるのだ。これこそが、差別と虐殺、侵略と排外主義の天皇イデオロギー攻撃なのだ。

そしてまた、ファシズム攻撃の本質が、革命家の壊滅—革命勢力の虐殺を政治機能目的としているが故に、階級的共同闘争△狭山・赤堀・三里塚に的をしぼって襲いかつてきている。

我々は今日こそ、このファシズムの攻撃と真正面から対決してゆく赤堀闘争—「障害者」解放闘争の血路を切り拓くことが要請されているのだ。 次へ

赤堀闘争の階級的発展へ！

りを聞いたの中で組織化し、闘いの依りどころとすることであり、奪還はまさに実力奪還として闘い抜くということなのだ。

この内実こそが、「障害者」をスケーブゴートとする保安処分と対決し、ファシズムを粉碎する道だ。

また狭山闘争においてもこの原則で闘い抜くことが要請されている。「二・七」攻撃に屈服し、狭山闘争の切り拓いた部落解放への地平を後退させる「経済主義」を粉碎し、「天皇恩赦・仮釈放」路線△公正裁判要求△一般免罪論を一掃し、石川氏を実力奪還せねばならない。

石川氏の「再審の勝利以外に出所はない。」「私は無実なのだから仮釈放を要求してはいない。」ともう闘いに断固応え共に闘い抜くことが問われている。

△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の旗を高々と揚げ、ファシズムを粉碎し、赤堀氏、石川氏の実力奪還を勝ち取ろうではないか。

3 日本階級闘争の一翼—ファシズムとの対決

我々は、赤堀闘争を保安処分粉碎の要—「障害者」解説闘争の基軸として刑法闘争と結合し、ファシズム粉碎・日帝打倒の戦略と人類前史総決算の思想を一体化して闘い抜くことこそ勝利の核心であることを訴える。刑法改「正」△保安処分の攻撃は、「精神障害者」差別をテコに、革命的人民の壊滅・虐殺を成し切らんとする日帝のファシズム攻撃の一環としてある。

〔補〕
文中の△三証人・九証拠▽は、その後の闘いの中で、今日、△三鑑定・八証人・十六証拠▽へと発展した。
三鑑定とは、①助川・②船尾両法医鑑定、③平沢足跡鑑定のことである。

八証人とは、三証人の他、①船尾忠孝、②平沢弥一郎、③赤堀一雄（赤堀氏の兄）、④阿部太郎（検査・第一審時検察官）、⑤原田博（島田市桜町公会堂管理者・検察側の御陣屋稻荷の祭りの前日の三月九日、赤堀を見た。）と云うデッヂ上げ証言に対して、「祭りは三月三日」を立証する奉納帖が同公会堂に保管されている）の五証人である。
十六証拠とは、九証拠の他、①一九五四年三月七日付朝日・毎日・日経の三紙（「三月六日東京に降雪」の立証）、②未提出の石膏の足跡一個（現在三個のうち二個のみ提出済）の提出要求、③東京弁護士会堀江会長宛の照会回答書（大井川河原の「はき物の痕跡写真」に関する株式会社ミツウマからの回答：当社とは関係ない旨）、④写真八枚（桜町公会堂）、⑤一九五四年三月十四日付静岡民報（警察はあらかじめ凶器を「石」と想定していたことを立証）、⑥足跡採取の報告書開示要求、⑦鈴木信雄弁護士陳述速記録を指す。つまり、十六証拠とは、十一証拠開示・五証拠採用の闘いなのである。

総じて、△三鑑定・八証人・十六証拠▽をめぐる攻防は、抗告審闘争の要であり、再審貫徹へ向けた重要な水路であるのだ。

特集 ● 赤堀闘争

精神鑑定批判

赤堀闘争を闘うにあたって、我々が、精神鑑定批判をその要として把握し、明確に、「精神障害者」差別とその構造一体制を撃つ闘いとして定立させていく視座は以下の四点にまとめていくことができる。

① 赤堀闘争の原点とも言うべきへ無実・差別▽へ糾弾・奪還▽の原則の確立。

△無実・差別▽は一体であり、赤堀闘争の出発点である。にもかかわらず、ともすれば赤堀闘争を「赤堀氏は無実だ」という一面に解消してしまい、「一般冤罪一公正裁判要求」路線に純化するか、もしくは、「無実の赤堀氏を犯人としたのは『障害者』差別」という正しい視座に立ちつつも運動実態としては「公正裁判要求」を補完する傾向が絶えず生み出されていることを乗り越えていく課題であるのだ。

② その観点こそ、赤堀差別裁判の実体を精神鑑定とし

て明らかにしていくことである。

赤堀氏の生活史をテコに、無実の主張、そして無実を客観的にも示す証拠までをも否定し抹殺する検察一裁判所の論理を支えたものこそ、「赤堀は軽度の精神薄弱」「感情

的に不安定」「過敏で衝動的」「性的倒錯の傾向」という「精神障害者」差別に貫かれた精神鑑定なのである。

③ 従つてかかる精神鑑定をその本質において批判しきつていくことは決定的に重要であり、無実を無実として一層鮮明化する位置をも持つていてある。

ここにあえて、本質においてと主張するのは、精神鑑定批判が「法廷技術」にのみ目を奪われて「鑑定方法・技術」の問題に切り縮められてはならないからである。これは、後に述べる三・一・「第四次再審棄却」決定における精神鑑定批判の総括でもある。

もちろん、精神鑑定の本質とともに、赤堀精神鑑定の個別性・具体性に迫ることは不可欠の作業であることに異論はないのである。

④ 更に、赤堀闘争をへ保安処分粉碎ー「精神障害者」解放▽の展望を切り拓く闘いとして、その回路を形成する環が精神鑑定批判であることを鮮明にせねばならない。

「精神障害者」解放は世界革命戦争を武器に帝国主義を打倒し、民族共産主義「労働者国家」を世界プロレタリア

独裁の下に再編して、世界社会主義社会を準備していく過程で現実のものとなるのであり、体制内改良主義で実現されうるものでは断じてない。

しかし、革命主体としての我々にとって問題なのは、プロ独立を樹立したソ連において、今日、差別と弾圧と虐殺の体系として精神医学が公然と息を吹き返していることである。まさに差別の問題は、革命主体Ⅱ党とプロ独立権力の内実を厳しくぶるいにかけているのである。

従つて我々は、人類前史としての階級社会と眞の人類史を貫く「精神障害者」解放の思想性を、保安処分の思想Ⅱ資本の人間観に対してマルクス主義の人間観をもつて打ち砕き確立していかねばならないのである。

赤堀闘争は、かかる「精神障害者」解放の戦略的展望を精神鑑定批判を通してはじめて指し示すことが為しえるのである。

ここに差別一掃の闘いが、認識一自覚の血債Ⅱ自己批判

運動や自然発生的ソヴィエトⅡ共同体運動を乗りこえて、戦略と思想を統一する地平に到達しうるのである。

我々は、以上四点の視座を精神神経学会や臨床心理学会において行われてきた精神鑑定批判の実践を踏まえ、階級実践の立場からそれらを替え返していく試論として極めて不充分ではあるが本論を展開するものである。

なお脱稿にあたって、闘う「精神障害者」の方や精神科医の諸先生方から協力・援助を受けたことを謝意をもつて明らかにしておきたい。

A・精神医学と国家

国家の刑事政策と精神医学

精神鑑定とは何か?という間に答えるために、我々は、まず精神鑑定を支えている精神医学が国家の刑事政策と如何なる関係にあるのか、という点について把握していくしかねばならない。

結論から先に述べるならば、精神医学は、階級社会において常に一貫して支配階級による「支配の道具」として存在し、就中、資本主義社会にあっては、産業資本主義段階の古典刑法→帝国主義段階の近代刑法→ロシア革命後のフシズム刑法に対応して、保安処分を頂点とした治安的再編を行い、明確に、国家の刑事政策の一環として精神医学が存在することをはつきりと確認せねばならない。

具体的に見ていく。

① 資本主義社会以前の階級社会。中世においては、原始共同体の崩壊Ⅱ階級対立の発生以降の諸矛盾の蓄積の中での「魔女狩り」が十三～四世紀のヨーロッパにおいて吹き荒れ、十六世紀にはその頂点に達した。この「魔女」と呼ばれる人々の中に支配体制としてのキリスト教に反対する人々反体制派と共に「精神障害者」が含まれており、当時、「精神病」とは「悪魔に憑かれた状態」として考えられていた。

② 封建制の崩壊から資本主義への移行期。農村の分解に

伴う大量の労働力の都市への流入による「浮浪者」「失業者」対策、「処理」のために強制収容所がうみ出される。ここに精神病院の歴史がはじまる。イギリスにおけるエンクロージャー＝囲い込み運動に対応した救貧法の制定。日本の資本主義化＝原蓄（地租改正）が呼びおこした失業者群の都市への流入に対する収容所・東京府癪狂院（一八七九年）の設置。（今日の都立松沢病院へとなる）

ここに精神病院は、資本の矛盾がうみ出す大量の失業者群、下層労働者と階級矛盾の爆発＝階級闘争に対する、アンゼルム・フォイエルバッハに代表される応報的威嚇思想、罪刑法定主義、自由刑の古典刑法と一体となつた弾圧の道具としてその性格を明らかにしている。

③産業資本主義段階から帝国主義段階への移行は、古典刑法から、保安刑、目的刑、行為者主義の近代刑法へと法イデオロギーを転換させ、この法イデオロギーを支え、その頂点に保安処分を産み出したものこそ、精神医学－「精神病質」概念なのである。

支配階級は、人類がはじめてコンミューーンを手にした時（一八七一年パリ・コンミューーン）、ロンブローザの「生来性犯罪者」（一八七六年）を典型とする犯罪人類型、行為者類型にもとづく法イデオロギーを、そして、プロレタリア独裁権力が樹立された時（一九一七年ロシア革命）、リストの「慣習犯罪人」（一八八二年）を経てシナサイダードイツ・ファシズムと結合し「遺伝病的子孫の増殖防止に関する法律」（三三年）、「安樂死研究所」などを産み出し、「障害者」をスケープゴートとしつつ政治的反対者・他民族を「精神病質者」「確信犯」として強制収容所－アウシュヴィッツのガス室へとおくり虐殺する「医学的」支えとなつていったことを絶対に忘れてはならない。

ロンブローザからリストを経てシナサイダーにおいて確立される「精神病質」概念は、「生来性の異常性格」により「自分自身が苦しむか、あるいは社会が苦しむような異常」を示し、「反社会的行為が犯罪と深い関係を持つ」とされている。

自信欠乏者・無力者・抑鬱者・顯示者・気分変動者・発揚者・熱狂者（確信症）・爆発者・情性欠如者・意志欠如者の十類型に体系化された「精神病質」概念は、シナサイダーをして「精神病質概念は死んだ。しかし精神病質者は生きている」と言わしめた代物であり、赤堀精神鑑定についても脈々と生き続け赤堀氏の人格規定と「犯罪」を結び付ける役割を果たしているのである。

いわく、「外交的性格で感情的に未熟で不安定、軽薄、自己中心的、固執的で、常同的、一面的、直観的で自己反

ある。

この中で精神鑑定は全面的な発展を遂げる所以である。

そもそも「法」とは、支配的秩序の規範であり、支配階級が被支配階級を抑圧する為の一手段である。

「国家は、支配階級に属する諸個人が、かれらの共通の利害を実現し、その時代の市民社会の全体が総括される形態であるから、そこから一切の共通の制度は、国家によつて媒介されて、ひとつ政治的な形態をとるということがでてくる。そこから、法律は意志にしかも現実の土台からひきはなされた自由な意志にもとづくかのような幻想が生ずる」（マルクス「ドイツ・イデオロギー」）

つまり、法は、人民を「幻想的共同体」としての国家に包摂し支配を貫徹せんとするものであり、そうであるが故に、支配的秩序を破壊し国家－市民社会に反逆するものを「処理」することは、「幻想的共同体」を維持・防衛する上での絶対的条件なのである。

この「幻想的共同体」と「反逆者」を分断し「反逆者」を「公共の安全」に對置させ、もって「反逆」の意味を、「全く無意味なもの」「異常」等によって切り捨てる所以によつて「幻想的共同体」を維持・防衛するという支配階級の利害を背負つて精神医学－精神鑑定は発動してきたのである。

ここに精神鑑定の本質があることをまず何よりも確認しなくてはならない。

省に欠けた小児的性格」、「幼稚で鈍く軽薄であり同時に情動的に不安定であり、自己中心的、執拗な傾向があり、智的には軽度の精神薄弱が認められ、心因反応もおこしやすい」、「これらの性格偏倚と智能低格はいずれも軽度であり、所謂精神病質というべき程度といふには問題があり、又精神薄弱の程度は、これの最も軽症に属する魯鈍に相当する」と。

ここに我々は、赤堀氏に対する人格規定が「精神病質」と断定としているものの、明確に「精神病質」概念に支えられて赤堀氏に対する精神鑑定が存在していることを鮮明に暴露せねばならないのである。

我々は「精神病質」概念が人間の人格規定であり、医学とは全く無縁なものであることが、既に、西山詮、青木薰久両医師らの先進的な批判によって明らかにされている現実を確認しつつも、中田修らの犯罪生物学－犯罪精神医学－保安処分推進派によつて今日的に受け継がれていることを見え、「精神病質」概念を更に医学会内外から一掃していく闘いの重要性を確認しなくてはならないのである。

B・精神鑑定の本質

精神鑑定について

それではそもそも精神鑑定とは何か？

精神鑑定は大別して「司法精神鑑定」と「精神衛生鑑定」に分類される。

司法精神鑑定とは、「犯行時の精神状態」を分析し裁判所に「責任能力」の有無を判定させ、刑事裁判における刑罰、民事裁判における禁治産を決定するものである。また、精神衛生鑑定とは、精神衛生法二九条一指置入院制度に基く「自傷・他害のおそれ」を取り締まる為のものであり、「司法精神鑑定に比べたら治療的だ」という代物では断じてない。

いずれにしても「鑑定」の目的と本質は、「幻想的共同体」からの排除・分断・抹殺を狙うものであり、階級支配を維持するためのもの以外の何ものでもない。両者の違いと言えば、「犯罪成立後」の「鑑定」か「犯罪のおそれ」という予防拘禁の為の「鑑定」か、という点であるといえる。

そして両者の行きつく所は、精神病院・保安施設か監獄（前者の場合のみ）として、確定されているのである。「有罪か無罪か」「起訴か不起訴か」を判断させるものでしよう。

司法精神鑑定は基本的に「犯行時の精神状態」を分析することによって、「責任能力」の有無を裁判所に判定させ、「有罪か無罪か」「起訴か不起訴か」を判断させるものである。

「責任能力」がある場合→起訴・有罪

べきではないにもかかわらず、訴訟過程では、この精神鑑定は一方的、強制的なされることがある。第三の問題は、たとえ責任無能力と判断される状態で行なった行為であっても、現在それを刑罰をうけることになつて償なおうとしている人に、その途を閉ざし、ひいては、時に、自殺に導くことであり、第四の問題は、法を犯しても、あるいは、犯すことによつて主張しようとする思想を抹殺することである。」

以上のことから我々は、精神鑑定の本質、その性格を基本的に把握したといえる。

まさしく精神鑑定こそ、支配階級の階級意志である支配的秩序の維持、すなわち、「幻想的共同体」としての国家の防衛の為に、「社会生活に適応できない者」（赤堀第一審死刑判決）を摘発し、「社会防衛」なる幻想的イデオロギーをもつて排除・抹殺していく武器として刑事政策の一環である、ということができるよう。それ故、「精神障害」があるから刑を減免しようというものではなく、隔離・収容した方が刑事政策的に良いと判断した時に「精神障害」とするのである。その頂点に保安処分があるのである。（注・もちろん我々は、国家を単なる「共同体」とか「イデオロギー支配」等に切り縮めることは誤りであると考えている。國家の本質こそ、まさに階級支配であり、これに支えられてはじめて、「幻想的共同体」としての形態やそのイデオロギーも不斷に再生産されているのであってその逆では決してありえない。）

「責任能力」が無い場合→不起訴・無罪
「限定責任能力」→減刑

このように「責任能力」論は、「犯罪者」と「精神障害者」とに振り分けを行う機能を持つており、「責任無能力」ないし「限定責任能力」の場合は、「精神障害者」規定による市民社会からの分断・「精神障害者」の裁判権の否定精神病院・保安施設への収容による不定期刑を意味しているのである。

京大精神科の中山宏太郎医師は、雑誌「精神医学」（七八年十二月刊）における「刑事精神鑑定についての一考察」と題する論文で司法精神医学について次の如く述べている。

「これは（司法精神医学のこと）一見奇妙な混合物である。これを理解するには、ある国家が、ある時代に国民に要求する法益の遵守と、その強制の一つの手段の一般型（刑罰）と、特殊型（保安処分と強制入院）の分類処遇と、いう観点から、即ち、今日いうところの刑事政策の国家主義的側面からみるのが、最もよいと考えられる。」

「歴史的にみると、心神喪失ないし耗弱なる概念のもつ意味は決して治療的でなく、死刑を無期拘禁にかかることがあっても、微罪を無期拘禁にするものでもあつた点に注目する必要がある。」

「第一の問題は、責任無能なるレッテルが、拘禁・不治・市民社会からの永久追放につながつたという長い過去と現在があり、それが精神病に対する抜きがたい偏見を作つたことである。第二の問題は、医療は本来強制的である

精神鑑定の現実的諸問題

精神医学―精神鑑定に対する我々の原則的态度は、批判・解体以外の何ものでもない。

しかしながら、そのような原則的态度からストレートに「責任無能力」ないし「限定責任能力」の否定＝刑罰を受けるべき、という結論を出すのはやはり誤りであると言わねばならない。

問題は、この差別に満ちたブルジョア社会において差別・抑圧・分断支配の下に「精神障害者」が生活しているということであり、この現実の中において「精神障害者」の現実的諸利益、諸権利を最大限獲得し防衛していくことが要求されていることである。

この点について中山医師は「『精神病者即責任無能力者即拘禁と強制医療の対象』という法曹界を含めて一般的に存在する悲觀的・排外的イメージを、『一時的責任無能力状態と医療による責任能力の回復と維持』という希望的イメージにおきかえる必要があり、その中で『責任能力』および『犯行時精神状態』についても論じ直す必要がある」（前同）と述べ、「責任能力」論の把え返しを提起している。

「小田晋氏（中田修一派である・・・引用者）は、かつて学会総会で、私の責任無能力という概念が、患者に利益をもたらすとは限らないという疑惑に対し、それは精神病患者を死刑にせよという危険な思想であると反論された。筆者は死刑なる刑罰には反対であるし、病者への死刑など

認めるべくもないとと思う。小田氏のこの発言の背後には治療に対する悲観的態度と、患者に対する権威主義的な見方があると考える。」

「筆者が鑑定を行なった人の中には、何度も犯罪をかさね、ある時は受刑し、ある時は責任無能力として精神病院に収容された経験のある人が何人かいたが、そのうち、県立病院等でかなり良質と思われる治療をうけ、外部へ勤めにも出ており、在院期間もさして長くない人でも、病院より刑務所のほうがよいと言う人がいる。長期にわたる措置入院の中で自殺していく、責任無能力犯罪者の例はいくつも知っている。一方で、死刑事犯（たとえば大量殺人者）は、死刑への恐怖の中で、心神耗弱となり、終身刑が確定する事を涙ぐみながら希望するし、ある殺人者は責任無能とされ、その後、入院することもなく、再び長期にわたり無事な家庭生活を送っている。また、ある殺人者は、短期の入院後、長期にわたり自ら通院し、時に入院し治療を受けている。ここに挙げた例は、病的酩酊、覚せい剤中毒による大量殺人者を除いてすべて分裂病なし躁うつ病圈に属する人々である。前述の贖罪として受刑を希み、かつ、罪責妄想といえない人、責任無能力によって自己主張を抹殺されることを拒否する人の存在を考え合わせるとき、『病者の利益』という多分に病者の主觀、主体性とかわる観点からする困難な作業であるが、『責任無能力』の判断基準について再検討せねばならない時期が来ていると考える。」

あり、これを無効化する造反（鑑定批判）を創出することが問われている」

以上、発言要旨であるが極めて重要な問題を提起している。今日、権力によって保安処分の法的確立が画策されている時、この精神鑑定はますますその性格を極限的に示していくであろう。

すなわち「精神障害者」には「監獄か保安施設か」としての二者択一を迫るものであり、予防拘禁・不定期刑の全面化へと道を開いていくことになるであろう。我々は精神鑑定批判がすぐれて国家一階級社会一差別構造の体制的批判として、その根底的転覆の中にしか、根源的な解決の道がないことを改めて確認せねばならないであろう。

C・赤堀精神鑑定批判

赤堀精神鑑定の特殊的性格

赤堀精神鑑定批判にあたって我々はまず、この赤堀精神鑑定の持つ特殊的性格について把えておきたい。

第一は、弁護側から鑑定請求がなされている点。

第二は、「自白時の精神状態と現在の分析」という「自白の任意性、信ぴよう性」をめぐっての鑑定という点。

第三は、赤堀氏が無実であることを全面否定する論拠として精神鑑定が存在している点。

まず第一の点、弁護側からの鑑定依頼であることについて見ていきたい。

我々はこの提起が極めて大きな課題を背負っているものと判断し、長文引用した。読者の積極的な論議を要請したいと考えている。

しかしながら、我々がここで充分に注意しなければならないことは、あの「良心的医療」の主観的推進者から保安処分推進派へと純化した「精医研」の諸君が主張していた如く「良い鑑定を出すことによって精神鑑定を内側から変えいく」ということなど絶対にできないということであり、かかる幻想にとりつかれた時には初声荘病院の如く「措置指定病院」に自らなるうという階級的犯罪を結果するということになるのである。

かかる誤りこそ、精神鑑定（精神医学）が国家による差別構造の再生産を行っている視点の欠落によるものであることを見ておかねばならない。

以上は鑑定をする側の意見を見た訳であるが、最後に鑑定を受ける側の意見を確認していきたいと思う。

全国「精神病者」集団は、七八年八月二六・二七日の日本臨床心理学会の精神鑑定シンポジウムの場で次の視点を提起している。

「鑑定の場へ第三者が介入できるようになると、鑑定者への黙秘権、鑑定拒否権、鑑定医選択権の保障を実現すること」

「鑑定の客觀性とは、『精神障害』という概念をも客觀化できるのか、ということを意味している。また、鑑定の差別性とはそれを成立せしめている制度（体制）の問題で

弁護側の狙いが何であったのか、鑑定において何を得ようとしたのかは、客觀的資料の不足の中で正確な指摘は成しえないが、推定しようととしては、赤堀氏が「精神薄弱」であるから「自白」が誘導されたことを証明しようとしたのではないか、あるいは「責任無能力」「限定責任能力」を頼りに「無罪・減刑」を求めた、ということである。かかる弁護団の立場は徹底的に強劾されねばならない。裁判の困難性という制約があつたにせよ、赤堀氏の無罪の叫びに立脚することが出発点であり、すべてでなければならぬのだ。

そして第三は、精神鑑定が赤堀氏の無実の叫びを抹殺し、死刑判決を支えていく論理になつていった、ということである。すなわち、一審判決に示される「かかる行為は、おそらく通常の人間にはよくなし得ない悪虐非道、鬼畜にも等しいものであると言わざるを得ないであろう。・・・被告人は先に認定した通り、智能程度が低く軽度の精神薄弱であり、その経歴みると、殆んど普通の社会生活に適応できぬ」という結論こそ、精神鑑定が導き出したものに他ならない。

以上の点を踏まえた上で内容的批判にはいっていきたい。

赤堀精神鑑定批判の視座

我々の赤堀精神鑑定批判の基本的視座は以下の三点であ

る。

- ①「自白」時に逆のぼっての精神鑑定の無効性。
- ②鑑定時における客観的資料の欠落。検察側調書のみにつまり、「赤堀犯人」の資料にのみ依拠。
- ③「人格」と「犯罪」を結び付ける「精神病質」「犯罪精神医学」批判。

もちろん、本質において我々は精神鑑定が差別的なものであり、どんなに「良心性」を附与しようとも国家の刑事政策の域を出ることのないものであることを前章で把えてきたわけで、この上に立つての批判として展開するといふことである。

それでは具体的に見ていただきたい。

赤堀氏の精神鑑定は、一九五五年六月に静岡地方裁判所から鑑定命令が出され、九月六日から二七日までの二二日間、都立松沢病院に赤堀氏を拘束し、林・鈴木両鑑定人によって行われている。

△「自白調書」を前提とした鑑定▽

まず第一に確認すべきことは、本鑑定が「自白調書」、つまり、検察側の「赤堀犯人」説を絶対的・前提的資料として行われたということである。

その結果、赤堀氏の無実の訴え（無実を主張する「答弁書」を鑑定人に提出）、取調べ同様の鑑定に対する赤堀氏の反抗・拒否の態度などは、「常に犯行を否定し、アリバイを主張する態度」であり、「自己中心的、固執的で自己

る。

赤堀氏の「心理テスト」・「知能検査」においても、「受験態度が不熱心で自棄的であったためか、著しく不良：軽度ないし中等度の精神薄弱」というものであり、「受験態度」に大きく左右され、又、その時々の客観的条件にも大きく規定されるものだからである。

主客の条件を無視し、「心理」「知能」だけを一個の人間から取り出して規定付けることなど全く無効であると言わねばならない。

△「障害者」抹殺—保安処分の思想▽

第四には、かかる鑑定が導き出す結論こそ「社会不適応者の絶滅」という刑事政策以外の何ものでもない。ということである。

第一審判決における「社会生活に適応できない」という結論は、本鑑定における「精神的には幼稚で鈍く軽薄」「情動的に不安定」「性的倒錯の傾向」「自己中心的、執拗な傾向」「軽度の精神薄弱」という「規定」にもとづくものであり、かかる「人格規定」と「幼女殺害」という「犯罪」を結び付ける役割を鑑定が果たしたことを見出せねばならない。

D・第四次再審要求における精神鑑定批判と

三・一・一棄却決定の総括

第四次再審闘争は、その闘いの内に精神鑑定批判を対象

反省に乏しい」という鑑定結果を導いているのである。

△イソミタールを使った鑑定▽

第二に、かかる赤堀氏の一貫した無実の訴えの前に、鑑定人は何とか「自白」をさせるべく「自白誘導剤」ともいうべき「イソミタール」を使って面接を行つたのである。

この「イソミタール」という薬品は、「薬物、ことにいわゆる自白注射を用いることはその者の自由な意志を奪うことになり、たとえそのため供述が得られても、その者が供述の責任をもつことがなくもたせられない。。。絶対に拒否されなければならない」（グルーレ「精神鑑定」）ものなのである。

「イソミタール」を使って「本当に子供を殺したか」というおよそ精神鑑定とはほど遠い、取調べとも言える追及に対し、それでもなお赤堀氏は無実を主張しつづけ、ますます鑑定人は「自己反省に乏しい」印象を強めていくのである。

△「精神薄弱」規定の無効性▽

第三として、赤堀氏に対する「軽度の精神薄弱」という規定の無効性についてである。

我々は、そもそも「軽度か重度か」「精神薄弱か否か」という問題設定そのものを否定する。何故ならば、この基準そのものが全く恣意的主観的なものであり、本質的には、ブルジョア社会での適応度の判断基準でしかないからである。

化し、遂に、第六次理由補充書（七六年六月三〇日）において公然と鑑定批判を行い、法廷に持ち込んだ点において極めて画期的位置を持つものであった。

赤堀闘争の開始以来、問題にしつづけてきた無実と差別の関連、差別裁判批判、精神鑑定批判について具体化した点において我々は、日本臨床心理学会が日本の精神医療の流れの中に一石を投じ、精神鑑定を問題化、焦点化させた役割を高く評価しており、赤堀闘争の発展の方向性をも指示したものとして心から敬意を表しているものである。

しかしながら、第六次理由補充書として提出された精神鑑定批判は決定的な限界を露呈し、三・一・一棄却決定の論理の間にからめとられてしまつたのである。

我々は痛苦な決意でこの点を総括し、この限界を乗り越えていかねばならないと考えている。

それでは、その限界とは何か、その根因とは何であるのか。

第六次理由補充書における鑑定批判の決定的限界とは、林・鈴木鑑定の「軽度の精神薄弱」規定に対し、「正常知の下」を対置したことである。

かかる限界を導いた根因は、既存の精神鑑定、「精神薄弱」規定を根底から否定しえなかつたことにある。

その結果、三・一・一棄却決定をして、赤堀氏に対しても「いづれにせよ、通常の人間より劣ることにかわりはない」と言わしめ、崩壊した「赤堀犯人」説を立て直す役割に使われてしまつたことである。

ここにおいて我々は、「精神薄弱」と「正常知」を同一視しているという棄却決定批判では決定的に不充分であり、否、それどころか、客観的には、差別・分断を一掃していくべき主体的立場に反するものであり、差別・分断を助長する役割すら果たしかねないものであることをまず何よりも確認しなければならない。

そしてかかる限界を乗りこえていくべき視座こそ、本論において提起した内容であると確信している。

我々は、当面の課題を①「自白」時に逆のぼった鑑定の無効性。②精神鑑定の主觀的性格。③「精神薄弱」概念そのものの否定。という三点として絞り、鑑定批判―解体へ向けた作業を深化していきたいと考えている。闘う「精神障害者」、精神科医と更に団結し、共にこの課題に向かって苦闘を共有していく決意である。

最後に、様々な御意見、御批判を、とりわけ「精神障害者」、精神科医の方々から受けたまわりたい。

特集●赤堀闘争

反革命差別者集団・日本共産党・国民救援会の

「一般えん罪・公正裁判要求」路線を粉碎せよ！

△無実・差別△へ糾弾・奪還△の原則を推し貫き、赤堀闘争を「障害者」解放闘争の基軸的闘いとして打ち立て、

赤堀闘争の階級的共同闘争△全人民的政治闘争としての大爆発を実現し、もつて、再審貫徹・無実の赤堀氏奪還を勝ちとる為に、我々は、日本共産党―国民救援会のかかる闘いを否定し、赤堀闘争を「一般えん罪・公正裁判、要求」へと解消する反動的差別的路線を批判・粉碎しなければならない。

同時に、この闘いは、日共―国民救援会へ路線的に屈服し、赤堀闘争を「内側」から解体せんとする「関東連絡会」をはじめとした右翼日和見主義をも打ち碎いていくものでなければならない。

この闘いは決定的に重大である。

何故ならば、赤堀闘争は、△無実・差別△へ糾弾・奪還△路線なのか、「一般えん罪・公正裁判要求」路線なのか、という二つの路線をめぐって勝利への途の選択が厳しく問われているからであり、この点に対するいささかの曖昧な

態度は、右翼日和見主義の発生を準備することになるからである。

△我々は、今日、狹山闘争―部落解放闘争が直面している新たな融和主義の抬頭を冷厳に見据え、これを教訓とせねばならない。

すなわち、狹山闘争―部落解放闘争は、日本共産党を反革命差別者集団として断罪し、放逐することを通して前進を切り拓いてきたが、七七年八・九上告「棄却」と八〇年二・七再審「棄却」をメルクマールとして、戦列の内側から、「狹山は終わった。次は特措法だ」なる行政主義的狹山解消論―後景化が画策され、遂に今日に到っては、「天皇恩赦―仮釈放」路線なる再審闘争からの敗北主義的召還と、公正裁判要求（山上提言）路線なる差別裁判糾弾闘争の否定と、「再審法改正」なる狹山闘争の議会主義的解消論が公然と首をもたげはじめたことに直面しているのだ。更には権力闘争を否定した地域「闘争」主義が「部落解放闘争」人権と福祉の砦」論（解同三五回大会）の上に強

調されてきているのである。

我々は、階級深部の怒りを原点に、石川氏の叫びに立脚して、狹山闘争における日和見主義路線の抬頭を断じて許してはならない。

それ故、狹山闘争とガッチャリと結合して赤堀闘争を闘う我々は、赤堀闘争における日共一国民救援会とそれに屈服する部分に対して革命的な鉄槌を加えていかねばならないのだ。

「島田事件を第二の狹山にするな！」という日共一国民救援会を断じて許すな！

赤堀闘争の勝利と狹山闘争の勝利は、人類前史総決算の思想で固く結ばれているのだ。

国民救援会の反動的見解を粉碎せよ！

一九七四年十一月十九日、日本国民救援会は（以下国救と略）は、「重要段階をむかえた島田事件の再審運動を正しく発展させるために」と題するパンフレットを発行した。

このパンフ発行は、同月十一月十日の関東赤堀さんと共に闘う会の結成、そして十一月十九日・二十日の宮城刑務所内における上田証人と赤堀氏への尋問に呼応したはじめの大衆的糾弾闘争を出発点とした赤堀差別裁判糾弾闘争の高揚に対する敵対と闘いの解体のみを目論んだ行為であり、そのことはパンフ自らが語っている。

「事実調べの進行状況に比較して真実を訴え、広範な国民の与論（ママ）を結集する運動が大きく立ちおくれて

り他の政治目的に利用したり」してはならないということを持って、刑法一赤堀闘争の発展、「障害者」解放闘争の前進に真向から敵対していることである。

國救見解の第四の決定的に反動的な点は、赤堀差別裁判を「誤った裁判」とし、裁判所に対しても「真実に忠実であつて慎重・公正な審理をおこなうよう働きかけ」と、何かしら赤堀氏への死刑攻撃が「誤った裁判」や慎重さの欠如の結果であるかの如く描き出し、そうすることによつて、赤堀氏への攻撃が「捜査—逮捕—裁判—判決」を貫く、つまり警察・検察・裁判所の一体となつた目的意識的かつ計画的な「障害者」抹殺攻撃であることを容認することになつてゐる点である。この内容では、「司法の反動化」とか「三権分立の危機」とかいわれるブルジョア民主主義的危機感すら持つことはできない。

このことは、日本共産党機関紙『赤旗』（七五年一月一日）に掲載された「一般『刑事事件』と民主的救援運動」と題する論文において全面的に明らかとなるので次に見ていくことにしたい。

「新しい性格の暴力事件とは、いうまでもなく、トロツキスト暴力集団や『部落解放同盟』朝田派による民主勢力と国民に対する暴力であり、こうした新しい型の暴力から国民の生命と人権を守る課題が民主的な救援運動の重要な分野の一つとなる。」

この論文の目的は、第一に差別糾弾闘争への敵対、これである。差別に対する怒りと糾弾を「民主主義への挑戦」

います。くわえて、この運動の過程で憂慮すべき動きが発生していることに注目しないわけにはゆきません。それは、島田事件を「精神障害者への差別裁判」と一面化し、さらには「赤堀奪還」「赤堀裁判を刑法改悪阻止闘争の先頭に」「完全無罪要求」などという性急な誤った方針が持ち込まれている」

国救見解の第一の反動的な点は、赤堀氏無実という核心中の核心を曖昧にしていることである。「赤堀君の無実をうかがわせる」という客観主義、「再審開始決定をうかるには棄却されるかは、いつにかかって今後の運動の正しい発展のいかんにある」という再審に対する日和見主義、「今日までの到達点を冷静に見るならば確実に再審開始決定をかちとれると判断することはできません」という敗北主義、これらの立場こそ、「赤堀奪還」という唯一の正しい方針を真向から否定する国救の犯罪的な内容を示している。

国救見解の第二の反動的な点は、無実の赤堀氏が「犯人」とされた階級的根拠を徹底して隠蔽し、「精神障害者」差別・抹殺攻撃に完全に手を貸している点である。この点にこそ、「島田事件の真実」が隠されているのであり、この点を曖昧にして「真実」は存在しないのである。

国救見解の第三の反動的な点は、日帝の刑法改「正」—保安处分新設攻撃が持つ恐るべき性格について全く把えることをせず、従つて、赤堀差別裁判—死刑攻撃こそ保安处分攻撃であることを把握できず、「政治闘争と結びつけた

として描き、「民主主義防衛のために」は、権力と連合することを「救援運動」の名をもつて宣言したことである。ここに、日共の反革命差別者集団としての本質があるのである。

「一般刑事事件の問題は、政治弾圧や暴力による犠牲者の場合とは性質を異にしており、：そういう一般刑事事件の一つに、いわゆる狹山事件がある」

第二として、狹山差別裁判が政治弾圧ではないかの如くに描き出すことを目的としていることである。

それでは「一般刑事事件」に対しても如何なる方針でのぞむというのだろうか。

「革新政党が十分な事実の根拠もなしに、あるいは『権力』とその『犠牲者』という図式に安易にうつたえて、特定の刑事事件について『有罪』や『無実』ないし『えん罪』などの態度を表明することは、国民に対してもきわめて無責任」であり「反社会的犯罪を合理化する結果」をうむから「被告の無実が確認されないまま、『えん罪』だと断定して救援運動を行つたり、『情状酌量』的な救援活動をおこなうことは、原則としてやるべきことではない」

つまり、結論は「やるべきことではない」のである。そもそも、「被告の無実」は誰が確認するのであろうか

ブルジョア司法に対する限りない信頼と依拠、これが第三の点であり、全てなのである。

ここには、全プロレタリアート人民の利益と結びついた

「革新政党」としての姿勢などひとかけらもないものである。

我々は、赤堀闘争を本当に勝利させようと闘い抜いている全ての諸君に、あらためて、声を大にして訴えるものである。

つまり、①赤堀裁判はその全過程を「精神障害者」差別

・抹殺の思想で貫かれた差別裁判であること、②従って、赤堀氏への死刑攻撃は、警察・検察・裁判所が赤堀氏の無実を百も承知の上でかけている意識的な攻撃としてあること、つまり、「無実の証拠が足りない」とか「裁判官が誤った」とかいうものでは断じてないこと、③それ故、すでに事実が雄弁に語っている如く、赤堀氏無実の新証拠は、日帝に限りない恐怖を与えるが故に、権力は「棄却一死刑」攻撃を強めこそすれ、決して弱めるものではなく、安易な楽観主義や法廷至上主義は闘いの武装解除につながると同時に、プロレタリアート人民を「司法の中立幻想」につなぎとめる役割を客観的に果たすこと、④かくして、「一般えん罪・公正裁判要求」や「無実の死刑囚救援運動」は、赤堀闘争を「障害者」解放闘争として発展させる方向逆行するものであり、日帝の攻撃と全く闘うことができないこと、勝利の途は、△無実・差別▽の全人民化と共に結合した実力糾弾—実力奪還を本質とする階級的共同闘争であり、△刑法—赤堀▽を両輪とした権力闘争—政治闘争でなければならぬことが鮮明となるのである。

右翼日和見主義＝「関東連絡会」批判

とだ。このことは、三・一一闘争の清算、五・三四闘争の解体、赤堀戦線の分断を意図したもの以外の何ものでもない。

第二は、「脱会」の形式である。つまり、脱会は関東闘う会の中では一度として論議されたことがないばかりか、提起されたこともないことなのである。しかも彼らは全員が事務局員である。(当時、事務局は十一名で構成)闘う会構成メンバーで開かれる定例会議への出席を行わず、かかる行為へ走つたことは無責任以外の何ものでもなく、また、「脱会」を会員に説得させるに足る内容などなかつたことを意味している。

第三として、最も重大なことであるが、「抗告棄却一死刑執行」攻撃にさらされている赤堀氏との团结、つまり、「赤堀さんと共に」を空洞化する行為であったことである。獄中において限られた情報しか持たない赤堀氏に、対して、さも新しい闘う会ができるかの如くデマを流して何が「赤堀さんと共に」なのか、答えてもらいたいものである。

②六名の小ブル分子は、「五・三脱会宣言」が全活で拒否されるや、自らの行為を正当化するためのウソとデマで作られた「声明」を出して、「統一を指向する」などと自己の分裂行為を恥かしげもなく押し隠しつつ、多くの人々の「分裂反対」の声を踏みにじつて、七八年七月七日、突如として「赤堀さんと共に闘う関東連絡会」をデッヂ上げるにいたつたのである。

ところで、「脱会一分裂」した諸君の「团结」といえば、

この赤堀闘争勝利の総路線に敵対し、日共一国救路線に屈服・解体したのが、関東赤堀さんと共に闘う会から脱落・逃亡した小ブル分子を中心いてデッヂ上げられた「赤堀さんと共に闘う関東連絡会」(以下「関東連絡会」と略)である。

我々は、かかる諸君の脱落・逃亡を本質とする「脱会一分裂」と、それを自己合理化するためのデマと誹謗・中傷を断じて許さない。

我々はここにおいて、「脱会」から「分裂」→「関東連絡会結成」へといたる経過と彼らの主張を事実に則して大衆的に暴露し、彼らの本質が、権力闘争と「障害者」解放闘争を否定する右翼日和見主義以外の何ものでもないことを鋭くえぐり出すであろう。

「関東連絡会」への無基準な態度は早急に克服されねばならない。赤堀闘争勝利・「障害者」解放へ団結の願いをこめて提起する。

①七八年五月三日、名古屋市で開催された赤堀闘争全国活動者会議(全活)の終了間際に、六名の連名による「脱会宣言」が突如として行われた。この一点の事実の中に、六名の小ブル分子の本質が見事に語られている。

第一は、「脱会」を宣言した七八年五月三日という時期である。つまり、七八年三・一一「棄却」一周年弾劾全国闘争が、全国「精神病者」集団・関東闘う会・八王子闘う会の三者主催により大爆発をかちとり、五・三四不当逮捕二四周年弾劾闘争へと登りつめていく矢先の行為であるこ

それは、権力闘争をまじめに一度たりとも真剣に闘ったことも、考えたこともないプロレタリア派と、これまた闘うことすら放棄した法廷主義者や自らの立場を欠落させて「地域」を主張したボランティア主義者などの悪質ノン・セクト主義者との、反「革命運動」・反「政治闘争」という一点での野合でしかないるのである。

それ故、彼らが赤堀闘争を如何なる闘いとしてつくっていくのか、如何なる地平を切り拓いていくのかは一切明らかにされず、ただただ、「障害者の悲惨な現実」と「再審闘争の困難性」を売りもののようにして「存在」しているのみであり、今日的には、解体状況に突入しているといつても過言ではないのである。

③「関東連絡会」の「結成」とその後の運動内容を次に批判していくことにする。

批判の柱は、赤堀闘争の「一般えん罪」「無実の死刑囚救援運動」化と、「障害者」解放闘争の地域主義的ボランティア運動化との二つである。

前者から見ていくことにする。彼らがこの途を路線的に完成させたのが七八年に行われた「殺すな!島田事件無実の『死刑囚』赤堀政夫さんを!十一・五講演集会」である。この集会基調は、「無実の死刑囚救援運動」に赤堀闘争を解消し、差別裁判糾弾の視点を完全に欠落したものであった。(集会呼びかけビラを参照・・・46ページ掲載)

事実、彼らは三・一一闘争の総括討論過程において「差別を強調すると棒がせばまる」と発言し、多くの批判を浴

びていたのである。彼らが路線とするものこそ「えん罪」「無実の死刑囚救援」であり、それは日共一国救路線の補完物でしかない。

後者の論理は、権力闘争—政治闘争として赤堀闘争を開くことに対し、「障害者には帝国主義（といふ言葉）は分からぬ」とか「障害者には無理」という差別的視点から「地域で共に生きる」ことを対置し、もって、権力闘争—政治闘争への「障害者」の決起を否定し、自己の日和見主義を合理化する構造になつてゐるのだ。権力闘争—政治闘争を否定する「地域での共生」など、ボランティア主義以外の何ものでもない。

日共一国救路線と一切の日和見主義粉碎せよ

今や、我々の方針と決意は鮮明である。

△無実・差別▽△糾弾・奪還▽の旗を高々と掲げ、これに敵対する一切の日和見主義と対決し、赤堀闘争の権力闘争—政治闘争としての発展を切り拓いていくことだ。

八〇年代日帝の侵略反革命総路線—ファシズム攻撃の強まりの中で、ますます、この路線で武装し、団結して進んでいくのか、それとも、これを否定し、団結を破壊し、ファシズムの懷へと屈服していくのか、二つに一つの道が問われているのだ。

赤堀氏と共に、を階級的団結の出発点にすえて、ファシズム粉碎・日帝打倒—「障害者」解放へ進撃せよ！

「障害者」解放の未来をかけて闘い抜こう。

特集 ● 赤堀闘争

赤堀差別裁判糾弾闘争勝利への途

反帝戦線赤堀闘争活動者会議

A 赤堀闘争の地平と今日的・実践的課題

七四年十一月一〇「関東赤堀さんと共に闘う会」結成以降六年目に突入した赤堀闘争は、日帝侵略反革命の軍事的逆攻撃と国内ファシズム攻撃との対決が不可避に問われる八〇年代階級情勢の決定的煮つまりの中で、重大な局面と岐路を迎えている。

まさに、ファシズムの差別と虐殺・侵略と掛外主義の攻撃に屈服し、日帝—東京高裁・法務省による赤堀氏への「抗告棄却—死刑執行」を許すのか、それとも、かかる日帝の暴虐の嵐と真向から対決し、一切の日和見主義の逆流を許さず、赤堀氏奪還—「障害者」解放闘争の水路を切り拓くのか、そして、生きた現実の階級闘争のルツボの中で全ての赤堀闘争を開く主体は、その選択一路線的岐路が問われてゐるのである。

我々は、全国各地に「赤堀さんと共に闘う会」が、第四次再審闘争の只中で生み出され、また全国「精神病者」集団（七四年結成）が、七五年第二回大会で「赤堀さんを殺

して私達に明日はない」と叫びをあげる中で闘われてきた赤堀差別裁判糾弾闘争の地平を、七八年三月一一「再審棄却」一周年弾劾—全国闘争の闘闘的 地平から把え返し、今日問われている実践的課題を、八〇年代赤堀闘争の血路—「障害者」解放闘争の展望を指し示す中から明らかにする。

まずははじめに、「関東闘う会」が結成された七四年以降の赤堀闘争が切り拓いた地平を明らかにしたい。

その第一は、獄中の赤堀氏の無実の血叫びに応え、△無実・差別▽△糾弾・奪還▽を階級的な出発点として、赤堀闘争を「障害者」解放闘争の基軸・推進軸とし、狭山・三里塚の闘いとともに、階級的共同闘争—全人民的な政治闘争としての発展、その全国闘争化を推し進めてきたことである。

第二に、刑法改正—保安処分新設の攻撃が、ファシズム統治機構確立の攻撃であり、その突破口であることを明らかにした我々は、七一年十二月五保安処分粉碎全国共同闘争会議（保全共）結成の地平の上に、このファシズム粉碎闘争の戦略的政治課題である刑法闘争と結合して、保安

島田事件「死刑囚」赤堀政夫さんを！ 島田無実事件「死刑囚」を11.5講演集会へ結集を！

死刑を宣告された者は、上院の賛成投票の前夜しか実行することができないといわれている。なぜなら死刑執行は毎年祭日には行はれないからである。死刑執行は法務省が実行するといふ書類に印を捺すと、五日以内に効力のあるものに行われる。ゆえに、死刑囚はたえず「今日か……」と終首の恐怖におひながら毎日を送っている。

一九五四年（昭和二九年）静岡県島田市で起きた「幼虫説教致傷殺人事件」の犯人（おびえつ必死の無実の叫びをかけている。「無実」者ヲ死刑ニスル法律ガアルナラオン・オマケ」）赤堀政夫さんもその一人である。

一九六〇年（昭和二十五年）最高裁にて「死刑」が確定して以来、日夜絶えず「今日か……」と終首の恐怖におひながら毎日を送っている。

「無実」者ヲ死刑ニスル法律ガアルナラオン・オマケ」赤堀政夫（島田事件犯人）死刑執行は法務省が実行するといふ書類に印を捺すと、五日以内に効力のあるものに行われる。ゆえに、死刑囚はたえず「今日か……」と終首の恐怖におひながら毎日を送っている。

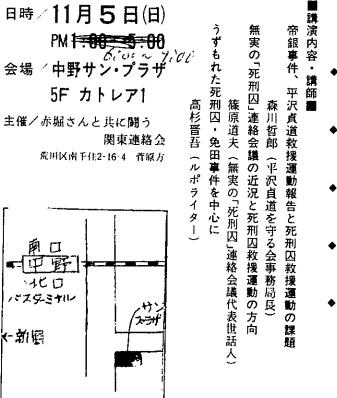
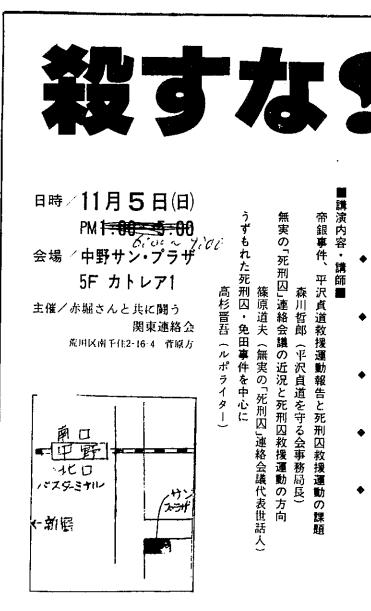
「無実」者ヲ死刑ニスル法律ガアルナラオン・オマケ」赤堀政夫（島田事件犯人）死刑執行は法務省が実行するといふ書類に印を捺すと、五日以内に効力のあるものに行われる。ゆえに、死刑囚はたえず「今日か……」と終首の恐怖におひながら毎日を送っている。

「無実」者ヲ死刑ニスル法律ガアルナラオン・オマケ」赤堀政夫（島田事件犯人）死刑執行は法務省が実行するといふ書類に印を捺すと、五日以内に効力のあるものに行われる。ゆえに、死刑囚はたえず「今日か……」と終首の恐怖におひながら毎日を送っている。

現在日本では、無実を叫び続ける死刑囚が8人いる。平井貞吉（赤堀事件）、免田茂（赤田事件）、奥西勝彦（古河屋毒事件）、斎藤幸夫（松山事件）、佐藤義雄（牟礼事件）として死刑囚である。いずれも長期拘留者がむしばまれても、必死の無実の血叫びを続いている。

過去、無実を叫び続けながら殺された「ハセンン氏病」患者の森本松夫、福岡事件の西原雄、彼らの死をムダにしない。彼の血を叫び、死んでしまいます。

今こそ、死刑囚救援運動とは何かを、しっかりとおさえ、生きていやすい返す更能に一歩進み、ここに答とう。



分崩離析の要として、赤堀闘争を闘い抜いてきたのである。

まさに、日帝のファシズム攻撃＝刑法改「正」－保安処分新設との対決なくして「障害者」解放闘争の現実も未来もありえないことを明らかにして、我々は、ファシズムを粉碎し、日帝打倒－「障害者」解放を戦い取る戦略的方向性を、刑法－赤堀闘争として突き出したのである。

第三には、日本共産党－国民救援会の「公正裁判要求」路線との分歧を鮮明にして、社共人民戦線派の議会主義・改良主義と対決し、更にブルジョア司法に依拠し差別裁判糾弾闘争－権力闘争としての発展を否定して、赤堀闘争を

「死刑囚救援」運動に解消するプロレタリア派－「連絡会」グループを批判し、また、赤堀－「障害者」解放闘争に敵対し保安処分推進派に転落した「精医研」一派を学会闘争と結合して粉碎し、闘つてきたことである。

次に、各地「闘う会」を基礎とする全国活動者会議－三者共闘体制から中央闘争委体制に至る総括を明らかにする。

七五年二・一五）一六の第一回全活事務局会議を出発点として展開された全活－各地「闘う会」運動は、「精神病者」集団・全障連・全活の三者の共同闘争をもって、差別裁判糾弾闘争－「障害者」解放の闘いとして、赤堀闘争の方向性を創り出してきた。

しかしながら、七七年一・一静岡地裁突入－五名不当逮捕、そして三・一「再審棄却」攻撃をマルクマールとする日帝・国家権力の赤堀闘争－「障害者」解放闘争への



そして、その現在的運動の内実は、「障害者」の日常的闘いを自己目的化することをもって赤堀闘争の政治闘争としての発展を否定し、権力闘争からの召還を「一般えん罪事件－死刑囚救援」運動のブルジョア民主主義への解消＝撤退で合理化して、日共－国救の「公正裁判要求」路線を補完する融和的体制内改良運動なのである。

したがって、我々は、現在の中闘委体制が「障害者」が主体となって闘おうとする点について高く評価しつつも、全活事務局の無方針＝日和見主義に対する路線的解決をあいまいにして結成された

点、更に、「連絡会」のデッチ上げ

弾圧＝ファシズム攻撃の激化という新たな情勢の展開と切迫性の中で、赤堀氏奪還の意志を再び強固に打ち固めて反撃の闘いを創出すること、すなわち、日帝・国家権力との対決が、全面的に要請されるに至つて、赤堀闘争を権力闘争として推進する方向を明確にしないまま、全活事務局は無方針状態におちいったのである。

ここで、赤堀闘争の更なる飛躍と発展へ向けて、七八年三・一全国闘争をめぐって形成された全活事務局と「関東闘う会」をはじめとする戦闘的潮流との論争は決定的に重要な位置をもつていた。

すなわち、「三・一棄却」一周年弾劾の闘いを、日帝と真向から対決する権力闘争－政治闘争として赤堀全国闘争の実現－発展を推し進めるのか、それとも、「棄却後全国闘争」－敗北主義と地域闘争主義で赤堀闘争を分散させるのかという論争であったのである。

かくして、七八年三・一全国闘争は、関東・八王子の両闘う会、全国「精神病者」集団の三者共催の下に、戦闘的な大爆発を実現し、赤堀闘争の進むべき道を照らし出したのである。

一方、この三・一全国闘争の反対者としてたちあらわれ、その後、この闘いの戦闘的地位にたえきれず、この地平を否定・清算することをもって「関東闘う会」から脱落逃亡し、その右翼日和見主義を完成させたのが、プロレタリア派－「連絡会」グループなのである。

その本質こそ、徹底した改良主義－経済主義である。

B 赤堀闘争の現局面と障害者

解放闘争の任務

ファシズムとの階級決戦－権力闘争に勝利する闘いとして、八〇年代赤堀闘争－「障害者」解放闘争の階級的発展を戦い取るために、我々は、現下の階級情勢の中に赤堀闘争の情勢を位置づけ、赤堀氏奪還の血路を切り拓くその路線的方向性を鮮明にすることである。

まずははじめに、我々は、何故國家権力が「精神障害者」である赤堀氏をデッチ上げ、無実を叫ぶ赤堀氏に有罪＝死刑判決を宣告したのかを、赤堀氏が不当逮捕された一九五七年と、「第四次再審請求棄却」が打ちおろされた一九七七年、そして「抗告棄却－死刑執行」策動と対決する今日の階級情勢を把え返し、階級攻防の構造を把握することを

通して明らかにし、赤堀氏をイケニエにした差別・抑圧・分断支配の階級支配の構造と、それを排外主義的に極限化した「保安処分」・「死刑判決」の攻撃性格を抑え、赤堀闘争の実践的課題に応えていかなければならない。

何よりも、我々が赤堀闘争を闘うにあたって決定的に重視しなければならないのは、国家権力のフレームアップには、必ずといっていいほど、帝国主義・ブルジョアジーの階級支配に基づく政治的意図がある、ということである。

したがって、これを糾弾するには、その根拠を擊ち、本質に迫る闘いが要請されているのである。

我々は、赤堀差別裁判糾弾の闘いを通して、赤堀氏を頂点にした「障害者」への差別攻撃が、階級分断支配を貫徹し、全人民を侵略反革命戦争へ統合せんとする日帝の全体重をかけた排外主義攻撃としてあること、この日帝・国家権力の歴史的な攻撃性格と差別裁判の政治的意図を明らかにし、その階級支配の根拠を撃ち、国家権力を搖るがす日帝打倒－「障害者」解放の闘いとして闘い抜かなければならぬのである。

それ故、△無実・差別▽△糾弾・奪還▽を一つのものにして、この視点を階級的出発点とし、日帝の権力再編攻撃と排外主義煽動に真向から対決して、階級支配の根幹を搖るがす差別・抑圧・分断支配の一掃という本質に迫る闘いとして赤堀闘争の階級的発展を戦い取らなければならない。赤堀氏は、「精神薄弱者」「精神障害者」として差別され、市民社会から排除され、「浮浪者」として生きていか

をかけたファシズム攻撃として打ちおろされたことを、はつきりと押えておかなければならない。
まさに「三・一・一棄却」攻撃は、①保安処分イデオロギーに貫かれた「障害者」差別・抹殺の攻撃として、②無実の赤堀氏への「死刑」・虐殺をテコに、赤堀闘争を解体し、③「障害者」解放闘争総体の鎮静化・改良主義的体制内化を導き出し、④全社会的に「障害者」差別を煽動し、「養護学校義務化」の攻撃とともに、「障害者」への隔離・収容・抹殺の保安処分の実態化を通して、⑤これに屈服する社会排外主義の醸成と天皇イデオロギー・民族排外主義への加担を導き出し、労働者・人民を差別・抑圧・分断支配の階級支配の鎖につなぎとめ、ファシズムの支配を確立することを目論んだ攻撃なのである。

我々は、かかる「三・一・一棄却」攻撃の国内階級支配の死活をかけた暴虐的差別の本質を抑え、狭山闘争に対する「七七年八・九上告棄却」に続く「八〇年二・七再審棄却」が打ちおろされた現下の階級情勢の下に、赤堀氏への監獄法・刑法改「正」の実態的攻撃として獄中弾圧が強められ、「抗告棄却・死刑執行」策動もまた強化されていることを、血路を切り拓くことはできないのである。

今日、日帝は、階級的危機（「韓国」を要とする新植民地支配体制と国内階級支配の危機）の深まりの中で、朝鮮・アジアへの侵略反革命の軍事的貫徹に向け、それを支える国内支配体制を、ファシズム・総力戦戦争体制として確

ざるを得なかつたということを唯一の根拠に逮捕された。マスコミを総動員しての「真犯人逮捕さる」の報道によって、犯人を二ヶ月以上も逮捕できなかつた「警察の権威」を回復させると同時に、「精神障害者」に対する差別と偏見・排外主義を煽動し、「社会不適応者」「危険な存在」として市民社会から排除・隔離・収容・抹殺することを國家権力の手によって政治的・社会的に行なつていったのである。

赤堀氏が逮捕された一九五四年当時の階級情勢、それは日帝ブルジョアジーに現在の破防法・保安処分体制を軸とする反革命治安弾圧体制・地域管理体制を準備させる時代であった。

すなわち、日帝は、五〇年「精神衛生法」、五二年「破防法」、五四年「第一回全国精神衛生実態調査」、同年「警察法改正」と一連の攻撃を打ち出し、五〇・五三年の朝鮮侵略反革命戦争をへた「戦後五年体制」へ向けて、暴力装置の強化も含めた国内再編の攻撃として労働者人民への階級支配の排外主義的強化を推し進めるそのような歴史的背景と政治的意図、階級情勢の下に、「障害者」差別排外主義を煽動して赤堀氏を「犯人」にデッカ上げ、「死刑」を宣告（五八年五・二三）したのである。

そして、あの憎むべき七七年三・一の静岡地裁・伊東による「第四次再審請求棄却」が七七年の一連の三里塚五六・六「鉄塔爆破」・五・八東山氏虐殺、狭山「八・九上告棄却」、とともに、日帝の侵略反革命総路線の絶望的貫徹

立することを、八〇年代の基本動向－戦略として、刑法・天皇・自衛隊を三位一体とする攻撃を激化させてきているのである。

それはまぎれもなく、刑法改「正」－保安処分新設を突破口とするファシズム統治機構確立によって、革命党・革命勢力と狭山・赤堀・三里塚をはじめとする一切の戦闘的大衆闘争の壊滅と解体を目論み、それと同時に「障害者」差別・部落差別・在日朝鮮人民への民族差別・下層労働者への差別等の排外主義攻撃を激化させつつ、差別と虐殺・侵略と排外主義の天皇イデオロギーの下に、全人民を侵略・反革命戦争へと統合し、総動員する総力戦戦争体制を構築し、自衛隊の核武装と治安出動・クーデター計画を準備するファシズム攻撃に他ならないのである。

したがって、赤堀氏奪還を戦い取るにあたって、我々が第一に確認しなければならないことは、赤堀氏への獄死。死刑攻撃を頂点とする「障害者」への差別・保安処分攻撃・排外主義煽動の激化を粉碎する闘いは、日帝の刑法改「正」－保安処分新設を突破口とするファシズム統治機構確立攻撃との戦略的対決、すなわちファシズムとの熾烈な権力闘争として問われているということである。

そうであるが故に、この赤堀闘争の第一義的な実践的課題に応えていくためには、かかる日帝・国家権力の攻撃性格（＝権力性格の転換）を抑え、ファシズム粉碎の戦略的政治課題である刑法闘争と結合して、赤堀闘争を保安処分粉碎の要＝核心的課題であり、「障害者」解放闘争の階級

的推進軸として闘い、その全人民的政治闘争—階級的共同闘争としての発展を勝ち取らなければならないのである。

第二に、ファシズム・社共人民戦線派・プロ独派の三巴戦という過渡期世界の階級攻防の歴史的構造の中で、赤堀闘争—「障害者」解放闘争においても、その路線的選択Ⅱ

階級的岐路が不可避に問われているということである。

我々は、ファシズムとの権力闘争として赤堀闘争の革命的前進を組織することに敵対する一切の逆流Ⅱ日和見主義・改良主義との対決なくして赤堀闘争—「障害者」解放闘争の発展はありえないことを鮮明にしなければならない。

赤堀闘争は、日帝・国家権力と真向から対決し、「障害者」解放—人類前史の総決算を根底から、階級支配の最底辺から迫る闘いなのである。

この本質的視点を欠落させた、すなわち、権力闘争とイデオロギー闘争を一体化することが出来ない差別糾弾闘争は、国家権力との熾烈な対決から召還して赤堀闘争を「一般えん罪事件」「救援運動」や「裁判問題」へと一面化・解消する傾向へと転落するか、単なる救済と改良の「人権問題」「社会福祉政策」や「社会革命」の域を出ない階級支配の根拠に迫ることが出来ない民主主義運動にとどまるのである。

プロレタリア派—「連絡会」の路線的内実が、日共—国救の「公正裁判要求」を補完するものでしかないことはすでに批判した通りである。

中核派は、労働者本隊論の克服を「血債の思想」による

自己批判運動に求め、権力論におけるボナバ論と小ブルリ・排外主義的意識との闘いを、階級実践としてではなく、「自覚」に求めるが故に、中核派の差別裁判糾弾闘争路線は、不斷に、「無実の全人民運動」という大衆運動と「自覚主義」の党建設に引き裂かれ、権力闘争とイデオロギー闘争を一体化して闘いを組織する視点を喪失してしまうのである。

また解放派の差別裁判Ⅱ階級裁判粉碎、再審貫徹否定の路線内容は、赤堀氏の「無実性と差別性」を一体化して明らかにすることを避け、「司法権力」との闘いと差別イデオロギーとの闘いを統一できず、国家権力の階級支配非差別・抑圧・分断支配の一掃という立場から赤堀闘争を開き抜くことができないのである。

第四インターは、「障害者」解放を本質的に把えられず、「政策」の一つとして民主主義闘争に終始するのである。

C 八〇年代赤堀闘争の発展へ向けて闘う我々 の総路線

I 過渡期世界の階級闘争—ファシズム粉砕と人類前史総決算

過渡期世界の階級闘争は、暴虐を極めるファシズムとの熾烈な対決Ⅱ権力闘争を不可避としており、同時に、この

△戦略△—権力闘争と差別・抑圧・分断支配を一掃する人

類前史総決算の△思想△—イデオロギー闘争を一体化して闘い抜くことを、プロレタリアートの世界史的・戦略的任務として要請しているのであり、文字通り、過渡期世界はプロレタリアートの革命性・國際性を鋭く問う時代であり、主体的階級闘争世界なのである。

刑法改「正」—保安処分新設を突破口とする日帝のファシズム統治機構確立の攻撃は、六〇年代後半の激化する大衆武装闘争、更に七〇年代初頭の非法爆弾破壊戦—本格的な先進国武装闘争の硝煙による階級闘争の尖鋭△と国内階級支配の危機に対応した日帝ブルジョアジーの計画的な徹底した予防反革命攻撃である。

この攻撃は階級支配を強化し、ブルジョア独裁を維持する権力性格△支配政体の転換なのであり、まさに、議会制民主主義からファシズムへの帝国主義の新たな武装を意味するものであることを明確に押さえなければならない。

それは文字通り、過渡期世界への突入による階級闘争の拡まりと深まりが、対極にファシズムを生み出したのであり、階級攻防が「政体転換」を決定するのである。

過渡期世界のプロレタリアートとブルジョアジーの階級

対立の尖鋭化、すなわち、帝国主義の侵略反革命戦争体制に對決する権力闘争が、帝国主義ブルジョアジーの侵略反革命総路線の絶望的な貫徹に向けた、革命党壊滅・階級闘争圧殺・総力戦戦争体制確立を政治機能目的とする尖鋭な予防反革命攻撃Ⅱファシズムを呼び出したことを、明確に把えることである。

同時に、この攻撃は、資本の敵△社会の敵として革命組織を壊滅する攻撃と、資本の利益に適応しない△市民社会に適応しないとして「障害者」抹殺の攻撃を、保安処分の両刃として研ぎ澄し、△反社会的存在△の抹殺を通して、ブルジョアジーの階級支配を強化するのみならず、市民社会構成員の思想を同一化（ファシズム化）するものであることを明らかにしなければならない。

△正△攻撃は、明確に保安処分のイデオロギー△ファシズム思想をもつてする攻撃である。

そうであるが故に、我々は、刑法改「正」粉砕の闘いを、ファシズム粉砕の権力闘争として闘うと同時に、この闘いの基軸に保安処分粉砕の闘い△保安処分のイデオロギーと△の闘いを設定し、階級深部の怒りの中から武装して闘わなければならぬのである。

△保安処分△は、資本の価値觀を極限化した近代合理主義の到達点としてのファシズムの思想である。

すなわち、「保安処分」の思想は、剩余価値を生み出し得ない者—資本制生産の基準から見て労働力が剩余価値を生

産する上で必要な社会的水準に達していない「社会不適応者」として判断された者達一に対する資本の差別と選別の論理であり、近代合理主義が到達した切り捨てと排除と抹殺の「体系」である。

さらに、「保安処分」は、剩余価値の生産を否定し廃絶せんとするマルクス主義者と革命党へ激しい憎しみをもつて革命家—革命的プロレタリアート人民を「革命的確信犯」「闘争性狂信症」として「処分」＝隔離・収容・抹殺することを狙っているのである。

そして、この攻撃は、刑法改「正」—保安処分新設の立法の前段において、すでにその先行的実態的な攻撃を開始しているのである。

ここに、ファシズム統治機構確立＝刑法改「正」攻撃の先端に「保安処分」を先取りした攻撃として赤堀氏への攻撃が据えられる根拠があるのである。

すなわち、「障害者」をスケープ・ゴートとした排外主義攻撃が、「障害者」解放の闘いをおしつぶし、プロレタリアートの本質的革命性を個別利害意識＝市民社会秩序の中に閉じ込め、階級闘争の圧殺を通してプロレタリアート人民を差別・抑圧・分断支配の階級支配の鎖に永遠につなぎとめておく帝国主義ブルジョアジーの攻撃の刃として現代的な重圧をもって研ぎ澄まされているのである。

このように、ファシズム攻撃の本質を見抜いた我々は、階級支配の最底辺に差別され抑圧されてきた「障害者」の人類史的階級的苦悩を背負った闘い＝「障害者」解放闘争

を、保安処分粉碎の要に据えて闘い抜いてきたのである。我々が、ファシズム粉碎の戦略的視点から刑法闘争を闘い、人類前史総決算の思想的立場に立つて赤堀闘争を闘い、そしてこの刑法闘争と赤堀闘争を結合して闘うことが出来たのは、ファシズムの終局的な目的が、総力戦・戦争体制の構築—諸階級諸階層の侵略反革命戦争への強的な統合にあり、その攻撃の先行的な牙が、まず、階級支配の最底辺に組みしかれている「精神障害者」に向けられていることを的確に使えることができたからである。

したがって、ファシズム攻撃としての「保安処分」攻撃を正しく把握することができずに、ファシズムを「没落の危機に瀕して資本主義に幻滅した小ブルジョアジーが似非（エセ）社会主義を名乗つて革命的プロレタリアートに敵対する反革命運動」などと間違つて把えたなら、刑法改「正」攻撃をファシズム攻撃として使えることも出来なくなるし、階級支配の最底辺に差別され抑圧された「障害者」と共に階級深部の怒りの中から武装してファシズム粉碎の闘いとして刑法闘争を組織することもできなくなるのである。

没落小ブルの危機感にファシズムの根源を求める小ブル＝ファンズム化論に立脚した路線は、小ブルを味方にするために、プロレタリアートの闘いを民主主義の防衛に封じ込めるだけでなく、小ブルの感情を擁護するために、ファシズムの毒牙が真先に襲いかかる「障害者」や部落大衆の闘いに共産党を差別者として敵対させるのである。

また、帝国主義の独占的超過利潤を物質的基礎とするブルタリアート内部の差別支配の社会的構造と排外主義的意識を見抜いてこれと真向から闘わずに、賃金値上げという経済闘争だけに没頭し独占資本主義段階の労働者本隊論の限界を絶対できないならば、プロレタリアートは差別と排外主義に解体されるのである。

事実、先進国全ての社会党と共産党は、独占資本主義の差別と排外主義を肯定し、差別主義者に転落している。

また、かかる視点なき、革マル派の先進国プロレタリアートの自覚主義は、先進国主義・労働者本隊論として差別排外主義へ転落するのである。

さらに、精神医療を自己目的化し、近代合理主義に解体された「全国精医研連合」もまた、保安処分推進派・赤堀闘争への差別的敵対者へと転落したのである。

「精医研」一派は、精神科医としての「良心性」と「専門性」に依拠して、「患者をどの様な医療で扱うか」といった階級的立場をまったく喪失した内容で、小ブル的改良運動を進めることを自認している。

「この『改正刑法草案』における保安処分条項を、一九五六年より開始された戦後刑法改正作業の流れの中で抱えるなら、その特徴として保安処分対象者の治療という視点が大幅に後退し、むしろ市民社会からの隔離・収容という立場への一層の傾斜を示している。」

この「関西精医研」が発表した雑文の内容は、保安処分に「治療」を期待し、その立場から「治療がないから保安

処分に反対する」ということであり、「精神障害者」への隔離・収容・抹殺の実態的保安処分と対決しない彼らの小ブル的立場を自己暴露したものに他ならない。

さらに引用すると—「ところで保安処分が保安処分的立場へとより傾斜していくことは、保安処分に不可欠の“治療的幻想”を喪失していくことになり、刑罰との区別がアイマイになるが故に、刑事政策の危機の表現である。」「ブルジョアジーの精神障害者に対する刑事政策は、保安処分＝措置入院＝同意入院の三段階に基本戦略を置き、前者を後二者と分離するという方向で軌道修正を図っている。我々はかかる分離を徹底化させることにより、言い換れば、精神障害者の待遇の改善を一層押し進めることにより、精神病院を刑事政策的にますます依拠できなくなることを通して、保安処分から一切の“治療的幻想”をはぎとらねばならない。」

ここに書かれている内容から明らかなことは、「精医研」が「医療」を超階級的な行為として把え、その中で「精神障害者の待遇の改善」を自己完結的な「専門性」で行なっていくものであり、小ブル的改良主義が完全に国家権力の補完物になりさがっていることをみてとることができる。

「精医研」が今日主張している「反収容ネットワークの構築」とは、精神科医師・医療の階級的立場を欠落させ、日帝の保安処分攻撃と地域治安体制への屈服と加担を宣言したものに他ならない。「精医研」は、階級分断支配を支

えるものとして「精神医療」が存在していることを否定し、階級闘争から召還して、自己の小ブル的立場を絶対化した「医療」の枠の中で、改良主義運動の沼地へ純化しているのである。

我々は、かかる保安処分推進派に転落した「精医研」一派を絶対に許さず、「精神障害者」とともに、その階級深部の煮えたぎる怒りで彼らを粉碎しなければならない。

我々は、七〇年代日帝のファシズム攻撃との権力闘争を通して、刑法改「正」—保安処分新設（破防法—保安処分体制）を突破口とするファシズム統治機構確立の目的意識的な階級対応を粉碎するには、保安処分が「障害者」抹殺と革命党壊滅を両刃の剣としてその攻撃性格があることを見抜き、「障害者」解放＝資本主義の廃絶と差別・抑圧・分断支配の一掃という人類前史を総決算する立場から権力闘争を闘い抜かなければ決して勝利しえないと学んだ。すなわち、過渡期世界の階級闘争が、資本と賃労働の廃絶と差別・抑圧・分断支配の一掃を要求する闘いとして噴出して、階級社会の最後の社会構成体である資本主義社会を根底からおひやかし、人類前史の閉幕期を告げるや、反革命としてのファシズムを対極に生み出し、プロレタリアート人民の側に、人類前史総決算の闘いとファシズム粉碎の権力闘争を一体化して闘い抜くことを要請することになったのである。

そうであるが故に、このファシズムとの権力闘争と差別・排外主義との目的意識的な闘いを平時から組織するのになれば、勝利の展望と血路は切り拓きえないということである。

に対して、最も大きな階級的重圧をおしつけ、基幹プロレタリアートの重荷を転嫁しているということ、そして、ファシズムが彼等被差別人民を最も鋭い排外主義攻撃のまとにしていることである。

そして、「精神障害者」が、人類前史の開幕以来、階級支配の最低辺に組みしかれ、最も「弱い部分」として常に支配権力から狙い撃ちされてきたということであり、階級対立社会では、資本主義以前においても、階級分断支配と排外主義のスケーブゴートにされてきたということである。

したがって、我々は、過渡期世界の階級闘争の歴史的・普遍的な性格が、人類前史のかかってきたあらゆる階級支配と差別・抑圧を一举に止揚する闘い＝人類前史の総決算を求めて噴出する闘いであることを覚える時にのみ、真にこの赤堀闘争＝「障害者」解放闘争の実践的課題にマルクス主義的・革命的に応えることができるるのである。

したがって、①資本と賃労働の廃絶、②人類前史を貫いてきた階級対立社会そのものの止揚、③差別・抑圧・分断支配の一掃、④階級社会の戦争を革命戦争で消滅させる－これが、一つの任務として過渡期世界の革命主体＝共産主義者に獲得され担わなければならない歴史的・論理的任

なのである。

刑法改「正」—保安処分新設粉碎の闘いは、ファシズム統治機構確立攻撃との闘いであり、ファシズムとの闘いは、権力闘争であり、同時にイデオロギー闘争でもあるのである。

それ故、この視点を欠落した「血債の思想」—自己批判運動や、小ブル的「社会革命」運動、民主主義闘争－政策阻止の運動、または一般的な反権力意識では闘いきれない闘いなのである。

ことばをかえていうならば、唯物史観の弁証法が資本の論理の一角を打ち碎いた一点の希望の光は、過渡期世界において、革命党－革命勢力（戦闘的大衆組織）に、ファシズム粉碎・自国帝国主義打倒の権力闘争と人類前史を総決算するイデオロギー闘争を、世界プロレタリア独裁に向けて如何に組織し闘い抜くのかを、一体的に問うているのである。

II 過渡期世界の差別糾弾闘争と人類前史の総決算

赤堀差別裁判糾弾闘争－「障害者」解放闘争の実践をして、我々は、階級支配の構造をもう一度深く見抜くことができる。

深さというのは、過渡期世界の階級支配が基幹プロレタリアートの資本と賃労働の階級対立に限定されるのではなく、これを軸としながらも、過渡期世界の帝国主義が、自らのブルジョア独裁－階級支配を維持するために、「障害者」や部落民、在日朝鮮人民、下層プロレタリアート等務なのである。

それ故、あらゆる差別糾弾闘争も、世界同時革命＝世界革命戦争として、世界プロレタリア独裁樹立に向けて闘わなければならないのである。

この道をさけた、権力闘争を否定し、個別戦線政治＝大衆運動主義に依拠した小ブル的な民主主義闘争や社会革命路線＝改良主義では決して勝利しえないのである。

過渡期世界の革命的実践＝共産主義＝党は、ファシズムを粉碎し自国帝国主義を打倒して世界革命戦争から世界プロレタリア独裁を樹立するという世界史的・戦略的な闘い＝任務の全実践過程を通して、賃労働と資本を廃絶するだけでなく、旧社会の遺物が資本の支配と分かれがたく結びついている全ての差別を一掃し、人類前史の総決算をなしとげなければならない。

なぜならば、「思想が現実に迫る」というだけでは十分ではない。現実がみずから思想にまで迫るということでなければならぬ。「現実がみずから思想にまで迫る」という誕生という「現実が思想にまで迫り、大衆に大衆みずから手による解決を呼び出した」現代世界、すなわち、未来を獲得する思想に現実が迫り、全世界のプロレタリアート人民に、革命と共に産主義の現実性を確信させることを通じて、過去の旧社会の全ての遺物を一挙的に総決算する闘い

のエネルギーを呼び出している現在、これが歴史的現在としての過渡期世界なのである。

それ故、過渡期世界は、(1)階級対立社会の最後のブルジョア社会であるばかりではなく、(2)死滅しつつある資本主義の帝国主義段階であるばかりでなく、(3)世界の一角にプロレタリア独裁国家（労働者国家）を建設して眞の人類史への希望を歴史の現実過程に呼び込んだ階級闘争の世界であり、(4)人類前史を資本と賃労働の廢絶を軸として総決算する階級闘争世界なのである。

階級社会である人類前史（原始共産制社会が崩壊して以降の奴隸制、封建制、資本制の三つの社会構成体にまたがる階級社会の総体）は、開幕以降、階級支配そのものの内部に「障害者」や他民族などへの差別をかかえ、階級支配に不可欠なものとして、必ず基本的な階級対立の維持のために、被支配階級の内部に差別をつくり出し、被差別人民をその底辺に組みしき、階級分断支配を維持してきたのである。

そして、独占資本が形成される帝国主義段階では、賃労働と資本の基本矛盾と分かれがたく結びついてきたあらゆる差別を社会全体にしみわたらせ、プロレタリアートの中に差別支配の構造をつくり出し、プロレタリアートの中被差別人民を組みしき。そして、帝国主義国の人々が、後進国人民を排除し差別する構造をつくり出しているのである。

ここに階級社会を貫く階級支配の差別原理が、剩余価値

生産を基準とする資本の差別原理と結合し、資本主義の下で拡大再生産される構造があるのである。

したがって、帝国主義の搾取と差別と除外主義を一掃するには、人類前史を総決算する立場に立ち、ファシズム粉碎・日帝打倒の権力闘争の中で、差別に対する闘いを貫徹しなければならないのであり、階級深部の怒りの中から武装して建党建軍!! 非合法体制を原点とする過渡期世界のプロレタリア政治路線の下に闘い抜くことこそ、唯一の勝利への道である。

我々は、階級に服務する立場と、階級深部の怒りの中から武装する立場と、マルクス・レーニン主義で上から建党建軍する立場の三つの立場に立ち、建党建軍!! 非合法体制を構築しつつ、階級深部の煮えたぎるような怒りと結合し組織して、被差別被搾取人民の階級形成!! 階級武装を推し進め、帝国主義打倒!! 世界革命戦争勝利!! 世界プロレタリア独裁樹立を通して、人類前史を総決算し、世界社会主義!! 共産主義社会の実現!! 真の人類史を切り拓く世界的・戦略的任務を果たしていくのである。

日本には冤罪（えんざい）の血叫びをあげていて多くの人達がいる。この冤罪をつぎつぎに生み出して行く構造に予断と偏見による見込み捜査、別件逮捕、マスコミの警察情報の太鼓もち、代用監獄に長期拘留して、「叩いて」自白させること、自白偏重の起訴、裁判所の検察側への迎合（けいごう）と自由心証主義、極めて狭い再審の道というように、「冤罪の構造」ともいうべきものが既に形成されているといふことには大きな原因があるといえる。

しかるに、この様な冤罪の構造を憂う知識人の声がまだ弱いし、ゆき渡っていないのが日本の現状であるといえる。

たとえば、代用監獄についていえば、一九七九年九月二二日、第十二回国際刑法学会の全体会議で、この制度の廃止を決議しているし、それより前、一九七五年にインドで開催された国際法曹委員会による「ニューデリー宣言」の中にも代用監獄廃止をうたっているにもかかわらず、日本の「監獄法改正」案では、代用監獄の存在が決められたとき。

そして、△世界でも飛び抜けた・日本の検挙率を支えるものに代用監獄制度がある△などという論文（橋本文男、一九八〇・三・一六の朝日新聞・論壇）が大手をふって歩いている日本の状況なのである。

最近、再審で無罪になるケースが続いているが、その多くは代用監獄における警察の不当な取り調べが原因だ（朝日新聞、一九七九・二・四）といわれている現状に反対する百人委員会で活躍。

◇著者紹介◇
日本精神神経学会委員、刑法改正一保安処分に反対する百人委員会で活躍。

精神医療にまつわる最近の情勢

青木 薫久（精神科医）

三寄稿三

全く反省がないのである。

冤罪で人に死刑を判決することの重大性に彼らは心を傷めないのでだろうか。

この冤罪の構造を補強するものに、いわゆる学術権威者なるものの鑑定がある。

赤堀さんの場合にも、まさにこの鑑定によって彼における冤罪の構造は補強されたということができる。いわゆる学術権威者なるものの事実に基づかない鑑定書の典型は、ソ連の精神鑑定に見られる。

一九七九年五月十二日の国際グルマンデーにあたって、日本の精神神経学会理事会が、一七四名の会員の署名をそえてソ連のブレジネフ書記長にその即時釈放と言論の保証の為の抗議と要望書を送った（精神神経学雑誌、八一巻、五六七頁）その当の人、つまり、ソ連の良心の精神科医セミヨーン・グルズマンは、ソ連が国家に迎合する精神科医を使ってでたらめな精神鑑定書をつくり、反対・批判勢力をつぎつぎに特殊精神病院に保安処分によつてぶち込み、「精神治療」の手段を使って人間を廃人にして殺していくといふこと、ザミスター（地下出版物）によつて批判したことにより、六年の強制労働と二年のシベリア流刑にふせられているのである。

そのグルズマンの救援運動は、国際アムネティムはじ

めていく必要がある。

保安処分制度のことについて一言でいえば、今迄保安処分制度のお手本といわれたデンマークの保安処分制度は、一九七三年の刑法改正によつて廃止されてしまったのである。このことは、西ドイツの刑法改正（一九七三）のその後の事業に大きな衝撃（インパクト）を与えた、既に刑法改正によって決まっていた「社会治療処分」という保安処分が、今だに行われていない状況にある。

この点、西ドイツは、デンマークの事実をインパクトと受け取るだけ、日本よりもまだましといえる。

アメリカの保安処分における「精神医療」の技術を活用して犯罪者の再犯を防ぐということころみは、既に「新施策の成果及び人権との関連で反省を余儀なくされている」（「刑法全面改正について」、上村千一郎衆議院法務常任委員長、一九七七・八）状況であり、今日、人権を大切にする国々においては、保安処分制度は影が薄くなり、あるいは開店休業・廃止の状況におかれている。

ただ一人、保安処分制度をフル活用しているソ連は、世界の多くの国々から厳しい批判を受け、かえつて、ソ連の今日における・ファッショ的な国家の本質をそこにみごとに表わす結果となり、世界人民の警戒心を呼び起こしていることは皮肉である。

しかし、抑圧のあるところには必ずしも人民の反抗があり、ファッショ的国家が最終的な勝利をうることはできないものである。

め全世界の心ある人達によつて行われてゐるのである。

そもそも、國家権力が介入して精神医療を人民に強制するという制度が必要であるかと云ふことが、今日既に問われているのであり、世界のこの種の制度や精神医学会の動向からしても、精神障害犯罪者に対する保安処分制度が、早晚、消滅して行くにちがいないと私は考えている。

その点、我国はフランスと同じで、裁判所が精神障害犯罪者に対する命令する強制的な施設収容と精神医療処分（つまり、精神障害犯罪者に対する保安処分）は存在しない。本の法務省は、この時代おくれとなつた保安処分制度の新設をあきらめておらず、最近では、弁護人抜き裁判問題から自主規制強化に踏み切つた日弁連主導の弱腰をみすかして、「刑法全面改正」の第二次修正案づくりをはじめ、その中で保安処分については、「改正刑法草案」が「将来再び禁固以上の刑にあたる行為をする恐れがある」というのを「殺人や強盗などの重罪を犯す恐れのある」者に対象を限定する刑に手なおして再案しようとしているといわれている（読売新聞、一九八〇・四・七）ので警戒を要するのである。

しかし、法務省としては、「刑法全面改正」についての「見通しは暗い」（前田宏法務省刑事局長、警察研究、五一巻、三号、一九八〇・四・三）と悲観的である側面にも留意し、「刑法改正草案」を廃案にすべく、更に闘いを進める。法制審議会が一九七九年十二月に出した「監獄法改正の骨子となる要綱案」を見ると、「被勾留者が傷病の診療をこぼみ、又は長く飲食物の摂取をこぼみ続けた場合において、その生命の危険が及ぶ恐れのある時は、その意志に反しても、医師による診察、治療又は栄養補給の処置をとることができる」と規定されている。この案にある「生命に危険が及ぶ恐れ」というのは、たとえば西ドイツの監獄法の様に、「緊急の生命の危険が存する場合」というのと意味が全く違うのであって、将来生命の危険が生ずる恐れがあるというだけのことで、極端のことをいえば、風邪ひきでさえ「その恐れなきにしもあらず」であるということになり、全く制限条項になつてない。まさに、ほとんど無制限に収容者側の意志によつて強制的に診察・治療が行われうるという条文になつてゐる。更にうたがつて読めば、「生命に危険がおよぶ」というのは他人の生命も含むのかとさえ考へさせられる規定である。これは、世界各国の立法制からみても、人権保障上極めて後退したものとなつて

いる。

61



アヤメ病院闘争の総括

—更なる保安処分粉碎・「精神病院」解体に向けて

なぜならば、闘いの当初から方針として掲げたアヤメ裁判闘争は、七八年十二月「被告」の控訴取り下げによって「終結」した。しかし、この「終結」は、決して闘いの終焉ではなく、あらゆる意味において闘いの再出発として我々の眼前にあるからである。

即ち闘いは「終結」したが収容所アヤメ病院は、現在も「患者」の上にあぐらをかき、「患者」の生き血を吸つて肥え太っており、男女三百余名の「患者」は、アヤメ院長が管理支配のため行使する「電気ショック」の恐怖と薬づけと「作業療法」という強制労働にムチ打たれ、白い鉄格子の中で呻吟しており、日帝ブルジョアジーは、ファンズム統治機構確立の突破口を、刑法改「正」—保安処分新設攻撃で虎視たんと狙っているからである。

以上から明らかのように、「終結」は闘いの再出発としてある。しかし、だからといって、この闘いの再出発は、

[I] アヤメ病院闘争を総括し、更なる
保安処分粉碎・「精神病院」解体
へ進撃せよ！

七二年五月より開始された、三人の「患者」によるアヤメ病院の告発・糾弾の闘いは、七年間にわたる闘いをもつて「終結」した。しかし、この「終結」は、決して闘いの終焉ではなく、あらゆる意味において闘いの再出発として我々の眼前にあるからである。

いる。それに対しても一九七五年の十月七日に、第二十九回世界医師会総会で採決された「東京宣言」の中には、囚人・捕虜がハンストをやった場合に、これに強制的に栄養補給をしてはならないという主旨の条項がある。つまり、本人の意志による抵抗権を医療という名のもとに奪うということは許されないということがうたわれているのである。

監獄では、収容者と被収容者が敵対関係にあることも多いのであって、収容者が被収容者に対して、常に保護者としてふるまい、診察・医療という極めて重大な侵襲ともなりうる行為を密室内で強制的に行う権利というものは、存在し得ないと考えられる。

ハンストをしている被収容者に対する強制的に栄養補給することすら許されないのであって、まして、強制的診療など許されないのだということを明確にしていく必要がある。

このように考えてみると、被収容者の診察・治療に対する拒否権というものを明記すべきであると考えられるわけで、日本精神神経学会においても、一九八〇年四月の理事会において、その主旨の意見書が承認されている。

このように監獄において強制的に「診察・治療」が自由に行われるようなことであるならば、これはアメリカやイギリスに見られるところの一種の保安処分形態というものが監獄法改正によって実質的に行われるということにもなりかねないのであって、この点今回の「監獄法改正」問題に反対してきた人達にとって、新たな問題となっている

界医師会総会で採決された「東京宣言」の中には、囚人・捕虜がハンストをやった場合に、これに強制的に栄養補給をしてはならないという主旨の条項がある。つまり、本人の意志による抵抗権を医療という名のもとに奪うということは許されないということがうたわれているのである。

監獄では、収容者と被収容者が敵対関係にあることも多いのであって、収容者が被収容者に対して、常に保護者としてふるまい、診察・医療という極めて重大な侵襲ともなりうる行為を密室内で強制的に行う権利というものは、存

とができる。

又、赤堀さんの問題は、部落差別における狹山事件にすべきもので、障害者差別における冤罪事件として、その闘いは重要な質をもつものである。

日本精神神経学会でも、赤堀委員会をつくって、赤堀さんの救出の為の一助になればと努力している。

赤堀さんの救出の為に努力をはらい闘っている多くの市民の方々に敬意と連帯の気持ちを表わしたいと思う。

(一九八〇・四・二〇)

決して闘いが、振り出しにもどったことを意味していない。
なぜなら、迂余曲折しながらも、七年間に於ぶ「被告」の心底からの憎しみと怒りの炎が、「精神医療」の一片の幻想性をもはぎとってしまい、「精神病院」の実体を、資本の差別原理で貫かれた保安処分体制としてあることを闘いの「再出発」は具体性をもって確認しえるからである。

又、同時に闘いが激しく、かつ、困難であればあるほど、闘う主体は鋭く検証されるという歴史的現実はアヤメ病院闘争においても例外ではなかった。

我々は、あらゆる搾取と差別と抑圧でぬりかためられた人類前史を総決算する闘いに勝利すべく保安処分体制と対決し、「精神障害者」解放に向けて日夜、闘いなく全ての同志・友人に、アヤメ病院闘争の「終結」を明らかにし、再出発に向けた闘いの総括を提起したいと考える。

第一に総括する上で明らかにし確認すべきことは、思想が現実にせまるのみならず現実が思想に迫る過渡期世界は、

貧労労働と資本の廃絶のみならず、人類前史が抱えてきた一

切の遺物を一挙に総決算する新たな闘いを、階級闘争の前面へと押し上げさせたこと、この闘いの一角に「精神障害者」の怒りと闘いがあるということである。

それ故、この人類史的な課題である前人未踏の闘いは、

一つ一つの闘いの総括||教訓を基礎にしてこそ勝利の大道をつかむことができるのであり、アヤメ病院闘争総括の意義も、ここにあるのである。

第一に提起すべきことは、闘いが「終結」した現在において、我々の総括の全領域において、「被告」と総括を完全に共有しえていないという限界性をもっているということである。即ち、問題意識を、実践過程で一致させ、現実化しえないという限界である。

我々が、この事をあえて「限界」と呼ぶのは、以下の理由による。

たしかに、共用化した問題意識を、具体的な運動の中で相互に対象化しえることは、闘いにとって決定的な意義をもっている。しかし、「障害者」が何らかの形でそうであるように、アヤメ「被告」においても、裁判闘争も含めたアヤメ病院闘争という公然たる闘いだけが、唯一の闘いでなかつた。

「被告」にとては、集会・デモ等の目に見える形での所謂闘い以外に更にもう一つの闘いが、まちうけていたのである。即ち、市民社会の「障害者」に対するあらゆる差別・抑圧・分断支配の重圧をはねかえし、これと如何に対決するのかという闘いである。

当然のことながら実際問題として、「被告」出獄後のアヤメ病院闘争の大半の闘いのエネルギーは、アヤメ告発・糾弾・「精神障害者」解放の旗を背負つた「被告」の「生活し、生きぬく」闘いに費された。

それ故、前者の闘いが、現在的にとりくめていないという現実をもつて全てを否定的に総括することが出来ないが故に、我々は、これを「限界」としてとらえるのである。

いた労働者・学生を覚醒させ、「精神病院」に「患者」を送りつけってきた福祉労働者、抑圧者としてたちふるまつてきた精神科医—看護者、更には、直接的な収容対象者としてさらされている山谷労働者をもひきつけ闘いの輪の中に結集せしめた。

革命党派にとつては、六九年四・二八破防法発動でうちだされた革命党壊滅の攻撃が、ファシズムの統治機構確立を狙う刑法改「正」策動の中で破防法—保安処分体制として現在にかけられていること、すなわち、この保安処分攻撃が、すでに実体化している「精神障害者」に対する保安処分体制をバネに、革命党派に襲いかかるとしている事を見ぬき、闘いへと着手したのである。

そして、この闘いの着手は、もう一つの決定的意義をもつっていた。それは、自らの思想性を厳しく点検すると同時に、資本と貧労労働の廃絶の闘いを帝国主義権力打倒として闘う中で差別・抑圧・分断支配との闘いが組み込まれる時、プロレタリアートの國際主義と革命性が、生き生きと怒りにみちて、過渡期世界に復権されるからである。

差別糾弾の炎が明らかにした問題を整理するならば— 第一に、保安処分体制としてある「精神病院」の実体は、「精神障害者」の糾弾主体としての歴史的登場と、これが受けとめ連帶する革命的左翼との結合をかちとった時、「精神病院」の鉄格子は打ち碎かれ、あらゆる衝撃力をもつて、市民社会の中に躍り出でてきた。

この怒りの血叫びは、市民社会の差別構造の中に浸つて

第二は、差別糾弾の怒りの炎がもつ決定的な歴史的意義について明らかにしておかなければならぬ。それは様々な弱点をもちつとも、「精神障害者」解放を掲げた糾弾主体として、歴史的に登場したということである。即ち、この闘いは、人類前史総決算の闘いの内実を基底に孕んだものなのである。

第三に明らかにしたことは「精神鑑定」攻撃を「被告」に何回となくかけ、運動の解体を目論んだ東京地裁が、公判の最初から最後まで差別裁判で弾圧してきたことである。

即ち東京地裁が階級支配の底部からの「被告」の闘いの決起に対し、高飛車にこれを封じた差別裁判こそ、資本の論理を貫徹させた保安処分思想をもつてする弾圧であったということである。

第四に明らかにしたことは、差別糾弾の怒りの炎が、革命主体を検証したこと、即ち如何なる潮流・思想が、真に、糾弾主体の怒りを受けとめ、これと結合して闘いを推進しそえるのか否か、としてふるいにかけたということである。「精神障害者を野放しにするな」と権力の差別キヤンペーンに完全に同調する社共が、アヤメ病院闘争のみならず全ての「障害者」の差別糾弾闘争から完全に無縁であるのは、否、闘いに敵対さえしてくるのは、彼らのブルジョア・イデオロギーに解体された差別主義にある。せいぜいブルジョアヒューマニズムにしか訴えることのできない彼らが、奴隸の鎖をほんのわずか長くするところの「改良の果実」を獲得することはできても、鉄鎖を打ち碎く闘いを要請している差

する連帯とは異質な、この「被告」が直面した現実でかつ緊急な困難さを、共に闘う内実として、如何に總体性をもつて受けとめることができるのか、否かという課題であった。それ故、我々が、次に明らかにしなければならない問題は、それでは、この課題が、相互に、如何に闘いとられたのか、否かとして明らかにされ、否定的な局面に対しても、その根因にまで迫らなければならない。

新たな闘いの出発が当初は、「共同生活」を通してなされた。しかし、この「共同生活」は基本的には、出獄後の生活を支えるという域を出ないものであり、(保安処分についての学習会等もなされたが)その主たる傾向は「被告」からの要請に応える範囲で応えていくものとしてあつた。種々な事態を契機に「被告」の生活が破壊し裁判闘争等への決起が不可能になつた時、アヤメ病院闘争のほんとうの意味での困難性がはじまつた。そして「共闘」の内実が相互にあらゆる領域で問われることになつた。

「被告」にとっては、闘うということは生活しなくことと一体的なものであることがつきつけられ、連帶する者にとっては、「被告」の生活するための闘いに、闘いのエネルギーを費さないかぎり、裁判闘争も維持しえないものとして結果した。

「被告」の苦闘は自力で生活しなく闘うとして開始された。しかし、ともすればこの自力生活の闘いは放棄され、安易な道が、「支援要請」というかたちで顕在化し、時には、「裁判闘争の継続」を条件に押しつけてくるという形

別糾弾の怒りを受けとめることは決して出来ないのである。差別され、抑圧された人民の燃えるような鋭い怒りは、これと連帶せんとする闘う主体の真価を容赦なく、問い合わせる糧にしていきたいと思う。

第一は、アヤメ病院闘争は七年間にわたって闘いぬかれたが、二年間は獄中闘争として、五年間は出獄後の闘いとして闘いとられた。もちろん、ここで問題にするのは形態の違いではなく闘いの質の変化とそこにおいて問われた課題についてである。

この前者と後者との間には明確に闘いの軸の変化が、後者に、新たな闘いが負荷されることを通じておこつた。

ここに、アヤメ病院闘争の特徴と問われた課題が集中し表現されたといつても決して過言ではない。

新たな闘いは、「被告」のみならず、共に闘わんとする者にも様々な角度から鋭くせまつた。

「被告」にとつては、「精神病院」—獄中という拘束された生活の中での闘いから、差別にいろどられた市民社会で生活し、生きぬき。かつ闘うという闘いを軸に自己を律するというかって経験したことのない困難さの中で闘うことが問われ、共に闘わんと結集した者には、獄中闘争に対する

つた事態も招來した。

これに「対決」する闘う会も、結果として、時には、裁判闘争維持のため、同じ土俵にのぼってしまうという誤りを犯した。

この事が運動面において、矛盾的に「現象」したのは、「精神障害者」諸個人が、「精神病院」を利用すること一般を全否定するという意味ではなく、あくまでも、闘うという具体的な諸条件の中で、双方に問われた課題の克服が主体的に如何に努力されたのかを基準として提出される問題である。

それでは、この闘いは如何になされたであろうか。

事態の進行はこのようなものであった。過度の飲酒による生活破壊は「被告」の肉体をも破壊し、さらに生活を破壊していくというせっぱつまた泥沼からの「脱出」が、共に闘わんとする部分の関連する病院(「精神病院」の時もあり)の「協力」—入院を通してなされた。

しかし、くりかえされる入退院の中で、このようなパターンに対する物質的諸条件を喪失すると同時に主体的自己切開がなされ、受動的ではあれ新たな闘いが模索された。それは、二四時間の「共同生活」を通して、「被告」の肉体を再生し、共に闘う主体を確立するという作業であった。この闘いは、結果的には、前者と同様の事態(再度の生活破壊)として現象するが、しかし、「被告」も含め、

共に闘う仲間の間で、既製の「精神医療」に全面依存することなく起つてゐる事態に対し、「対処」したという事実については、一つの闘いの成果として確認していきたい。

(前記に提起した「精神病院」への依存という限界をもちつつも、前者においても、不十分ではあるが、後者的な闘いが貫徹されたこと、又、「被告」にあっても、自力自生の闘いが、様々な困難性を排して闘いぬかれたことも付記しておく。)

しかし、このような糾余曲折した中で闘いが堅持され、七年間にわたって闘いぬかれたという事実は、この闘いから教訓化すべき内実が存在することを示唆していると我々は確信する。

アヤメ病院闘争においては、主軸的な闘いが、このようない闘いとして準備され、この闘いとの関係で、従属性的に「精神医療」を位置づけることが、即ちこのような諸条件を如何に構築するのかが、基本姿勢として問われたということである。主体的には、更に差別されつづけてきた「精神障害者」の怒りと苦悩を歴史的な重みとしてうけとめるこど、この上にたって、階級原則をふみ外す諸行為に対しては対決する力をもつことが問われた。そして、この「諸条件の確立」と「対決する力」が表裏の関係として創出される時にのみ、両者は生きた方針として物質化しえるものと思ふ。

第一の問題は、「精神障害者」との連帶共闘を如何なる内実をもつてかちとつていくのかという課題であり、換言

するならば、保安処分の思想と如何に対決していくのかという課題もある。

そして、我々はアヤメ病院闘争を通してここに一つの鮮明な結論をもつてゐる。なぜならばアヤメ病院闘争は闘う隊列にまぎれこんだ、「全国精医研」を保安処分推進派としてあぶり出し、どのように問題を提起し、闘つてはいけないか——を我々に警鐘乱打したからである。

「悪徳精神病院」告発を掲げ、アヤメ病院闘争に関わった「全国精医研」の関心事は、いわゆる彼らがいうところの「医療なき拘禁」という現状認識であった。

この「医療なき拘禁」論が本質においてもつてゐる内実は、つきつめるなら、「より良い医療」であり、これは近代合理主義の枠を一步も出るものではなく、彼らの小ブルイデオロギーを全面開花するものであった。それ故、その思想性において、保安処分のイデオロギーに完全に屈服することが宿命づけられており、このことは、彼らが、実践過程において明らかにしているように一貫してもつてゐる「精神障害者」を闘う主体として認めず、大上段に「精神医療」をふりかざして見下し、「治療を必要とする、助けを求めている対象」としてしか「精神障害者」を見ていないということからも明白である。

それではアヤメ「被告」が暴露した現実とつきつけた問題は何であったのか?

それは、まぎれもない「医療による拘禁」の現実であり、「被告」の怒りの炎がてらしだしたものは、「精神医療」

に対する「改良の果実」の要求ではなく根底からの否定であった。

当然の事ながら「全国精医研」は、これを受けとめようとはせず、「被告」の「生活の破壊」の中で求めてくる要求のみを、本当の告白として見下すようにして把え、闘争に向けた発言・行動は、前者的要件の手段にしかすぎず、本物ではないと断定するのである。

彼らの思想性が、最も鮮明になつたのは、「ペチイーはペチイーとしてとり扱えば、頭にくることはない」という

「関東精医研」代表II山本(上田)の脱落一逃亡する時の捨て台詞である。

我々は、いささかでも保安処分のイデオロギーに解体されたところで、「精神障害者」との共闘がないということを、肝に命じなければならぬし、たえず運動の中で派生する「全国精医研」的運動を反面教師として闘いを組織することが銳く問われていることを確認しておかなければならない。

ブルジョア「精神医学」に「精医研」の「精神医学」をもつて「精神障害者」の上に君臨しようとする「精医研」を、我々は、保安処分粉碎・「精神障害者」解放の闘いの中でひきすりおろし、解体していかなければならない。第三に総括すべき課題は、アヤメ病院闘争が三「患者」の決起として開始されながらも第二回公判から二「被告」の闘いとして進行した問題である。分離したKさんのなげかけた問題を我々は対象化しようと努力したが、しかし、

結果的には権力の「措置入院」判決を許してしまった。

それ故、二「被告」を軸とするアヤメ病院闘争の中では、「精神障害者」相互間の差別問題を如何に自己切開していくのかという課題が、十分に意識されたかたちで闘いとることができなかつた。我々からするならば、闘う上で二「被告」とはまたがつた様々な困難にぶつかるであろう現実的な課題を対象化し主体的に把えることができず二「被告」の闘いから普遍的本質にせまるという制約をもつた闘いになつてしまつたことも同時に明らかにしておく。

田工場で工員として働いているうちに終戦を迎ス、本籍地の実家に戻つて土工などをしていたが、しばしば窃盗の所為があつて再三刑に服し、昭和二十八年七月頃最後の刑を終えて再び実家に戻つた。その後被告人は、定職もなく、あによめの実家の手伝をしたり、日雇労務者として働いていたが、その間諸処を放浪して歩くこともあり、昭和二十九年一月下旬には、二回位上京したことがあった。

そうして、同年三月三日被告人は、家人から職を捜すようにいわれて、自宅（右本籍地の実家）を出て東方に向つたのであるが、職を認めようとせず、物貰いをしながら、浮浪生活を続け、同月七日頃には、島田市近郊に立ち戻つて、同月九日夜は、志太郡大長村伊太字東川根薬師庵に仮泊した。

（罪となるべき事実）

被告人は、翌三月十日午前十時頃島田市幸町に在る快林寺の墓地に赴き、同所で供物を捜したが見当らないので、墓地から本堂前の広場に赴いたところ、同所にある島田幼稚園講堂で遊戯会が催されていたので、その入口附近に行つて女児の遊戯を見ているうち、にわかに情欲にかられ、幼児を連れ出して姦淫しようと考えるにいたつた。そこで、被告人は、附近を見廻したところ、たまたま本堂石段附近で他の女児と遊んでいる佐野久子（昭和二十二年十一月二十二日生、当時六才三ヶ月）を見つけ、右講堂前に出されていた売店で菓子を買い与えたう

田工場で工員として働いているうちに終戦を迎ス、本籍地の実家に戻つて土工などをしていたが、しばしば窃盗の所為があつて再三刑に服し、昭和二十八年七月頃最後の刑を終えて再び実家に戻つた。その後被告人は、定職もなく、あによめの実家の手伝をしたり、日雇労務者として働いていたが、その間諸処を放浪して歩くこともあり、昭和二十九年一月下旬には、二回位上京したことがあった。

そうして、同年三月三日被告人は、家人から職を捜すようにいわれて、自宅（右本籍地の実家）を出て東方に向つたのであるが、職を認めようとせず、物貰いをしながら、浮浪生活を続け、同月七日頃には、島田市近郊に立ち戻つて、同月九日夜は、志太郡大長村伊太字東川根薬師庵に仮泊した。

被告人は、ぼんやりしている佐野久子をその場に降すや、情欲を抑えることができず、やにわに同女をその場に押し倒し、泣き叫ぶ同女の下半身を裸体にし、その上に乗りかゝつて姦淫し、その結果、同女に外陰部裂創等の傷害を負わせたが、同女がなおも泣き叫んで抵抗し、意のままにならぬのでひどく腹を立て、同女を殺害し、併せて前記犯行の発覚を免れようと決意し、附近にあつた拳大の変形三角形の石（昭和二九年領第一一二号の一〇）を右手に持つて、同女の胸部を数回強打したうえ、両手で同女の頸部を強く締めつけ、同日午後二時頃同所において窒息死させた。

第二、証拠

判定冒頭の事実は、

- 一、第七回公判調書中、被告人の供述記載部分
- 二、被告人の第十、十五、十八回公判廷における供述
- 三、被告人の検察官に対する第一回、第三回供述調書及

資料

- 第一审「死刑」判決全文
- 77年3.11第四次再審請求棄却決定全文
- 反革命差別者集団・日共一国民救援会パンフ「重要段階をむかえた島田事件の再審運動を正しく発展させるために」
- 保安処分推進派「精医研」の主張
- 精神衛生法抜粋
- 関いの記録

□第一審「死刑」判決全文

本籍 静岡県島田市七千七百二十四番地
住所 不定

判決

無職

赤堀政夫

昭和四年五月十八日生

右の者に対する強姦致傷、殺人被告事件につき、当裁判所は検察官検事松本正平出席の上審理を遂げ次の通り判決する。

第一、認定した事実。
被告人を死刑に処する理由。

被告人は、本籍地で履物商をいとなんでいた小林半左衛門とその内縁の妻赤堀まさ江とのあいだに出生し、生来智能程度が低く、輕度の精神薄弱であつて、学業もふるわなかつたが、昭和十九年三月土地の国民学校高等科を卒業後、川崎市の東北振興精密株式会社や日本光学島

び司法警察員に對する昭和二十九年五月二十八日、同月三十一日（二通）、同年六月二日、同月九日（記録六四九丁以下の分）付各供述調書

四、第五回公判調書中、証人赤堀一雄、同赤堀ムツミの供述記載部分

五、証人赤堀一雄、同ムツミの当公判廷（第十九回）における証言

六、証人松浦武志の当公判廷（十七、十九回）における証言、昭和三十二年五月十四日付静岡測候所長作成の気象状況調査について回答と題する書面、同月十六日付御前崎測候所長作成の気象照会についての回答と題する書面、大河原運送株式会社作成の桜井弘昭の給料計算基礎表（以上の各証拠より、松浦武志が昭和二十九年三月七日午前十時過、雨が小降りとなつたので榛原郡初倉村坂本の桜井弘昭方に赴く途中、同村通称前の坂地内で、被告人と出会い、自転車に乗せて坂の下自転車屋前附近で降して別れた事実が認められる。）

七、証人小山睦子、同小山政治、同野木鉄次の、各当公判廷（十七回）における証言、野木鉄次の司法巡査に対する供述調書（以上の各証拠により、小山政治が昭和二十九年三月六日榛原郡下川根村湯島の山の仕事を約二十日間泊りがけで出かけた後、三、四日たつた日の夕方、同人の娘小山睦子が小学校から帰宅後被告人の実家附近で、被告人に依頼され、荷物を同人の実家に届けたことが認められる。）

八、第九回公判調書中、証人鈴川義昭の供述記載部分及び同人の検察官に對する供述調書

九、巡査部長飯田寅一他一名作成の昭和二十九年六月五日付捜査報告書（判示薬師庵の状況に關するもの）

十、鑑定人林暉、同鈴木喬作成の鑑定書及び第九回公判調書中証人鈴木喬の供述記載部分

罪となるべき事実は、

一一、被告人の検察官に對する第一ないし第三回、第五、六回供述書及び司法警察員に對する昭和二十九年五月三十日、同月三十一日（記録五六五丁以下の分）

同年六月一日、同月二日、同月五日、同月六日、同月七日、同月八日（記録六三八丁以下の分）付各供

述調書並びに裁判官の被告人に對する勾留質問調書

一二、第二回公判調書中、証人鈴木鉄蔵、同中野ナツ、同松野みつの各供述記載部分

一三、第三回公判調書中、証人太田原ます子の供述記載部分及び第九回公判調書中証人太田原松雄の供述記載部分

一四、裁判所の、証人中野ナツ、同松野みつ、同橋本秀夫、同橋本すえに対する各尋問調書

一五、鑑定人古畑種基の当公判廷（二十一回）における供述

一六、裁判所が昭和二十九年十二月十五日に行つた検証、受命裁判官が昭和三十一年十一月十六日行つた検証、の各検証調書

間の乗車賃は、百三十円であった）、同月八日まで、上野、神田方面で、鉄屑、紙屑などを拾っていた。その間同月七日には上野の駅裏の映画館で、高橋貞二主演の濡髪の権八という映画の看板を見たことがあり、なお、その付近で建築工事のため、山を切り崩して土を運び出しているのをみた。天気は平塚駅を発つときも、上野に着いたときも雪が降っていて、七日の朝まで降り続いた。

十日の朝は東京を発つて横浜の方に向い、東海道を歩いて十九日島田市に着いたのであるが、途中十二日夜たまたま泊ったお宮で火を失し、大磯警察署に連行されて取調べを受けた。

と陳述し、本件犯行當時島田市にいなかつた旨弁解する。

また、弁護人は、被告人の本件犯行の自白を含む検察官並びに司法警察員に對する供述には、経験則に反する点や眞実に合致しない点が多々存して眞実性がないのみならず（このことは被告人に存する精神障礙にも基因する）、本件犯行当日被告人を目撃したというものの供述には、疑わしい点があつて結局、本件犯行が被告人の所為によるものであることを認定せしむるにたる証拠はない、と主張する。

そこで、当裁判所が、かような被告人のアリバイに關する供述や弁護人の主張を探らず、前記のごとく認定したゆえんを述べよう。（以下「供述記載」が証拠となる）

第三、認定の理由

被告人は、第一回公判以降本件犯行を否認し、とりわけ第十回公判以後においては、具体的に、

「昭和二十九年三月三日家出をして、静岡駅から徒步で東に向い、途中物貰をしながら、同日夜は、東海道本線東田子之浦駅西方の小さなお宮に泊り、翌四日は、沼津市郊外の智方神社に一泊、翌五日は、同所から箱根を越え熱海を経て、小田原市鴨の宮海岸にいたり、同所の小屋に泊つて、翌六日平塚駅まで歩いて同駅から湘南電車に乗りし、東京駅で乗り換えて上野駅にいたり（この

の一ないし一三）を総合して認める。

また、弁護人は、被告人の本件犯行の自白を含む検察官並びに司法警察員に對する供述には、経験則に反する点や眞実に合致しない点が多々存して眞実性がないのみならず（このことは被告人に存する精神障礙にも基因する）、本件犯行当日被告人を目撲したというものの供述には、疑わしい点があつて結局、本件犯行が被告人の所為によるものであることを認定せしむるにたる証拠はない、と主張する。

そこで、当裁判所が、かような被告人のアリバイに關する供述や弁護人の主張を探らず、前記のごとく認定したゆえんを述べよう。（以下「供述記載」が証拠となる）

場合も「供述」と略称する。検証、鑑定等をこれに準ずる。なお、一公、二公等は公判期日の回数を、検調は検察官調書、員調は、司法警察員調書、これら及び鑑定書に附した数字は、その作成年月日をそれぞれ示すものとする。」

一、まず、昭和二十九年三月上旬における被告人の行動について検討する。

(一) 本件証拠調の結果によると、被告人が昭和二十九年三月三日職を捜すと称して家を出て、同日午後由比駅より実家宛小荷物を鉄道便で送ったこと、平塚駅から東京駅までの普通三等運賃が当時百三十円であつたこと、その頃の天候が被告人の陳述する通りであつたこと、上野松竹劇場において、昭和二十九年三月三日以降同月十五日まで濡髪の権八を上映し、これが封切であること、その頃右松竹劇場のそばで上野宝塚映画劇場の建築工事中であったこと。上野駅附近、神田駅裏、東京都中央区常盤公園附近を被告人がかつてバタ屋をして歩いたことがあるだろうこと、昭和二十九年三月十二日夜被告人が大磯警察署において取調を受けたこと、等を夫々認めることができる。

かのように、被告人が本件犯行を否認する積極的な事情として述べている事実には、その裏づけとなる証拠がないわけではない。

すなわち、被告人の述べている事実のうちには、

被告人が、いつの日かに直接体験した事実もある、と考えざるを得ないのであるが、問題はそれが被告人の供述した日時に結び付くか否かというに存する。

(二) この点に関しては、

(1)

一方には、昭和二十九年三月七日ないし九日頃被告人と島田市内またはその近郊で会つたという前記松浦武志、小山睦子の各証言とこれを裏づけるために提出された各証拠があり、

(2)

他方には、前記のごとき被告人の供述とこれを裏づけるために提出された各証拠がある。

(三) ところで、これらの各証拠は、相互に矛盾する事実を証明しようとするものであるから、そのいずれが三月上旬における被告人の行動を明らかにするものであるかを検討する必要がある。

(1) 右各証人は、いずれも本件犯行の日からあまり日の距つていない昭和二十九年六月当時、それぞれ証言の内容をなす事項について警察官の取調べを受け、その時の記憶に基いて当公判廷で供述していることが、その各証言によってうかがわれ、かつ弁護人側の反対尋問にもかかわらず、その証言に動搖を示していない。しかもそれは特定の時点を基点とした供述である。

(2) 松浦武志の証言に対し被告人は松浦武志に初倉村で昼一寸前に出会い、自転車に乗せてもらつた

ことがあり、その時は雨が降っていたが、それは昭和二十八年九月頃のことであつて、そのとき、松浦は島田市の病院へ行く途中であつた、と供述している。

しかるに、松浦武志が島田市共生病院に通院していた時期が昭和二十三年七月の一回であつたことは、同証人の証言（十九公）と医師手術記事、島田市共生病院手術簿各一冊（同押号の一二一、一二三）によつて明らかであり、また同証人が被告人と別れてから進んだ道が島田市への順路でないことも、同人の証言（十七、十九公）によつてうかがえるところである。してみれば、同証人が被告人と会つたのは、その証言にあるとおり、昭和二十九年の麦の土入れをする時期であつた、と認められるのが相当である。

(3) 小山睦子の証言に対し、被告人は、同証人に荷物を預けて、兄の家にとどけたことはあるが、それは昭和二十九年一月二十日頃のことである旨供述し（十七、十八公）、また証人赤堀ムツミは、右の日時は、同年二月二十八日であつて、このことは、同証人が當時つけていた日記の記載により喚起された記憶に基くものである旨供述している（十九公）。

しかしながら、被告人の右日時に關する供述は、その記憶の拵りどころとなる事實があいまいである。

(五) これに対し、被告人のアリバイに關する供述をみると、

(1) 被告人が昭和二十九年三月三日朝自宅を出発し、同月五日夜小田原市鴨の宮にいたるまでの経路について述べているところは、その道順（三島一熱海一小田原）が徒步で東京へ行くための順路とはいえぬこと、物貰をしながら歩いたという行程が、同月三日は、静岡駅から東田子浦附近までの約四十キロメートル、翌四日は、同所から沼津市郊外の智方神社までの約十四・六キロメートル、翌五日は同所より小田原市鴨の宮海岸までの約六十一・九キロメートルであること（以上の各事実は、受命裁判官が昭和三十一年十月二十三、二十四日に行つた検証の結果によつて明らかである）に従すれば、その供述をそのまま信用することはでき

ない。

(2) 被告人の行動した日時を明白にするための拠りどころとなる天候に關し、被告人の供述をみると、十回公判では、その供述があいまいで、天候と行動とが結びつかなかったものが、十二回公判では、

一定の場所における天候を明らかにし、行動との結びつきが明確にされており、このことを十五回公判において、裁判官の質問で、天気のことを考えたが、最初聞かれたときはわからなかつたけれども、永いあいだ考えると少しずつ思い出された旨供述している。しかし、被告人のような智能の程度の人間が、二年余を経過した昭和三十一年九月十一日の十二回公判近くなつて、天候という通常ありふれた事象についての記憶をしだいに明確にしたということは、ただちに首肯し得ないところである。すなわち、十二回公判における被告人の天候に関する供述が、事実被告人の記憶に基くものであることは疑わしいものといわざるを得ない。

(3) また、被告人が目撃したという「濡髪の権八」の看板が、前記劇場に掲示されていたのは、さきに認定したとおり、昭和二十九年三月三日から十五日までの間であつて、仮にこれを目撃したとしても、天候の点を他にしては、その日時を特定するにたる証拠はないし（なお、このことは、被告人が三月七日ないし十日頃、島田市及びその附近

(一) 証人鈴木鉄蔵の証言は、被告人が本件犯行の犯人であることを認定せしめる証拠としては、かなり有力であるといえる。その供述に關し、弁護人は、同人が本件犯行直後司法警察員に対し、犯人は土地の人ではないと考えられる旨供述している点（二九・三・一二、員調）を指摘してその証明力を争つている。

しかし、鈴木鉄蔵は、男が橋番の前をだまつて通つたという事實から、橋銭を払うことをしらぬものではないかと推測し、それから推論された意見として、右のように司法警察員に述べたものと認められるから、このことを以て、同人の証人としての供述が信用できないと論断するわけにはいかない。

(二) 証人太田原ます子は犯行当日犯人を目撃し、面通しをした太田原松雄の行動を証言している（三公）。その供述には、誇張のきらいがないわけではないが、太田原松雄が犯人を目撃したこと、同人が昭和二十九年六月六日警察署で被告人をその犯人であると指摘したこと、その他十名位の容疑者や百余枚の写真に写されている人物については、いずれも犯人と異なる旨答えた事実は、眞実であると認めざるを得ない。

ところで、太田原松雄が、被告人を犯人であると指摘した事實から、直ちにへすなわち、いかなる事実に基き、被告人と犯人との同一性を認めたかとい

にいたことを認定するの妨げとはならない）、野宝塚映画劇場の建築工事進捗の状況から、これを見た日時を特定の日に結びつけることも困難である。

(4) 被告人が、本件犯行が行わられた日の二日後に、神奈川県大磯警察署で取調べを受けたことは動かし得ない事実である。しかし、このことも、被告人が徒步だけで浮浪することを前提とすれば、問題とする余地もあるが、証拠調の結果明らかにされた被告人の浮浪生活中の行動に照し、また、被告人が本件犯行をなしたものとすれば、その後、速かに遠隔の地に逃走したであろうことも推測するに難くないという点も考慮にいれれば、大磯警察署を釈放されて、西に向つたとしても、それが以前の行動が、被告人の供述するごとく、東京から静岡に向つてなされたものであり、それゆえ三月七日ないし十日頃島田市またはその近郊にいなかつたものと断定し去るわけにはゆかない。

叙述上の諸点を総合して判断した結果、当裁判所は、松浦武志、小山睦子の各証言は、いずれも十分信用に値するものであると認め、その裏付けとなる証拠と相まって、さきに認定したように、被告人は、昭和二十九年三月七日ないし九日頃は、島田市またはその近郊にいたものと判断せざるを得ない。

二、犯行当日の目撃者の供述について

(一) 中野ナツが当公判廷で供述したところと、同人が被告人を犯人であると指摘したことには相当の理由があるものと認めることができ、従つて被告人が、太田原松雄の目撃した犯人であると認定することは、不当であるとは解し得ない。

もつとも、太田原ます子の供述によれば、太田原松雄を被告人に面通しさせる際、検査官が「久子ちゃんを連れ去つた犯人が捕まつたからその顔を見せに行く」旨を述べ、松雄に或る程度の暗示を与えたことがうかがえるけれども、同人が被告人を犯人であると指摘した状況や前段認定の事実に照し、その暗示が松雄に不当な先入観を与えたものとも思われない。

本件犯行直後（三月十二日）司法警察員に対し供述したところとは、かなり相違する点のあることは認めなければならない。しかも、司法警察員に対する供述も、鈴木鉄蔵の供述などと対比すると、正確な

記憶に基くものとは認められないものであつて、結局、中野ナツの犯人の服装、容貌に關する印象、記憶はあいまいであるが、その供述は、犯人の横顔が被告人と似ていることや、犯人の歩いた経路を証明するにたるものである。

四 証人松野みつ、同橋本秀夫、同橋本すえの供述も、犯人の歩いた経路を明らかにすることができる。

(五) さらに、弁護人は、本件犯行当日被告人を目撃したというものは、いずれもその服装が小さっぽりしているとか、浮浪者のようでなかつたと述べているのであるから、同人等の目撃したものは、当時浮浪して汚れていたはずの被告人ではない（被告人が大機署で取調べを受けたときは、一見して浮浪者とわかるような垢じみた風体をしていていう千田啓の証言がある）と主張する。

しかし、前記松浦武志の証言（十七公）によれば、同人が前記のごとく被告人に会つたとき、その服装は格別薄汚いわけでもなく、浮浪者の様な恰好にはみえなかつたというのであるから、犯行当日の目撃者が右のよう述べたからといって、目撲されたものが被告人でないとはいえない。

三、弁護人は、捜査官は、捜査の経過で知り得た知識に基き、不當に被告人を追求し、遂に被告人をして虚偽の供述を余儀なくせしめるにいたつたものであつて、これがため、被告人の供述は客観的な事実と相違し、

また経験則上不合理な点が存するとして、数点を指摘しているので、その主な点について検討する。
（一）快林寺境内の裏口にある草色の戸が閉まつていなかつたこと。

被告人は、捜査官に対し、右草色の戸が閉まつて

いて入れなかつた（二九・五・三一、員調（記録五六丁以下の分）、戸の見える所まで行かないうち

に戸が閉めてあるだろうと思って引返した（二九・六・二員調）、閉まつていて押してはみなかつたが、多分鍵がかかっていると思って引返した（二九・六一二検調）と供述しており、その供述が一貫性を欠くのみならず、受命裁判官による検証（三一・一・一六施行）の結果や、太田原松雄の供述によつて明らかになつた。当時右草色の戸は鍵もかかつておらず、開かれていたという事実と相違する。

しかし、被告人がしばしば快林寺附近を徘徊していたであろうことは、被告人の日頃の行動にかんがみ、たやすく推認し得るところであり、その際、たまたま右草色の戸が閉つていたことがあつたので、

このことを混同して戸が閉つて入れなかつたと供述し、後日それが事実と相違することを指摘されて、

前記のごとくその供述を訂正したともかがえるの

で、このことから直ちに被告人の供述がすべて真実

性に乏しいと断定することはできない。

（二）弁護人は、被告人は島田市で育つたものであるか

ら、佐野久子を伴い、白昼人通りの多い駅前通りを通つたことは不合理であり、また快林寺境内には相当人が出ていたはずもあることゆえ、被告人を面識しているものが一人もないということは、条理上あり得ないという。

しかし、犯人が判示のごとき経路で佐野久子を行の場所まで連行したことは、各目撃証人の供述によつて明らかである。

ところで、犯行の場所として判示の場所を選んだこと、そこに通ずる道として、島田駅線路下のトンネルを通る道があることを知つてゐることは微すれば、その犯人が島田市及びその近郊の地理に明るいものであるといわなければならぬ。してみれば、その犯人がたとえ被告人でなかつたとしても、犯人の経路及び同人の目撃について弁護人の指摘するごとき不合理性があつてはまるわけであるから、そのことのゆえに被告人が本件犯行の犯人でないとするることはできない。

（三）被告人の自白が捜査官の既に知り得た知識に基いて強要されたとの点について。

(1) 被告人の検察官及び司法警察員に対する供述は、本件犯行の日（三月十日）の行動については、終始ほぼ一貫しており、犯人を目撃したもの捜査官に対する供述（それは、被告人を取調べる前に捜査官が知り得たものであることはいうまでもな

い）によつてうかがわれる犯人の行動と符合しているのに対し、犯行日前後の行動に関する供述は再三変化しており、とりわけ、本件犯行後の行動についての供述は、さきに認定したように同月十二日被告人が大磯警察署で取調べを受けたという事実と全く相容れないものであることをこれを認めなければならない。

そうすると、被告人の右のよう供述は、弁護人のいうごとく捜査官によつて強要されたものであるか、被告人がことさら犯行日前後の行動をいまいに供述しているものであるが、或いは、被告人は、犯行日前後の行動についての記憶はあいまいであるが、犯行についてはかなり明確な記憶をもち、その任意の供述（供述に際し、捜査官の知識による記憶の喚起や誤りの是正はあり得るとしても）によつて真実を述べたものであるか、のいずれかでなければならぬであろう。

ところで、判示のごとき被告人の性格に徴すれば、被告人が意識的に犯行日前後をあいまいに供述してみるとことは困難である。むしろ、被告人が判示のごとく、習性として諸処を放浪している事蹟にかんがみれば、いつ、どこを放浪していかたと認めることが判示のごとき被告人の智能程度に照しても、自然なことである。

しかし、かような生活歴においても、本件のとき重大事件につき、被告人が相当鮮明な記憶をもつていたとしても怪しむにはならない。

(3) かえって、被告人は捜査官に対し、本件犯行場所のごとく、一般人には容易に知り得ない場所（このことは当裁判所が昭和二十九年十二月十五日行つた検証の結果によつて明らかである）を自ら進んで図示しており（二九・五・三一調記録五六五丁以下の分）（添付の図面、四公相田兵市（の供述）、また、佐野久子が死亡する以前にその胸部を石で殴ったと供述しており（二九・五・三一員調（前に同じ）二九・六・一三検調）、しかも後の点は前記古畑鑑定人の鑑定の結果と一致する。捜査官が被告人を取調べた當時作成されたいた鈴木医師の鑑定書（二九・三・二五付）には、右の傷は死後のものと推定される旨の記載がある。

当時捜査官は、右鑑定書を精読していなかつたがゆえに、その点に関する被告人の供述を追求しなかつたものと思われるが、ともかく、犯行の重要な部分について捜査官が既得の知識に基いて供述を強要したものでないことは確かであり、その供述が真実に合致すると認められることは、観過しえないのである。

(4) 被告人は、相田警部に対し、当初は本件犯行後、子供のズロースで後始末をしたように思う旨供述

を訂正している（二九・六・二員調）。

弁護人は、このことを、被告人が犯行の状況を詳細に述べるに際し、実際行わなかつた動作を附加して述べるということは不可解なことであり、相田警部は、ズロースを見分した結果、さきの供述が真実に反することに気づき、後にこれを訂正せしめたものにはならない。すなわち、被告人の供述が捜査官によつて誘導された一つの例証であるという。

被告人は、かように供述を訂正した理由について、後始末をしなかつたといふと体裁が悪いので、ズロースで始末したように述べたとしても（しかもおり（二九・六・二員調）この理由が全く不可解なものとはいい切れないし、また、実際行わなかつたことを行つたように述べたとしても（しかも被告人は前記のごとく、後始末したように思うと述べているのである）、通常行なわれる習慣的な行為を附加的に述べたにすぎないと解すべきであるが、そだからといって被告人の陳述がすべて虚構のものであるということはできない。

さらに、被告人が相田警部に指摘されてその陳述を訂正したことは、供述の経過に照し明らかであるが、このことからして被告人の供述に強制や不当な誘導が加わつたと推測することはできない。

(5) 捜査の経過によれば、前記佐野久子、左胸部の傷は、被告人の供述によりはじめて、被告人が判定の石で殴打したことによってできたものであることが判つたということになっている。

弁護人は、このことをとらえ、捜査官は犯行直後、犯行現場を検証し、判示の石が存在することを熟知しながら、ことさらこれを秘匿し、あたかも被告人の供述によつてこれを発見したかのようになつてゐることを非難する。

しかし、鈴木医師の鑑定書（二九・三・二五付）によれば、左胸部の傷の成傷用器は判定できずとされ、捜査官も、相田兵市の供述しているとおり（四公）、その凶器を推定できなかつたと認めるのが相当である。なぜならば、もし当時捜査官が右の石を発見し、それが成傷用器であろうとの疑いを多少なりとも懷いていたとすれば、少くとも、その石を領置し、さらには、これについて鑑定したであろうと解するのが自然だからである。

してみれば、判示の石は、頭初に述べたような経過で発見されたものと認めざるを得ないのである。

(6) その他、弁護人の指摘するように、被告人が昭和二十九年三月六日夕方、島田駅で内藤善一に会つたという司法警察員に対する供述（二九・六・一二員調）は、真実と一致せず、また三月五日夜

自宅に一泊したという供述（二九・六・一二検調）もたやすく信用し得ないことは、これを認めなければならぬ。

ただ、被告人が捜査官に供述したような状況で、内藤善一に会つたり、自宅に帰宅したことがあることは、日時の点を除けば、過去において被告が一度は体験した事実であることが、内藤善一（七公）や赤堀ムツミ（五公）の供述によつてうかがえるところである。

(7) 叙上の諸点を総合すると、つぎのようにいうことができる。

(1) 被告人の警察官及び司法警察員に対する供述は、捜査官による被告人の記憶の喚起または供述の是正がなされたにもせよ、任意になされたものであることが認められる。

(2) そこで、被告人の供述の真実性が問題となるのであるが、この点に関しては、まず、被告人が軽度の精神薄弱者であり、心因反応もおこし易いこと、従つて、捜査官の誘導によつて暗示にかかり易いこと（林暉、鈴木喬鑑定人作成の三〇・一二・五鑑定書及び九公鈴木喬の供述）を考慮にいれても、前段に説示したところと、① 被告人が昭和二十九年五月三十日夜九時半頃、島田警察署留置場保護室内で、当直副主

任であつた松本義雄に対し、「大罪をおかしてしまいました」と述べたこと及びその時の態度（四公、証人松本義雄の供述記載）

② 被告人が同月三十日、捜査官清水初平に対し、本件犯行を自白したときの態度（四公、証人清水初平の供述記載）

③ 被告人が、同月三十一日以降、捜査官相田兵市に対し、本件犯行を自白したときの態度、証拠物たる被害者の着衣等を示されて、被告人が「もう見せないでくれ、警察署附近で遊んでいる子供の声を聞くとあの子が生き返ってくるような気がしてならない。早く刑務所に送ってくれ」といって顔色を変えたこと、（四公、証人相田兵市の供述記載）（なお、被告人の二九・六・八員調（記録六三八丁以下））にもその趣旨が記載されている。）

を併せ考へると、なるほど、被告人の記憶は日を逐つて統一されではないけれども（このことは、被告人の智能程度が低く軽度の精神薄弱であることにゆらいするものと認められる）、その供述は、概して何等かの機会に表象し、または体験した事象にかかるものであつて、こゝとさら虚構したあとが見受けられない。のみならず、本件犯行に関する供述の内容や態度には、誇張されたところはあるにはしても、真に迫つたものが見受けられる。それであるから、被告人は捜査官の暗示により虚構されたものと認めるのは困難であつて、特に印象の強い、また日常生活の連鎖から離れた本件犯行についての供述は、明確な記憶に基く信憑性の高いものであるが、その周辺に生起した通常の浮浪生活については、特長のある部分（たとえば、大磯警察署で取調べを受けたことなど）を除き、その記憶（特に日時の点に関する記憶）があいまいであって思いついたままを供述していると認めるのが相当である。

第四、法律の適用

被告人の判示所為中、強姦致傷の点は、刑法第百八十一条に、殺人の点は、同法第百九十九条に夫々該当し、以上は、同法第四十五条前段の併合罪であるから、次に情状について考える。

一、本件犯行は先に認定した通り、白昼、誰しもそのような場所でかようない犯行がなされようとは夢想だしない。人家の密集したしかも幼稚園の中において、未だ七才にも満たない無垢な、何の罪咎のない幼女を甘言を以て誘い、これを人里離れた通常誰もが行くことである。

五、促すものである。

一、しかもその殺害の方法たるや、姦淫した上、もがいて泣き叫ぶ幼女に腹を立て、その胸部を石で強打し、更に両手を以て扼殺している。かような行為は、恐らく通常の人間にはよくなし得ない悪虐、非道、鬼畜に等しいものであるといわざるを得ないであろう。

三、被告人は先に認定した通り智能程度が低く、軽度の精神薄弱者であり、その経歴を見ると殆んど普通の社会生活に適応できない。これは被告人の性格にのみ基因するものではなく、人格形成期における家庭、社会の環境に影響されたことが重要な原因となつてゐるであろうとは、推察し得るが、さりとてこれらの事情を本件について被告人の有利な情状として考へるには、本件はあまりにも大胆な、そして計画的、残酷な犯行である。

四、そこで被告人の犯行後の情況を考察するに、被告人は警察検察庁においては一貫してその犯行を認め、悔悟の様子も見られなかつたわけではないが、当公判廷においては終始その犯行を否認し、弁解してやまない。これを被告人にのみその責があると考えることはできないが、主として被告人自身いまだその犯罪の重大さと、罪責の深さを認識することなく、言をかまえて罪を免れようとする態度に外ならず、誠に遺憾という外はなく、ここに至つて、裁判所は更に被告人の反省を

たものが見受けられる。それであるから、被告人は供述が捜査官の暗示により虚構されたものと認めるのは困難であつて、特に印象の強い、また日常生活の連鎖から離れた本件犯行についての供述は、明確な記憶に基く信憑性の高いものであるが、その周辺に生起した通常の浮浪生活については、特長のある部分（たとえば、大磯警察署で取調べを受けたことなど）を除き、その記憶（特に日時の点に関する記憶）があいまいであって思いついたままを供述していると認めるのが相当である。

四、かような理由により、当裁判所は、本件犯行に関する被告人の検察官及び司法警察員に対する供述は、任意になされた眞実のものであり、かつこれを補強する証拠があるものとして、判示のごとく認定したしだいである。

で服役中精神異常のため執行停止となり、また、後に

静岡刑務所に服役中も、再度精神異常を呈し、静岡市

溝口病院に入院、精神分裂病の疑いがある旨の診断を受けたが、電気衝撃療法によって寛解したことが認められる。

しかし、前記、林、鈴木両鑑定人の作成した鑑定書

及び第九回公判調書中証人鈴木喬の供述記載によれば

「被告人は、本件犯行當時、精神的には全体として幼稚で、鈍く、軽薄であり、同時に動的に不安定であり自己中心的、執拗な傾向があり、智的には軽度の精神

薄弱が認められ、心因反応もおこし易いところがあるが、これらの性格偏倚と智能低格はいずれも軽度であり、いわゆる精神病質ということには疑問があり、精神薄弱の程度は、最も軽症に属する魯鈍に相当する。

主 文

本件再審請求を棄却する。

第一 理由

棄却決定

□77年3・11第4次再審請求

(昭和四四年 (乙) 第一号)

決 定

本籍 静岡県島田市七七二四番地
宮城刑務所在監中

無 職

再審請求人 赤 堀 政 夫
昭和四年五月一八日生

右の者より同人にに対する強姦致傷・殺人被告事件につき、当裁判所が昭和三三年五月二三日言渡し（静岡地方裁判所とよぶ）に対し、適法な、再審の申立があつたので、当裁判所は、請求人・弁護人及び検察官の意見を聴き、次のとおり決定する。

右の者より同人にに対する強姦致傷・殺人被告事件につき、当裁判所が昭和三三年五月二三日言渡し（静岡地方裁判所とよぶ）に対し、適法な、再審の申立があつたので、当裁判所は、請求人・弁護人及び検察官の意見を聴き、次のとおり決定する。

昭和三十三年五月二十三日

静岡地方裁判所第一刑事部

裁判長裁判官 矢 部

裁判官 高 島 良 一 孝

裁判官 浜 秀 和

裁判官 高 島 良 一 孝

試験場作成の昭和二九年二月気象表（写）、同三月氣象表（写）、新聞（写）、八葉を提出し、検察官は鑑定人井上剛作成の鑑定書を提出した。

なお、弁護人は、昭和五一年一月三〇日付「再審

請求理由補充書並びに意見書」なる書面を提出し、これには、時刻表運賃表、小鍛治格宛請求人の手紙、仙石原觀測所昭和二九年三月月表、パンくずをもらったと思われる家付近の写真二葉（以上いずれも各写）、

観測原簿拡大複写（東京、横浜、三島、静岡、各関係

分）、臨床心理学研究一四卷二号、赤堀裁判とその精神鑑定書における差別性についての意見書が添付され

ている。また、その後上田政雄の昭和五一年一月三

一日なる日付の鑑定書及び同年一二月一〇付鑑定書訂正追加という書面を提出してきた。これらは、当裁判

所が弁護人の希望通りの準備期間を与え、最終的に期限を昭和五一年六月末日と定め、それまでにすべての申出をするより、訴訟指揮をし、しかもその後、所要の事実取調べを終了したうえ、昭和五一年一〇月二一日事実の取調べ終結宣言をしたその後、提出されたものであるが、職権で採り上げて合わせて検討することとする。その請求の趣旨理由は前記と同様である。

なお、弁護人は、昭和五二年二月一九日、同日付再審請求理由補充書と題する書面を提出してきたが、これは、右記の経緯を経て、昭和五一年一〇月二一日事

実の取調べ終結宣言をした後に提出されたものである

うちに、その内容は、当裁判所において、昭和五二年一月一一日行わた弁護人の口頭による意見陳述の一
部を書面化したものであるというのであるから、再審は証人松浦武志、同小山睦子の各証言は偽証であり、
請求理由補充書としなくて、単に右趣旨において、弁護人の意見として取扱うこととした。

また、昭和四年七月二四日付再審請求理由書中に
は証人松浦武志、同小山睦子の各証言は偽証であり、
公訴時効が完成し、偽証罪の確定判決を得ることがで
きない旨の記載があるが、弁護人が、これを刑事訴訟法四三五条二号の再審理由として主張するものでないことは、昭和四八年六月一二日付再審理由補充書の記載及び昭和五二年一月一一日行わた口頭による弁護人の意見陳述の全趣旨より明らかである。

第二、ところで、原確定判決によると

(一) 請求人が、本件再審請求の対象とする右確定判決の有罪認定事実の骨子は、「請求人赤堀政夫は、昭和三九年三月一〇日静岡県榛原郡初倉村坂本字伏原四九二五番地の山林内（以下犯行地といふ）において、佐野久子（当時六才三ヶ月）の上に乗りかかって姦淫し、その結果、同女に外陰部裂創等の傷害を負わせたが、同女がなおも泣き叫んで抵抗するので……同女を殺害し併せて犯行の発覚を免れようと決意し、附近にあった拳大の変形三角形の石（昭和二九年領第一二号の一〇）を右手に持つて、同女の胸部を数回強打したうえ、両手で同女の頸を強く締めつけ同女を窒息

死させた」という事実である。

(二) そして、これを認めた証拠として、原確定判決が証拠欄に掲げるものを、弁護人佐藤久の昭和五二年一月一日に口頭でなした意見をも参照して分類し、その意義を原確定記録によつて検討すると、その要点は、

(A) 司法警察員の作成した昭和二九年三月一三日付検証調書、医師鈴木完夫作成の昭和二九年三月一五日付鑑定書で「佐野久子の死体が昭和二九年三月一三日犯行地で発見され、同女が扼頸されて窒息死していること、陰部に高度の損傷を受け、臍内に指或いは陰茎様の細長い鉗器を無理にそう入されていること、左胸部に鉗器によるものと認められる損傷のあること」（佐野久子にこのような被害を与えた行為を以下本件犯行とよぶ）

(B) 拳大変形三角型石一個（昭和二九年領第一二号の一〇）（以下本件「石」とよぶ）、司法警察員作成の昭和二九年六月一日付実況見分調書、及び、鑑定人古畑種基の原一審公判廷（第二回）における供述（以下「古畑鑑定証言」という）により、「佐

野久子の死体のあつた附近で、右本件「石」が発見され、佐野久子の左胸部が右「石」で生ぜしめ得ること、しかも佐野久子の左胸部の傷は生前に受傷したものであること。」

(C₁) 原一審第二回公判調書中 証人鈴木鉄藏、同中野ナツの各供述記載部分、同第三回公判調書中 証人

太田原ます子の供述記載部分、同第九回公判調書中証人太田原松雄の供述記載部分、及び原一審裁判所の証人中野ナツに対する尋問調書によつて、「右太田原松雄、中野ナツ、鈴木鉄藏らが請求人に似てい
る男（太田原松雄は、請求人であるとすら供述して
いる。）が、佐野久子を快林寺境内より連れ出し、犯行地の方へいくのを目撃していること。」

(C₂) 原一審第二回公判調書中 証人松野みつの供述記載部分及び原一審裁判所の証人松野みづ、同橋本秀雄、同橋本秀えに対する各尋問調書及び原一審裁判所が昭和二九年一二月一五日行つた検証、受命裁判官が昭和三一年一一月一六日行つた検証の各検証調書で「犯人の歩いた経路」

(D) 被告人（II請求人）の検察官に対する第一ないし第三回、第五回、六回供述調書及び司法警察員に対する昭和二九年五月三〇日、同月三一日（原記録五六五丁以下の分）同年六月一日、同月二日、同月五日、同月六日、同月七日、同月八日（原記録六三八丁廿以下の分）付各供述調書並に裁判官の被告人（II請求人）に対する勾留質問調書で「請求人が右佐野久子を快林寺境内より犯行地へ連れ出したうえ、同女を強姦し、次いで本件「石」でその左胸部を數回強打し、最後に同女を扼殺したことを自白していること。」

(E) 押収してある昭和二九年領第一二号の一ないし九及び一ないし一三の証拠物で「佐野久子及び請

求人の着衣等の状況」というのであり、

これらを総合して右(一)のように罪となるべき事實を認めたものと解されるのである。

(二)

そして更に、請求人のアリバイの主張に対し、証人松浦武志、同小山睦子の各証言を信用し、その裏づけとなる証拠と相まって、請求人は昭和二九年三月七日ないし九日頃は島田市またはその近郊にいたものと判断し、請求人がアリバイとして述べている事実のうちには、同人がいつの日かに直接体験した事実もあると考えざるを得ないか、それを、本件佐野久子に対する犯行を請求人がするのは不可能であるとするような、同人の供述した日時に結びつけるに足るものがないとして、これを排訴していることが明らかである。

第三 よって次に、再審請求側で無罪を言渡すべき明らか的な新たな証拠即ち「明白な新証拠」として提出した証拠を再審開始の理由となるか、否か、という観点から逐一検討することとする。

一、東京弁護士会長宛の照会請求書及び東京弁護士会からの報告書について

右証拠は、東京高等裁判所 昭和三三年(4)第一二二二号事件(以下原二審とよぶ)判決の妙善寺と神奈川県大磯町高麗五三三番地の稻荷神社の距離を六・四キロメートルとする認定が誤りであると攻撃するものであつて、原確定判決を対象とするものでなく、不適法

であるばかりか、到底原確定判決の認定を動かし得るものではない。

二、北条春光作成の鑑定書と題する書面、太田伸一郎作成の昭和四六年五月一二日付、同四七年四月六日付各「鑑定書」と題する書面、上田政雄作成の昭和四九年一月一日付「鑑定書」と題する書面(以上を、以下「新鑑定」とよび、太田伸一郎の鑑定書のみについては、太田「新鑑定」上田政雄の鑑定書のみについては、上田「新鑑定」とよぶ)について

(1) これらの証拠が鑑定の方法、採用した経験則等よりみて、「新証拠」であることは肯定することができる。

ところで、再審請求理由がこの「新鑑定」によつて主張するところは、これら「新鑑定」によつて
1. 被害者の陰部損傷の成傷用器
2. 被害者の胸部損傷の成傷用器
3. 被害者の受けた犯行の順序
の三点を各検討したうえで、結局、被害者佐野久子の死体の状況は、請求人が前記第二(二)(D)掲記の各供述調書や勾留質問調書で述べているところとは異なる、と断定し、右各供述調書や勾留質問調書における供述は信憑できず、「新鑑定」は請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」である、というに帰する。

当裁判所は、右各鑑定の趣旨を明らかにし、再審請求理由の有無を明らかにするため、太田伸一郎、

上田政雄の両名を各証人兼鑑定人として尋問し(以下「新鑑定証言」とよび、太田伸一郎のみの分は太田「新鑑定証言」上田政雄の分のみの時は上田「新鑑定証言」とよぶ)、また、これとの関連において、鈴木完夫を証人兼鑑定人として取調べたので、これらをも参照して、次に順次所論を検討することとする。

(一) 陰部損傷の成傷用器について

所論は、「新鑑定」によつて、請求人がその前記各供述調書において述べているような佐野久子の陰部に陰茎を半分入れただけでは、同女の陰部にあつたような傷害は起きず、請求人のこの点に關する供述は虚偽であることが明らかになつたといふのである。

上田「新鑑定」太田「新鑑定」北条「新鑑定」も記しているとおり、佐野久子の陰部にあつた傷が、請求人が右各供述調書の中で司法警察員や検察官に供述しているように、自己の陰茎を半分位そう入したというだけにしては余りに損傷がひどいことは、所論指摘のとおりであり、右「新鑑定」がいうとおり、手指或は棒のような固い鈍器による損傷が加えられたり、動物による損傷の可能性のあることも、否定することはできない。しかし、右各「新鑑定」とも、二五才の男子が六才三ヶ月の女兒の陰部に陰茎をそう入することは非常に困

難であるとは言つてゐるが、絶対に不可能であるとまでは断定していないのである。もち論、そう入した場合には女兒の陰部に相当の外傷を生ずることもその指摘するところであろう。そして、現に、佐野久子の死体の陰部脣壁は脣穹隆部まで完全に裂創があり、外陰部は、幼児手掌大に開口したままになつていたのである。もち論、これだけによつて佐野久子の陰部に陰茎がそう入されたか否かまで確定することはできない。或は何らか他の鈍器がそう入されたかも分らない。しかし右「新鑑定」によつても本件において、陰茎がそう入された可能性自体を否定することはできないと考へむしろ、当裁判所で鈴木完夫が証人兼鑑定人として、脣壁損傷の成傷凶器について、「私はこれは比較的やわらかいものだという考え方を持つていまます。なぜかというと木なんかの場合には中の裂創の所へひつかき傷とか、そういうものができやすいんです。直線状のすうーとした裂創というのはなかなか。これは大陰唇の表皮がむけちゃつてゐるわけです。そうすると、こういうところを硬いものでやりますと、局部的な創しかできません。やわらかいものでやりますと総体を巻きこむような形になつてくるんです。だから、私は比較的やわらかいものだというふうに。」と供述しているところを参考すると脣壁は陰茎によつて損傷した

可能性の方が大きいと考える。また脛壁を損傷したもののが陰茎でない他の鈍器であったとしても、その後に陰茎がそう入されとはいえない、とは言い得ない。所詮、「新鑑定」は「新鑑定証言」を加えて、上記の点からみて、請求人の司法警察員や検察官に対する前記供述調書で述べている「佐野久子の陰部にその陰茎を半分程そう入した。」

という供述が事実に反する、ということはできない。なお、所論は、上田「新鑑定証言」に依拠して、佐野久子の死体発見時の姿勢でなく同女は強姦されていないと主張するが、これは上田「新鑑定」にその記載なく、右上田、「新鑑定証言」において漸く言われたところであるところ、直接同女の死体を検分した鈴木完夫鑑定人の鑑定書に「一見して所謂強姦姿勢である」と記載されており、死体の姿勢、その位置からみて陰部に陰茎を半分そう入することはできないとはい切れないと考える。

(二) 胸部損傷の成傷用器について
原確定判決は、「被告人(=請求人)は附近にあつた拳大の変形三角型の石(昭和二九年領一二号の一〇)(即ち本件「石」)を右手を持って佐野久子の胸部を数回強打した」と認定している。そして原確定判決は右のように佐野久子の胸部を強打した石が本件「石」であることを、前示第二、(二)(B)や(D)に記したように、右石(昭和二九年領第一一二号の一〇)の存在及び請求人の検察官に対する第三回及び第五回各供述調書、請求人の司法警察員に対する昭和二九年五月三一日付(原記録五六五丁以下のもの)及び同年六月一日付各供述調書、司法警察員作成の昭和二九年六月一日付実況見分調書等を総合して認定しているものと認められるところ、さらに原一审で取調べられた第四回公判調書中の証人相田兵市との供述記載等を合わせると、原確定判決は、これらの証拠により、從来検査官としては、石で佐野久子の胸部を殴ったということは全然考えておらなかつたが、請求人が石で殴つたと供述し「使つた石は投げはしな

における右司法警察員や検察官に対する各供述調書にはそのような記載がない。
しかし、この点の供述がないからといって、請求人の「自己の陰茎を半分程同女の陰部にそう入した」という前記各供述調書における司法警察員や検察官に対する供述を、真実に反するとする理由はないと考える。
ただ、医師鈴木完夫の鑑定書によると、「外陰部の裂創は出血が認められるが周囲の生活反応が殆んど無く附近に外傷が認められない。臍窩隆部の裂創内には凝血を含んでいる。」と記載してあり、他に凝血を認めていないところよりみて、上田「新鑑定」や同「新鑑定証言」、太田「新鑑定」や同「新鑑定証言」もいうとおり、陰部の損傷は死戦期以後に生じたものとする合理的な疑いがあること、後述のとおりである。従って、陰茎を半分そ入した可能性のあるのも死戦期以後ということになる。ただ、そのようになると、請求人の右司法警察員や検察官に対する各供述調書中の「自分の大きくなつた陰部を女の子のおまんこにあて、右手をもつて押しあて腰を使ってグッと差入れました。半分位入つたと思ひます。女の子はもがきながら、痛いおかあちゃんと力一杯泣くので左手では押えきれなくなり、私は構わぬ腰を使いましめたが、余り暴れるのでやつきりしておまんこをや

いから近所にあるだろう。」というので、前記実況見分調書のようすに昭和二九年六月一日実況見分をしたところ、犯行地付近は粘土質で死体のあつたところを中心として半径三メートル以内には拳大変形三角型石(前同号の一〇)(即ち本件「石」)の他、下端約三分の一位土中に埋つた石一個があつたのみであり、本件「石」を請求人に示したところ、この石で佐野久子の左胸部を殴打したものであることを認めた経緯を肯定し、さらに「古畑鑑定証言」で佐野久子の胸部損傷は本件「石」の殴打によってでき得ることを肯定し、請求人や弁護人の公判廷におけるこれを否定する主張にも拘わらず、前示のように事実認定したもの、と思料されるのである。

ところが、「太田新鑑定」や上田「新鑑定」によると、本件「石」では佐野久子の胸部の傷は生じない旨記載されており、さらに当裁判所の証人兼鑑定人としての各供述(即ち「新鑑定」が本件「石」で佐野久子の胸部の傷ができるに至つたのであり、請求人の無罪が「新鑑定」に際し、仔細にその理由を述べている。弁護人はこの点よりみても請求人の司法警察員や検察官に対する本件犯行の自白は虚偽であることが明らかになつたのであり、請求人の無罪が「新鑑定」によつて明白になつたと主張する。ところで「新鑑定」が本件「石」で佐野久子の胸部の傷ができるとする理由は次の(a)(b)の二点に帰着する。

(a) 左胸部体表の革皮様化表皮剥奪部の形状、大

きさよりみて、本件「石」では形成し得ないという。しかし、この点に關する太田「新鑑定」もかなりに経験的なものであり、昭和四七年四月六日付太田「新鑑定」や同人の「新鑑定証言」によつて太田伸一郎自身が認めていとおり、人体と粘土とは物理的性状が異り、本件「石」と同じ形状の石膏模型石を作り、粘土を殴打して粘土に形成された形と、本件被害者の左胸部表皮剥奪部の形等とを比較し、その形状ならびに大きさが一致しない、といつても絶対視できない。

また、上田「新鑑定」は、同鑑定書五九頁、六〇頁で、医師鈴木完夫作成の鑑定書の三(9)（原記録一五〇丁）に記載されており、右上田「新鑑定」九頁で特定されている、佐野久子の死体左胸部にあつた(9)(口)の傷は本件「石」でできるが、同(9)(イ)の傷や同(9)(ハ)の傷は本件「石」ではできない、とする。しかし、上田「新鑑定」は右(9)(イ)の上下二つの傷を同時に受傷したものとして（その必然性はないと認められる）鑑定しているのであって、上下二つを別々に出来たものとしたうえで、なお、本件「石」の殴打ではできないという鑑定をしているわけではないし、(9)(ハ)の表皮剥奪とするのも写真からの判定すぎず、直接死体解剖をした医師鈴木完夫の鑑定書には「周囲に半胡麻粒大の表皮剥奪を認める」と記載しているだけであるから、上田鑑定人が右(9)(ハ)の表皮剥奪の状況を

ところで、両「新鑑定」の本件「石」で佐野久子の左胸部の傷を生成させることができないとする論拠は、その傷は凶器が肋間深層に達して出来たものであることを前提にしていることは、右両「新鑑定」自体に明らかである。しかし、右傷は、果して凶器が肋間深層に達して出来たものと断定できるであろうか。

即ち、第四肋間の穿孔は単純に凶器が肋間の深層に達したことによって肋間筋が挫滅され生じたものと認定してよいだろうか。

上田「新鑑定」や上田「新鑑定証言」で指摘されているように、佐野久子の左胸部の傷は奇妙な傷である。即ち、外表皮膚部の表皮剥奪は数個の損傷部より成り傷と傷との間に健全な皮膚も残っているのに、肋間穿孔部は横に四センチメートル位のものが抜けたというような一つの傷となつていて、組織の橋架が残されていない。凶器による打撃によつて生じた傷とすれば、外表からみれば数回の打撃によるもののようにあり、肋間穿孔部からみれば上田「新鑑定証言」もいうように一回の打撃によるものと考えざるを得ない。しかも表皮と脂肪層のみ残り、筋肉のみ消失し肋骨は何の損傷も受けていない。また、その肋間筋もどこへ行つたか証明されていない。外表の傷が凶器の一回の打撃でできたと

独自に写真から判定し直ちに本件「石」ではこのような傷は生じ得ないとすることは、相当でないと考える。従つて、左胸部体表の革皮様化表皮剥奪部の形状・大きさという観点からすると上田「新鑑定」も、本件「石」で佐野久子の左胸部が殴打されたという事実を否定するようなものではない、と考える。

要するに、佐野久子の死体左胸部体表の傷の形状大きさよりする「新鑑定」も旧証拠と総合してみて本件「石」ではこのような左胸部体表の傷を生じ得ないとする明らかな証拠があるとは言い得ないのである。この意味で「新鑑定」も、請求人が右検察官や司法警察員に対する各供述調書で「本件「石」で佐野久子の胸部を数回力一杯殴りつけた。」と述べているところを信憑できないとする理はないと考える。

(b) 本件「石」では肋間の表層のみに達し、肋骨の損傷なくして第四肋間に穿孔を来たさないととの点について、たしかに、太田、上田の両「新鑑定」やその「新鑑定証言」によって指摘されているとおり、本件「石」の大きさ形状と七才の女兒の胸廓の大きさ形状を対比してみると、本件「石」では肋間の表層のみに達し、肋骨の損傷なくして、肋間の深層には達し得ないものと認められる。

すると、余程特殊の形の凶器でなければならぬ。このように外表の傷と肋間穿孔部の状況とは素直に対応しないのである。凶器が外表に傷を与える間にそのまま肋間深層部に達して肋間穿孔が出来たものとしては、余りに、相互に符合しない点が多くあるのである。特に、上田「新鑑定」及び上田「新鑑定証言」によると、肋間穿孔部の大きさは横と一直線上に四センチメートル位が抜けた形になつてゐるのに、胸部外表皮膚部の傷の大きさはこれを合しても最大限三、三センチメートル位で、明らかに肋間穿孔部の傷の大きさは外表の傷の大きさを合したものよりも大きい。肋間穿孔部の状況よりみてそれが一回の打撃で生じたとすると、上田「新鑑定証言」がいうように普通は表皮部の傷の方が大きくて中に入る程小さい筈である。上田「新鑑定証言」はこれらの点につき、すべて非常に起り得ないことであるとか、むしろあり得ぬことであるとか、こうした例を見たことがない等、と表現している。特に表皮の傷の方が肋間穿孔部の大きさよりも小さいという点は重大であつて、もしこれが凶器の一回の打撃によつて生じたとすると少なくとも表皮において三、三センチメートル位の傷が生じただけなのに、さらに肋間部において四センチメートル位の大きさの

穿孔にする何か特別な原因力が働いていたことになる。

上田「新鑑定証言」はそのことを「そこに何か特別な機転（速記録で「起点」とあるのは誤記）が働いていたと考えなくてはおかしいと思う。」述べている。もっとも、その機転がどのようなものであるかは明らかでない。表皮部の傷よりも大きく肋間筋を消失させる機転は、凶器がこの部分に達することによって生じた傷をさらに拡大する原因力であったかも知れないし、或はさらに入んで凶器がこの肋間深層に達しなくても、このような傷を作り得る原因力が他にあったのかも分らない。むしろ、前記佐野久子の右胸部の傷のこのような奇妙な状況は、凶器が肋間深層に達して肋間筋を挫滅させてできたものであると直ちに結論づけるには大いに疑問を抱かしめられるのである。その意味で、上田「新鑑定」は寧う、この凶器が肋間深層に達しなくて肋間穿孔が生じたのではないかという考を大いに裁判所に抱かしめる内容であるともいえるのである。もつとも、上田「新鑑定証言」はこのような原因力を想定できないという。即ち、同鑑定人は「第一〇号の石（本件「石」）の角部を肋間部にあっても肋間の表層のみに石は達すだけであり第四肋間には穿孔を来たさず」とあります

しかし、これも矢張り一つの想定に過ぎない。しかも強いてなした一想定に過ぎない。これであると認定する根拠もなければその論証もない。むしろ、同鑑定人自身、このようなことは非常にありにくいと認めているし、当裁判所も前記体表の傷及び肋間の穿孔状況よりみて、このようないい想定には納得できないのである。端的に上田鑑定人の言わんとする趣意を酌むならば、それは、本件「石」が肋間深層にまで達して肋間穿孔を生じたものではないといい得ても、それ以上にどのようにして肋間穿孔を来たしたかは分らない、ということになると思われる。このようにみてくると、上田「新鑑定」は凶器が体表の傷を作った上で肋間深層に達したものであることを前提として鑑定しているが、鑑定の内容、 자체はむしろ裁判所をしてこのことに大いに疑問を抱かしめる内容となっている。べきである。そのうえ同鑑定は本件肋間穿孔は凶器が肋間深層に達して出来たものであることを積極的に論証していない。かくして、上田「新鑑定」は凶器が体表の傷を作ったものの肋間深層に達しなくて、なお、第四肋間穿孔が生じた可能性のあることを裁判所をして否定できない結果となっているのである。もちろん、その肋間穿孔がどのようにしてできたかは認定でき

ないけれども、本件再審請求事件においては、そこまで認定する要はない。してみると、佐野久子の左胸部の傷は凶器が肋間深層にまで達したか否か分らない、ということに帰着する。この意味で上田「新鑑定」が本件「石」では肋間の表層のみに達し肋骨の損傷なくして第四肋間に穿孔を来たすことはない。と述べている点も、前記第二、(二)(B)(D)等の証拠によつて認められる本件「石」で佐野久子の左胸部を殴打したものであるという認定を否定するものではないということになるのである。なお、上田政雄の昭和五一年一月三一日なる日付の鑑定書において、同人は検察官が提出した鑑定人井上剛作成の鑑定書に「佐野久子の左胸部内部の大胸筋及び肋間筋などの組織の崩壊は表皮剥奪の際に侵入した嫌気性の有芽胞菌（クロストリジウム菌類）の作用による組織の分解消化に基づく死後変化であつて外傷性異常でない」という鑑定に反論し、「本件の肋間筋の変化や胸筋の変化は融解現象ではない」としたうえで、「外傷性によるものである」としているが、そこでも、積極的に外傷性であると考える根拠を示しているわけではないし、そもそも同鑑定人はそこにそれが何であるか結論づけ得ない何らかの機転が働いていたことを認めている

すが、石による打撃以外に第四肋間筋に穿孔をきたすような原因是考えられないでしょうか。たとえば、病氣であるとか、動物によつて噉まれたとか、というようなことは考えられないでしょうか。」という間に對し「そういうよなことは考えられません。病氣でとかということは全然ありませんし、動物によつて噉まれたということもございません。外表に表皮剥離はありませんけれども損傷はないんですから絶対に考えられません。」と答えているが、これは問において示された事例を否定しただけで、他の原因力については同鑑定人には思い当らないという意と解される。

同鑑定人は、この想定できないということから、逆に「たとえば、傷の周囲が二ミリくらいとしまして、二ミリくらいの一番にはいつてきた上からスタンプみたいに押しますね。一番上の損傷は三センチくらいの損傷だと、そうすると傷の皮下の組織がついできますから、それがはいって四センチぐらいになり得るんじゃないだろうかと、こういうことは非常にありにくいくことだとは思いますが、そういうことでも考えますと、どうも考えられるんじゃないかと、非常に少いことだとは思いますけれども。」と述べている。

こと、上記のとおりであるから、凶器が肋間深層に達しなくとも、肋間穿孔が生じた可能性を否定する結果にならることは、同人の「新鑑定」「新鑑定証言」等全体を通観し検討すれば容易に看取できるところである。所詮上田「新鑑定」は結論こそ本件「石」では佐野久子の第四肋間の穿孔をきたすのは著しく困難であるとしており、その結論は本件「石」が肋骨の損傷なくして肋間深層に達し得ない、という意味では正当であると考えるが、凶器が肋間深層に達しなくても肋間穿孔が生じたのではないかという可能性を否定しているものでない以上、上田「新鑑定」は本件「石」で佐野久子の胸部を殴打したことを否定するものではないと考える。

同様に太田「新鑑定」も太田「新鑑定証言」を合わせてみれば明らかのように佐野久子の胸部を表皮の傷の大きさ形状と肋間穿孔部の穿孔の大さ形状の比較検討を欠き、肋間穿孔は、凶器が当然肋間深層に達して出来た傷である、との前提に立ち鑑定しているもので、これによつて佐野久子の左胸部の傷は本件「石」によつて生じたものでない、と鑑定しているのは、定かでない前提に立つものといわざるを得ない。

このようみてみると、上田、太田の両「新鑑定」も第三、二(I)冒頭で示したような、証

面をこれ以上に取上げて検討する要もなければ上田政雄をさらに証人兼鑑定人として尋問する必要もないでのこれをしなかつた。

(三)

犯行の順序について

前記第二、(二)(A)で明らかのように、証拠によつて、

佐野久子が扼殺されたこと。

その陰部に高度の損傷を受け、膣内に指或は陰茎様の細長い鈍器を、無理に挿入されていたこと

(「新鑑定」もこれを否定するものでないこと。

第三、二、(I) (一)のとおり)

3. その左胸部に鈍器によるものと認められる損傷のあること(本件「石」によるものでない、とはいひ得ないこと、第三、二、(I) (一)のとおり)を各認めたうえ、その余の証拠と総合して、「被告人は・・・・・佐野久子を姦淫し・・・・・」

拳大の変形三角型の石(昭和二九年領第一一二号の一〇)を右手を持って同女の胸部を数回強打したうえ、両手で同女の頸部を強く絞めつけ・・・・・・・・・・と認定した。即ち犯行の順序を姦淫→胸部殴打→頸部扼殺と認定しており、これは請求人の司法警察員や検察官に対する各供述調書における供述に基づくものである(勾留質問調書もこれに反する供述をしていない)とともに「古畑鑑定証言」をその支柱としていることは明らかである。ところで

拠によつて認められる事実に、この面から合理的な疑をいれるようなものではなく、「本件

『石』によつて佐野久子の胸部を数回力一杯殴りつけた」という請求人の司法警察員に対する前記供述調書における供述を信憑できないとするものではない。北条「新鑑定」も胸部の傷の成因に疑問を呈しているが、資料も不十分、特に示された検証調書の写真も利用価値のなかつるものである等、限局された状況での鑑定であり、その疑問の根拠も余り明らかでなく、本件「石」によつて佐野久子の胸部を殴打した、

という点に合理的な疑いをいれる程のものではない。なお、検察官の提出した井上剛の「鑑定書」と題する書面では、佐野久子の肋間に穿孔を生ぜしめたのはクロストリジウム菌類であると推定しているが、これも飽くまでも推定の一つに過ぎず、それであると認定できる程のものなく、その点の検討をしなくても「新鑑定」それ自体胸部損傷の成傷用器という面からみて、再審を開始すべき明らかな証拠とはいひ難いこと前示のとおり明白である。井上剛を鑑定人や証人として尋問しなかつた所以である。従つてまた、上田政雄の昭和五一年一月三一日なる日付の鑑定書及び同年一二月一〇日付鑑定書及び同年一二月一〇日付鑑定書訂正追加という書

「古畑鑑定証言」は陰部の損傷が頸部扼殺以前であると推定しているが、その理由は明らかにしていない。

また、胸部損傷も頸部扼殺以前であるとし、その理由を、

(1) 幼児においては、血圧が大きくないため皮下出血を伴わない生前の損傷があること。

(2) 胸部の革皮様化した表皮剥奪が褐色なのは軽微な皮膚組織内の出血があつたものと考えられる。

(3) 左肺上葉の前下端より約三糰の部分が小指頭大に濃赤紫色を呈し、下葉の後下縁の部分は拇指頭大濃赤紫色を呈し膨大している部分があり、膨大せる部分を切開すると内部に出血が認められるのは明らかに生前の外力の影響を思わせる。

しかしながら、弁護人の昭和五一年六月三〇日付再審請求理由補充書で適確に指摘されているように「新鑑定」特に太田、上田「両新鑑定」によつて「古畑鑑定証言」の前記論拠は崩れたものとみなければならない。即ち、

古畑論拠の(1)については上田「新鑑定」のいうように六才児の収縮期血圧は、一二四・九四mmHg 拡張期血圧は、八六・四六mmHgであるとすると、同年令児が生前に受傷した場合でも皮下出血が出

現し難い、とはいえない。太田「新鑑定」も同旨の見解である。

(口) 同じく古畠論拠の(口)についても太田「新鑑定」のいうように死体の表皮剥奪部が革皮様化すると褐色調を増していくので、褐色調であるからといつて皮中出血があつたとはいせず、直接死体を見分した医師鈴木完夫の鑑定書中にも革皮様化部分に出血を認めた旨の記載は全くない。

(ハ) 同じく古畠論拠の前記(ハ)についても、これが外傷性のものか非外傷性のものか判定する根拠はなき、太田、上田両「新鑑定」がいうように、左前胸部の皮膚筋肉に生活反応が全く欠如していることの左肺の部分にのみ生活反応があると考へるのは理解し難い。左肺のこの部分の変化については、血液就下として或は血液吸引としてまた大理石模様としての説明もつくのであって（勿論それと認定するものではない）これをもって生前の外力の影響によるものとする論拠とするには乏しいと思われる。

かくして「古畠鑑定証言」が胸部損傷を生前鉛体の作用によるものとする論拠は「新鑑定」によつて崩れたとみなければならない。そして死体を直接見分した医師鈴木完夫がその鑑定書中で「死体の左胸部の損傷には出血等の生活反応が全く認められない事より死後のものと考へる。」としていること。特

に上田「新鑑定」及び上田「新鑑定証言」がいみじくも指摘しているように、左胸部外表の傷の位置があまりにも平行的であることは、生前につけられた傷としては、まず不可能な位置であり、従つて、このような平行関係を正しく保つていることは死後身体が動かない状態で損傷されたものと考えるべきであるとする見解を当裁判所も十分首肯できる。少くとも「新鑑定」は「旧証拠」と総合してみて、佐野久子の胸部損傷がその頸部扼殺以後であるという合理的疑いを生むに至つたものといい得る。

なお、陰部損傷の生じた時期について「古畠鑑定証言」は特にその論拠を示していない。

医師鈴木完夫の鑑定書は「外陰部の裂創は出血が認められるが、周囲の生活反応が殆んどなく、附近に外傷が認められない事より本創が生じた際に被害者の抵抗は殆んどなかつたと推定する」としておりさらに、同人は当裁判所の証人兼鑑定人尋問に際して、脛穹隆部に凝血を認めるも生活反応が弱いところから生活力の低下している時期に受傷したものではないか、と推定しながらも、脛穹隆部の凝血の点から、頸部絞扼の方が陰部に傷害を与えたよりも後である、と供述している。しかし、上田「新鑑定」及び同「新鑑定証言」もいうように窒息死体の血液は死後しばらくの間もろい纖維素を折出して局所で組織内部で凝血を作り得ることも考えられるので脛

脛穹隆部の凝血の存在が認められるだけで脛腔内の裂創内に組織間出血がないことをはじめその他陰部に生活反応がなく、特に雑木や笹の密生する山地での所為なのに腰部、大腿部等に擦過傷その他の外傷がないこと、一方佐野久子の死体頸部に明らかな生活反応を示す損傷があり、しかもおそらく同女の抵抗の爪跡とみられる爪跡があり、頸部の受傷は生前のものと考へられること、この両者を対比してみると、やはり佐野久子の陰部に残存する傷害を残した所為(従つて陰茎を半分程そう入した所為)は同女の頸部が絞扼された後よりも後であるとする合理的疑いがある。もともと、これは佐野久子の死体陰部に残されている傷害が扼頸以後に生じたと考へられるといふだけで、「新鑑定」がその扼頸前に姦淫しようとした、或は傷害を残さないまでも陰部を奔する行為が行わされたことまで否定する証拠ではない。姦淫行為が行われた場合、右のような行為はよく行われるところである。なお、陰部に傷害を残すような暴行と左胸部に対する暴行の先後関係は必ずしも明らかでなく、脛穹隆部に凝血の認められた点よりみると、陰部に対する右のような暴行の方が左胸部に対する暴行よりも先ではないかと推定されるが、確定できる程の根拠は見出し難い。しかし、いずれにせよ、「新鑑定」は頸部絞扼が先ず行われ、その後に陰部に傷害を残したような暴行が行われた合理的疑いがあ

ることを明らかにしたものといい得るのであり、検察官の提出した鑑定人井上剛の鑑定書によつても同様の結論となるのである。してみると、この点、犯行順序に関する原鑑定判決の事実認定は、誤つているのではないかと思われ、それとともに、右判決の判示の犯行順序と同旨の犯行順序を供述している被告人(II請求人)の司法警察員及び検察官に対する供述調書における供述は根本的に再検討を要することとなつたのである。

以上、検討したところによつて、「新鑑定」は陰部損傷の成傷用器、胸部損傷の成傷用器という面からは、請求人の司法警察員や検察官に対する各供述調書及び勾留質問調書における供述に合理的疑があるとする「明白な証拠」であるとはいひ得ないけれども、犯行の順序といふ点から検討してみると、右各供述を再検討すべき必然性を明らかにした「新証拠」であるといい得るのである。

(II) 原一審において、当時の弁護人は、被告人(II請求人)の司法警察員や検察官に対する各供述調書における供述は、自白を強要されこれに迎合して供述したもので、任意性がなく、裁判官の被告人(II請求人)に対する勾留質問調書における供述調書における供述を翻えしようもなく供述したもので、本質的にはこれらと同質であり、任意性がないと強く主張した。請求人も、原一審の公判廷で、被告人とし

として、右弁護人の主張に概ね添う供述をしている。そして、原確定判決は、弁護人が主張する被告人の供述客観的事実と相違するとする点については、當時の被告人の日頃の行動にかんがみやむを得ないところであるとし、また、その供述には弁護人の指摘するような経験則上不合理な点はないとして、さらに、犯行日前後の行動に関する供述が再三変化したりしているのは、被告人の生活歴、智能程度に照らして自然なことである、としたうえで、任意性を認める積極的根拠として、

(1) 被告人は捜査官に對し本件犯行場所のごとく一般人には容易に知り得ない場所を自ら進んで図示していること。

(2) 佐野久子が死亡する以前にその胸部を石で殴つたと供述しており、これが古畑鑑定と一致すること。

(3) 捜査の経過によれば、佐野久子の左胸部の傷は被告人の供述によりはじめて被告人が判示の石で殴打したことによってできたものであることが判明したこと。

(4) 捜査の経過によれば、佐野久子の左胸部の傷は被告人の検察官及び司法警察官に対する供述は、捜査官による被告人の記憶の喚起または、供述の是正がなされたにもせよ、任意になされたものであることが認められる、としたのである。しかるに本件再審請求において、右(1)(3)で明らかに

被告人(II請求人)の取調べの状況を明らかにするため職権で証入清水初平、同松本(松下とあるは誤り)義雄、同相田兵市、同戸塚金作を採用し、第四回公判においてこれらの証人を取り調べた後、第五回公判において右請求人の司法警察官及び検察官に対する各供述調書を証拠として採用決定をし、証拠調べををしていることは原確定記録によつて明らかである。

なお検察官より第四回公判において、請求人の検察官に対する弁解録取書及び裁判官の請求人に対する勾留質問調書の証拠調べの請求があり弁護人はその任意性を争つたが、原一審裁判所は被告人(II請求人)にこれに關する供述を求めたうえ、同様第五回公判で証拠決定、その取調べが行われているのである。そして本件において問題になつてゐる「古畑鑑定証言」が行われたのは原一審第二回公判においてである。してみると、原一審裁判所が請求人の前記各供述調書や弁解録取書や勾留質問調書に任意性ありと認めて証拠調べをしたのは原二審判決がいみじくも言つているところから窺われるよう、「本件捜査又は取調べに從事した相田兵市、清水初平及び戸塚金作の各証言及びそれまでの記録にあらわれた捜査の経過、被告人(II請求人)が自白するに至つたてんまつ、その自白内容の変遷を検討し」て自白の任意性に疑いはない」とし証拠能力を肯定したもの

して、右弁護人の主張に概ね添う供述をしている。そして、原確定判決は、弁護人が主張する被告人の供述客観的事実と相違するとする点については、當時の被告人の日頃の行動にかんがみやむを得ないところであるとし、また、その供述には弁護人の指摘するような経験則上不合理な点はないとして、さらに、犯行日前後の行動に関する供述が再三変化したりして、自然なことである、としたうえで、任意性を認める積極的根拠として、

(1) 被告人は捜査官に對し本件犯行場所のごとく一般人には容易に知り得ない場所を自ら進んで図示していること。

(2) 佐野久子が死亡する以前にその胸部を石で殴つたと供述しており、これが古畑鑑定と一致すること。

(3) 捜査の経過によれば、佐野久子の左胸部の傷は被告人の供述によりはじめて被告人が判示の石で殴打したことによってできたものであることが判明したこと。

(4) 捜査の経過によれば、佐野久子の左胸部の傷は被告人の検察官及び司法警察官に対する供述は、捜査官による被告人の記憶の喚起または、供述の是正がなされたにもせよ、任意になされたものであることが認められる、としたのである。しかるに本件再審請求において、右(1)(3)で明らかに

を挙げたうえで、被告人の検察官及び司法警察官に対する供述によりはじめて被告人が判示の石で殴打したことによってできたものであることが判明したこと。

そこで原一審裁判所は、第三回公判においてさらに取調べの経緯について被告人質問をしたうえ

であり、さらに、第四回公判までに取調べた関係者の供述によつてうかがわれる犯人の行動と符合して、任意性を疑う余地はないとしたのである、と思われる。そこで、当裁判所も以上の見地より請求人の右各供述調書や弁解録取書や勾留質問調書そのもの及び右のような関係証拠を仔細に検討して、同様請求人の右各調書の証拠能力を肯定する意味での供述の任意性は十分認めることができると考える。請求人のこの点に關する原一審公判における供述も十分また当裁判所の請求人本人尋問における供述も十分な説得力と迫力を有するものではない。

このようにみてくると、原確定判決が指摘している前記(II)(1)(2)の点は、原一審における弁護人の最終弁論における請求人の右各調書は任意性を欠くという主張に対し、事後的に任意性のある証左として判示した一事由と解すべきであつて、この点が「新鑑定」によつて崩れたからといって、前記(II)(1)(2)の点が本再審請求事件に提出された証拠によつて未だ疑いがでてきているわけではないし、さらに前記のような右各調書における被告人の供述の任意性を認める根拠に照らし、「新鑑定」が提出されたといつてもなお右各調書の証拠能力としての意味での任意性に疑いを生ずるには至つていないとわねばならない。もつとも原確定判決が述べているように供

したとおり原確定判決が右各調書における供述の任意性を認めた右(2)の点は、「新鑑定」によつて見事に崩壊したのである。このことは、単に原確定判決が右各供述調書の任意性を認めた根拠の一つを失つたというだけではなく、さらに進んで逆に任意性を疑わしめる根拠とすら考えられるのである。

(2) しかしながら、原一審が請求人の右各調書を証拠に採用した経緯は次のとおりである。即ち原一審第二回公判において検察官は、請求人の右司法警察員及び検察官に対する各供述調書を証拠申請をしたのに對し、弁護人は「被告人(II請求人)の供述は誘導強制等によつたものであつて、任意性がないから異議がある、として任意性を争う。」と主張し、その公判廷で請求人も被告人として右各調書に記されている請求人の署名指印が請求人自身のものであることを及び請求人の供述したとおりに錄取されていることならびに取調べに當つて暴行を受けたことはないことを認め、ただ、右供述は取調べの警察官が請求人の言うことを全然受けつけず請求人には無関係のことの供述を強要し、請求人はやなくこれに迎合したりして供述したものであると述べた。

そこで原一審裁判所は、第三回公判においてさらに取調べの経緯について被告人質問をしたうえ

述の任意性を失わない程度の捜査官による請求人の記憶の喚起または供述の是正の行われたことも十分窺うに足る。また「新鑑定」によって前記第三、二(II)に示されたように請求人の司法警察員や検察官に對する供述調書や勾留質問調書における犯行順序の供述が客観的事実と喰い違つて疑いが生じたという点の重大性に目を覆うものではない。しかし、以上のようない考査よりみて、これは寧了供述内容の信憑性即ち証拠価値の問題として検討すべき事項であると考える。再審請求事由もこれを供述の信憑性の問題、証拠価値の問題として捕えていることは、弁護人提出の昭和四六年一〇月一六日付再審請求理由補充書四、同五年六月三〇日付再審請求理由補充書によつて明らかである。

特に、裁判官の請求人に對する勾留質問調書は、それまでの被告人の司法警察員や検察官に對する供述調書に表われていな佐野久子の穿いていた下駄は案外軽かったとか、講堂の中は人が一杯で人と人の間から覗いたとか、という事実まで供述しており、その供述の任意性に欠けるところのないことはいうまでもないところである。

(三) なお、弁護人は昭和五一年六月三〇日付再審請求理由補充書において、請求人の自白調書は些細な窃盜の嫌疑による別件逮捕勾留により獲得されたもので、証拠能力がないと主張している。しかし、この

取調べを続けたというものであつて、その供述が前記のように任意性が肯定される供述であること等連の本件事実関係の下において、本件においては被告人の前記各調書を証拠能力がないものとして排除しなければならない程その供述の獲得過程の違法性が大きいものとまでは考へない。)

(四) よつて、愈々被告人(=請求人)の前記各供述調書や勾留質問調書における供述の信憑力・証拠価値を吟味しなければならない。

(一) 原確定判決は、右各供述調書について、被告人(=請求人)が軽度の精神薄弱であり心因反応もおこし易いこと、従つて捜査官の誘導によつて暗示にかかり易いことを考慮したうえで、「被告人の記憶は日を逐つて統一されてはいないけれども(このことは、被告人の知能程度が低く、軽度の精神薄弱であることにゆらいするものと認められる。)

その供述は概して何等かの機会に表象し、または体験した事象にかかるものであつて、ことさら虚構したあとが見受けられない。特に印象の強い、また日常生活の連鎖から離れた本件犯行について(このことは、明確な記憶に基く信憑性の高いものであるが、その周辺に生起した通常の浮浪生活については、特長のある部分を除いてその記憶はあいまいであって思いついたままを供述していると認められるのが相当である。)と評定している。

主張自体で独立に刑事訴訟法四三五条所定の再審事由に該当するものと主張しているとも解されないし、右「新鑑定」によって前記第三、二(I)に示されたように請求人の司法警察員や検察官に對する供述調書や勾留質問調書における犯行順序に關する供述に疑惑がでてきたといつても、このことは自白の獲得過程における違法性の問題であるいわゆる「別件逮捕・勾留」の問題とは別の水平面のことであり、直ちにこの問題にまで立ち入つて再評価をすべきものとも思われない。(なお、原確定記録によると、本件において、請求人はかねて「本件事件」の容疑者の一人としてリストアップされていたところ、昭和二九年五月二四日岐阜県下で放浪中職務質問され島田警察署に同行され、同月二五日夕方金谷民生寮にて一時保護され、同月二八日「同年一月末島田女子商業高校で生徒の所持品衣類等四七五点を窃取した」という被疑事実で逮捕され、翌二九日同被疑事実で勾留され、窃盗関係の余罪を取調べるとともに同年三月一〇日前後の足取りを質問されているうち、日本ならずして同年五月三〇日午後二時から三時頃に至つて「誠に申証ない悪いことをしました。」と述べ、右佐野久子関係の本件事実を自白したもので、当日は簡単な調書をとつたうえ、翌三一日さらに、詳細な取調べ、大部の調書の作成をし、翌六月一日強姦殺人事件で逮捕し、同月三日勾留するに至り、爾後

そして、本件のごとき重大事事件につき、請求人が相当鮮明な記憶をもつていたとし、本件犯行についての供述は明確な記憶に基づく信憑性の高いものであるとした有力な論拠の一つが、請求人が佐野久子が死亡する以前にその胸部を石で殴ったと供述しており(昭和二九年五月三一日付司法警察員に対する供述調書及び同年六月一三日付検察官の取調べ、大部の調書の作成をし、翌六月一日強姦殺人事件で逮捕し、同月三日勾留するに至り、爾後結果と一致するという点にあつたことは、原判決の判文自体明らかである。

しかるに、この点に合理的疑いの出てきたことは、前記第三、二(I)で検討したとおりである。そして、「新鑑定」によって犯行順序に關する請求人の供述に疑いが生じてきたことも同所で検討したとおりである。犯行に關する供述であるから印象の強い日常生活の連鎖から離れたものであるとして、ただそれだけで信を措くことが誤りであることが明らかになつたのである。

(二) それではさらに進んで再審請求理由が主張するように請求人の犯行に關する捜査段階における供述は全く架空であるとして全面的に排除されるべきであろうか。

これについては原確定判決も摘示しているところであるが、次の諸点を考慮しなければならない。

1. 先ず、請求人が昭和二九年五月三〇日夜九時

半頃島田警察署留置場保護室内で当直副主任であつた警察官松本義雄に対し「大罪をおかしてしまいました。」と述べたこと、及びその時の態度（原一審第四回公判調書中証人松本義雄の供述記載）である。そしてこのように松本義雄に対しても「大罪をおかしてしまいました。」と述べたことは、請求人自身一審公判廷で認めていたところである。（原記録一二六丁、三一四丁。）これは、別に捜査官から取調べを受けている時の発言ではない。この発言内容自体よりみてこれは自発的発言であり、改悛に基づく発言であり、高度に信憑力を有する発言である。到底捜査官側からの暗示や強制誘導によって虚偽の供述をしたものとは思われない。請求人は原一審公判廷において「これは嘘の供述である」（原記録一二六丁）或は「自分は現実にやつてないものを警察で無理やりに調書にし指印をとつたのでそれが新聞社の全国版にのり、親戚などではどんなに心配するか、祖先に申し訳ないと思って、祖先や身内にあやまつたものである。」旨（原記録一七五六丁）説明している。しかし、房内でこのような時期に自発的に嘘の供述をするというのもおかしければ、祖先や身内に謝まるのを警察官にするというのも説明になるものでない。

『これは確かに久子ちゃんが着ておつたものだ。お前知っている筈だ。』と言つて聞かないでの、自分も『ああそうですか、そうですか。』と言つて面白半分にからかっておつたのです」と供述しかし、それは到底面白半分にからかって言える言語ではない。やはり、感動に基づく供述である。相田兵市も証人として原一審公判廷で被害者の着衣を見て請求人が非常に動搖した状況を供述している。（原記録三五二丁、三六一丁）

3. さらに請求人が、司法警察員相田兵市に対し、「私は今留置場の中についても、小さい女の子の声が聞えると、私が殺した子供が生き返つて話しかけている様な気がして恐ろしく、夜はねむられません。そんな時は早くどこかへ行つてくれないかなあと思います。」と供述していることである。（請求人の司法警察員に対する昭和二九年六月八日付供述調書原記録六四四丁。）相田兵市も証人として同旨のことを述べ、請求人も原一審公判廷でこれを述べたことを認めている。（原記録三六一丁）これは感動恐怖に基づく言葉である。面白半分や冗談でいえる言葉ではないことは言葉の内容そのもので明らかである。

当裁判所の請求人本人尋問においては「松本の方から『幼女を強姦殺してどう思うか』と言われ、『やつていない。』と言つたが、『自分でしているではないか。』」刑事さんに「私が大罪を犯しましたと言え。』と言わされたから、教えられたとおりに『大罪を犯して申証ありませんでした。』と述べたものである。』と請求人は主張する。しかし、これまでの審理段階でこのような主張がなく、当裁判所の再審請求審理の段階に至つて何故このような主張をするのか。それにしても房内におけるこのような時期に取調官でもない松本義雄にそのように述べたことに対する説明としては、やはり当裁判所を納得せしめるには足りないのである。

2. 請求人が捜査官相田兵市から証拠物たる被害の着衣等を示され、「チラッと見た丈での時の様子が目に浮んで怖くて見る気になれませんでした。私はあの品物を見ず早く留置場の中へ入れて貰いたいと思いました。あれを見て子供の顔を思い出し可愛想なことをしたとつくづく思いました。』と供述していることである。（請求人の司法警察員に対する昭和二九年六月五日付供述調書、原記録六二四丁。）請求人身も原一審公判廷で「衣類を見せられた時、私は『全然知りません。』と言つたのですが、

また、請求人自身が佐野久子に対する犯行をした当の本人でなくしてこの言葉がありよう筈もない。当裁判所の請求人本人尋問において、請求人は、警察官がそう言ふと言つたので、拷問されるのがこわくて言わるとおりに言つたと主張するが、警察官がこのようなことまで供述しようと強制するであろうか。矢張り請求人の強制された供述であるという主張には、不自然な、首肯し難いものがある。

4. さらに、前示のように請求人は勾留係裁判官は対しかなり詳細な供述をして犯行を認めていくということである。（原記録六七八丁以下。）しかも、請求人は當時裁判官から調べられることは分つていたという。（原記録三〇三丁。）そして、それまでの捜査官に対する供述調書に表われていない久子の穿いていた下駄は案外軽かつたとか、講堂の中は人が一杯で人と人の間から覗いたとか、いう事実まで供述しているのである。もつとも、右勾留質問調書において請求人は逮捕状記載の被疑事実を読み聞かされそのおり間違ひありませんと答えているところ、逮捕状記載の被疑事実は「同女を姦淫し、更に同女を扼殺し、」と記載されていて、佐野久子の死体の方から認められる被害の順序に合致し

ないようにも思われるが、兎も角、請求人が裁判官であることを知りながら、佐野久子に対する犯行の犯人が自己であることを認めたのは重要な要である。

以上1乃至4は、請求人の供述面から検討したのであるが、これらは請求人が捜査官の取調べに対して一旦自白したからといって、単にその繰り返しとして或はその惰性として供述したものとは到底思えないのである。そこには矢張り真犯人ならではの改悛があり、感動があり、恐怖があり、さらには勾留係裁判官に対する素直な供述が見受けられ、迫真力がある。片言隻語として無視し去ることのできない真実の重みを有しているのである。

5. 既に、第三、二、(I) (II)で検討したように、捜査官は佐野久子の左胸部に傷害を与えた凶器が何であるか想定できず、それが石であるとは思い及んでいなかったところ、請求人を逮捕し、その自供を得て初めて石であることが判明し、犯行現場を捜索した結果本件「石」を発見したという事実が認められる。そして、「新鑑定」も本件「石」では佐野久子の左胸部の傷を生ぜしめ得ないとするものないこと、また前記第三、二、(I) (II)で検討したとおりであり、原一審裁判所で取調べられたすべての証拠（以下「旧証拠」という。）及び本再審事件に提出さ

れたすべての証拠を検討しても、未だ、本件「石」では佐野久子の左胸部に傷害を与えた得ないとか、或は本件「石」は捜査官の作為によつて採取された疑いがあるとか、というような、これまで何人も知り得なかつた（佐野久子の死体を直接鑑定した鈴木完夫鑑定人も鈍器といつだけはどういう鈍器か分らなかつたと述べている。）本件犯行の凶器が請求人の自供によつて初めて石であることが明らかになつたといふことは、それまで佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であるとする上で有力な根拠になるものである。いわゆる犯人のみしか知らない「秘密の曝露」である。

そして、証拠上その自供通りに佐野久子の死体のあつた附近で、本件「石」が発見され、「新鑑定」をもつてしても本件「石」は佐野久子の左胸部の傷を生ぜしめ得る凶器ではないとすることができないこと上記のとおりであることは、事実認定上特筆すべきことであると考へる。なお、弁護人は事実の取調べとして、島田警察署ならばに静岡地方検察庁に対し本件被害者発見時になされた検証及び実況見分の際撮影された現場写真のネガフィルム一切（右調書に添付

した写真以外のものを含む）の提出命令を発するよう申し立ててきている。昭和五一年六月三〇日付「再審請求理由補充書」によると、その立証趣旨は、捜査官は昭和二九年三月一三日の検証時に本件石塊を発見し得た筈であるのに請求人の自供に基き同年六月一日実況見分をした結果発見されたと、本件「石」が捜査の作為によって採取されたことを意味し、右ネガフィルムによって本件現場における本件「石」「石」が佐野久子に対する凶器でないとする疑いができたわけでもないし、本件「石」の発見の経緯が不自然であるという点についてはこれまでの再審の請求でも主張され棄却されているところであるばかりでなく、現場は高い笹が密生していて凶器が石であると思いつていなかつた捜査官が請求人の自供するまで本件「石」を発見しなかつたことは十分諒解できるところであつて、他に捜査官が作為によつて本件「石」を採取した疑いがあるとか等というような検察官の手持証拠に対する提出命令として、本件再審請求事件の事実調べとしての提出命令を發すべき必要性が認められないでの、この点事実調べをしなかつた。

6. さらに、第二、(II) (C) ¹(C) ²に掲げられてゐる原一審における各証人の供述がある。当裁判所が、これについての原一審裁判所の評価を変えねばならぬような「新証拠」は提出されていないし、また、原確定判決がその「第三、認

定の理由一、犯行当日の目撃者の供述について、(一)乃至(四)で詳細に説明している右目撃者の証人としての供述についての原一審裁判所の心証形成に、介入すべき特段の事情を見出せないのである。

ただ、原確定判決が右「第三、認定の理由、二、犯行当日の目撃者について、(五)」については一言しなければならない。しかし、原一審において前記(C)¹、(C)²に掲げられた証人のうち、中野ナツを除いて他の証人はその目撃した人物を服装が小さつぱりしているとか、浮浪者のようではなかったと述べてはいないから問題はない。ただ中野ナツのみは、同人が昭和二九年三月一〇日目撃したところの者を色が白く身綺麗で勤人のようであったと供述しているので問題がある。原一審裁判所は松浦武志の証言を引いて同女が見た人物が請求人であるとしているところ、松浦武志の証言は後記のように動搖して来るので、中野ナツの証言についてのみはこの点再評価をしなければならない。しかし、原確定判決もいうように中野ナツの犯人の服装容貌に関する印象記憶はあいまいであるが、請求人を直接見た上で犯人の横顔が請求人に似ているという直感的印象こそ重要であり、同人が目撃した人物が色白で身綺麗で勤人のようであったと述べたからといって、また、松浦証言が動搖して

し、右(二)に記載した1乃至6の事実を総合して検討すると、「新鑑定」によって犯行順序について請求人が捜査段階で供述しているところが客観的事実と合致しないのではないかという合理的疑いのあることが明らかになつたけれども、やはり、なお右1乃至6の事実よりみて佐野久子に対する本件犯行をしたものが請求人であるという請求人の捜査官に対する供述自体は十分信憑力を有するものと断ぜねばならない。

従つて、右のように犯行順序に関する請求人の供述に誤りがあるのでないかという合理的疑いがあるという一事から、直ちに請求人の司法警察員や検察官に対する各供述調書における供述を全く信憑力がないものとして全面的に排斥するのも相応でない。この意味において「新鑑定」だけで直ちに、請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」であるとするわけにはいかない。

もち論、佐野久子に対する本件犯行が請求人の犯行であると自認する右各供述調書における請求人自身に信憑性があるといつても、犯行に關する供述内容を全面的に措信するわけにもいかない。その犯行順序等の犯行についての具体的供述内容に合理的疑いのあること、叙上のとおりである。原確定判決は、「被告人の記憶は日を逐つて統一されていない（このことは被告人の智能程度が低く

きたからといって、請求人こそ本件犯行の犯行であると認定するうえで、中野ナツの証言が証拠価値（もち論総合認定するうえでの証拠の一として）を失っているものではない。この(C)¹の証拠はやはり請求人を犯人とする上で重要な証拠価値を有することには變りないのである。なお、弁護人はモンタージュ写真の提出命令を求めている。しかし、右中野ナツ、鈴木鉄蔵、太田原松雄については原一審公判廷において直接請求人を右鈴木らに示したうえで証言させ、弁護人に反対尋問の機会も与えたうえでの供述であるところ、「旧証拠」及び本再審請求事件に提出された証拠を検討しても、本件再審請求事件において、右モンタージュ写真は既に原一審審理中からその存在することが明らかになつており、本件再審請求理由を発しなかつたのである。なお、右モンタージュ写真は既に原一審審理中からその存在することが明らかになつており、本件再審請求理由を発しなかつたのである。主張しているものとは再審申立書、再審請求理由書各同理由補充書からも読みとることができない。

確かに、「新鑑定」は、請求人の捜査段階における犯行に關する供述が、日常生活の連鎖から離れたものであるからといって、全面的にこれに信を措くことが誤りであることを明らかにした。しか

(二)

軽度の精神薄弱であることによらいするものと認められる」としているが、その論法を用いるならば、同様犯行自体についてまでも「請求人の記憶は時を逐つて統一されていない。」ということになるのであろうか。それは兎も角として、請求人の捜査段階における右各供述調書における供述には、信憑できる面と信憑するには合理的疑いがある面とのあることが明らかになつたのであるから、右供述を採証評価するに當つては、請求人の知能性格等諸般の事情を考慮しつつ十分吟味を経るべきであり、また、その証拠価値は十分制限された限度内に留めるべきであるけれども、他の証拠と対比検討総合し、事実認定するうえにおいて信憑力がないとするわけにはいかないのである。況して、勾留質問調書における供述に、同様の証拠価値のあるこというまでもないところである。要は、請求人の供述と、その余のその供述する事実を裏打ちするにたる証拠とを対比検討しながら、諸般の事情から評価信憑できる程度範囲を定め、証拠を総合し、原確定判決における事実認定につき合理的疑いがあり、その認定を覆えずに足りる蓋然性があるのか否かを明らかにするのが当再審請求受理裁判所の当然なすべきところであるとともに、それで以て足りるものと考える。

四 ここで提出された「臨床心理学研究」一四卷二

号及び「赤堀裁判とその精神鑑定書における差別についての意見書」について触れよう。

前者の中で問題となるのは、「赤堀裁判における精神鑑定書批判」なる論文（以下「論文」とよぶ。）であり、後者は右「論文」の結論を記したうえで本再審請求事件審理に対する要請を記したに過ぎないものであるから、再審開始の是非を審理するうえにおいて、「前者」の他に後者を取り上げて検討する意味を有するものではない。前者中の右「論文」は「鑑定人林暉、同鈴木喬作成の鑑定書」を批判するものであるが、右「論文」も「本件犯行についての体験は特に印象の強い又日常生活の連鎖から離れたものである」とは肯定しているので、以上検討してきたように佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であるという請求人自身の供述を措信することの妨げとなるものではない。

また、原確定判決は、本来裁判所の自由心証に属するところであるが、前記のように、請求人の供述について被告人（＝請求人）が軽度の精神薄弱者であり心因反応もおこしやすいこと、従って捜査官の誘導によって暗示にかかりやすいことを考慮したうえで「被告人の記憶は日を逐つて統一されてしまいなければ（このことは被告人の智能程度が低く軽度の精神薄弱であることにゆらいす

定書及び鈴木喬の原一審第九回公判において供述するところを、前記「論文」を参照しながら検討しても、なおこれを否定することはできないのである。所詮請求人の、知能の低いこと、心因反応を起こし易いこと、従つて暗示にかかりやすいことは肯定せざるを得ないのであつて、この点はやはり原確定判決同様、請求人の供述を評価するうえで考慮すべき重要な要素であることは變りないのである。なお、弁護人は鈴木喬について証人申請をしている。本証人申請の趣旨が、証拠資料として同証人が「明白な新証拠」であるとしての申請であるならば、少くともその証人として供述するところを明示してなすべきであるのにその記載がない。また、同人については、既に原一審第九回公判において証人として供述し、弁護人よりの反対尋問も受けている。これ以上に同人を本件再審請求事件において証人調べをしなければならない必要性を到底見出し難い。同人を証人として取調べしなかつた所以である。

なお、右「論文」中には、「判決の認定した犯行→高飛び→大磯署での取調べ→島田へ戻る→掛川署へ自ら出頭という足取りは、本件犯行といいう強烈な記憶を有すべき者の行為としては了解し得ないところである。」旨の記載があるが、予期せぬ失火から大磯警察署で取調べを受ける破目とな

るものと認められる）……通常の浮浪生活については特のある部分を除きその記憶（特に日時の点に関する記憶）があいまいであって、思いついたままを供述していると認めるのが相当である」としている。

そしてこれは、鑑定人林暉、同鈴木喬共同作成の鑑定書及び原一審第九回公判調書中証人鈴木喬の供述記載部分で請求人は智的には軽度の精神薄弱が認められると鑑定しているところを前提にしたものである。

前記「論文」はこの鑑定を論難し同鑑定が知的側面の鑑定に用いた資料からは、請求人が精神薄弱自体、このテストからも能力程度の非常に大まかな推定は可能であるとしたうえで、請求人は「正常知の下」と推定するのが妥当であるとしているのであっていすれにしても請求人の知能が通常人より劣っていることに変りはない。また、請求人が心因反応を起しやすい、従つて捜査官の誘導によつて暗示にかかり易いという点についても、右鑑

定書の事なき釈放された請求人が、兄の家にも帰れず働く仕事もなく、刑務所に入れて貰う心算で（原記録五四六丁）微罪に藉口して掛川署へ出頭したからといって、佐野久子に対する本件犯行でないとする理はないと考える。要は請求人を有罪と認定できるだけの証拠の有無の問題であると考へる。

(iii) 以上によつて、「新鑑定」によつても、前記第二、(二)(D)掲記の請求人の各供述調書や勾留質問調書における、佐野久子に対する本件犯行の犯人は請求人であるという自白自身の信憑力のあること、従つてその余の供述内容自体についても、制限された範囲内ではあるが、信憑力のあることを明らかにした。そして、旧証拠に以上に検討した「新鑑定」を加えて検討してみても、これから検討する、本件再審請求事件に提出された証拠が犯人でないとすれば格別そうでなければ結局原確定判決がその第二証拠欄に「罪となるべき事実」を認めた証拠として標目を掲げる証拠（ただし「古畑鑑定証言」を除く。以下「本件有罪証拠」とよぶ）を総合して佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であると認定すべき点については變りはないというべきである。進んでなお、再審を開始すべ

き理由があるか否かは、後に検討することとする。

三、金谷民生寮関係の写真二葉、山城多三郎の供述録取書及び金谷民生寮の「一時保護取扱記録」の写について。

これらの証拠は結局昭和二九年五月二十五日より同月二八日に至る間の金谷民生寮における請求人の言動態度をもって、犯行後の真犯人とは思えない不合理な行動であるとし、請求人が真犯人ではないことを証明する直接証拠を補強する「新証拠」であると主張するものとのようである。

請求人が岐阜県稻葉地区で職務質問を受け静岡県島田警察署に同行され昭和二九年五月二五日出署してから右金谷民生寮に入所し、爾来同寮にて同月二八日同所で窃盗の被疑事実で逮捕されたことは、原一審当時に明らかであり、その当時の状況は請求人自身原一審第三回公判で詳細に供述している（原記録二二七丁以下）ところであつて、果して右証拠が「新証拠」といえるか多少疑義がないわけではないが、それは措くとして、右証拠によつて窺われる請求人の金谷民生寮に前記日時在住當時の言動態度が原一審で取調べられたすべての証拠即ち「旧証拠」と総合してみても、「本件有罪証拠」によって認められる請求人が本件犯行の犯人であるとする事実認定を動かすような証拠たり得ないことは、いうまでもないところである。再審請求の理由自体

右金谷民生寮関係の写真二葉等の掲記の証拠を、請求人が真犯人でないことを証明する直接証拠を補強する証拠である、としか主張していないのである。そして、これまで検討してきたところに本証拠を加えてみても、佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であるとする認定に、合理的疑いを抱かしめるようなものではない。本証拠もまた、刑事訴訟法第四三五条六号にいう「明白な証拠」ではない。

四、新聞紙写八葉について

刑事訴訟法四三五条六号にいう明白な証拠とは証拠能力もあり、証明力も高度なものと解すべきところ、右新聞紙写八葉はいずれもいわゆる新聞記事で誰がどのようにして、誰から取材したものであるかも明らかでなく、再審請求理由補充書と合わせてみると、弁護人は、これによつて本件捜査の経過を明らかにしようとするものと看取されるが、本件証拠関係の状況よりみて、これらが到底無罪や原判決の認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠とはいえない。

五、草山ティイの供述録取書について

草山ティイについては、原確定記録や証拠物にも現われていない。しかし、これは伝聞（おそらく請求人や岡本の供述からかも知れない。）の伝聞（消防の係の人からの）の伝聞（草山ティイの供述録取書と

いう書面）という関係にあり、実質的には請求人や

岡本の供述に基づくもので、昭和二九年三月一二日当時請求人と岡本が茅ヶ崎消防署前で会い大磯町へ来たと、述べていたことは、既に原一審で取調べられ押収されている請求人の司法警察員に対する昭和二九年三月一三日付供述調書や岡本佐太郎の司法警察員に対する同日付供述調書（昭和二九年領第一一二号の一四、一五）にも現われているところであつて、草山ティイの供述録取書は、証拠資料の内容としては刑事訴訟法四三五条六号にいう「新証拠」といふことはできない。

また、草山ティイの供述が請求人や岡本の供述に基づいていたことを、たとえば両名が平塚の方から来るのを目撃した者の供述に基盤をおくとすれば、

「新証拠」とはいい得ようけれども、原供述者が誰であるか明らかでない証拠であつて、刑事訴訟法四五条六号にいう「明白な証拠」ということはできない。

いずれにしても、請求人が昭和二九年三月一二日当時岡本と茅ヶ崎消防署前で会い、その後大磯町へ来たと述べていたことは、原一審当時から明らかになっていた事実であつて、別段これを肯認してもなお請求人が佐野久子に対する本件犯行の犯人であると認め得ること、原確定判決の説するとおりであつて、右草山ティイの供述録取書は、再審開始事由とな

り得る証拠ではない。

六、芹田孝一作成の外川神社周辺見取図一枚及び同人撮影の外川神社周辺の写真一一葉、農林省茶業試験

場作成の昭和二九年二月及び三月気象表写について請求人には、これまで検討してきたよだな捜査段階における本件犯行を自供する供述の反面に、原一審公判廷等におけるアルバイトを主張する供述がある。掲記証拠はこの請求人のアリバイ主張に関する証拠である。

ところで、原確定判決は、請求人のアリバイがあるとの主張に対し、「一方に、被告人（II請求人）のアリバイに関する供述と、これを裏づけるために提出された各証拠があり、他方に昭和二九年三月七日ないし九日頃、被告人（II請求人）と島田市内まではその近郊であったという松浦武志、小山睦子の各証言とこれを裏づけるために提出された各証拠があるとし、両者を対比し、松浦武志、小山睦子の各証言は高度の信用力があるが、被告人（II請求人）

のアリバイに関する供述は供述内容自体に不自然なものがあり、被告人（II請求人）の供述した日時に結び付くものが乏しく、同年三月七日ないし一〇日頃島田市またはその近郊にいなかつたものと断定しが去るわけにはゆかない。」として請求人のアリバイの主張を排斥している。

しかし、そもそも、これはアリバイの主張である。

本件犯行を請求人の犯行であるとする証拠に対しても請求人の特定の日時における所在地点を明らかにして、時間的、場所的に同人には犯行は不可能であるとし、或は、その見地から同人を犯人と認定することに合理的疑いがある、とする主張である。

(+) 芹田孝一作成の外川神社周辺見取図一枚及び同人撮影の写真一一葉について、

これらの証拠は、結局神奈川県横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町一九六、一九七の外川神社の存在を新たに発見した証拠として、昭和二九年三月一〇日の夜請求人の宿泊した場所が同所であり、これは請求人にアリバイがあることの明らかな証拠である、と主張するものであることは、昭和四四年一二月八日付再審請求理由補充書(+)、弁護人の昭和四五年一月二七日付証拠調請求書によつて十分窺知できるところである。

たしかに、右外川神社の存在は本件再審請求事件にいたるまでまったく審理に現われていないところであり、「新たな発見」ということができるし、右見取図や写真さらには芹田孝一の証人尋問調書や右外川神社やその附近の昭和四五年六月二六日実施の検証調書によつて窺われる外川神社やその周辺の昭和二九年三月一〇日頃の状況は、請求人が從来主張していた横浜市戸塚区平戸町三九二番地所在の「光安寺」よりも、遙かに請求人が原一

審公判において昭和二九年三月一〇日夜寝たと主張していた場所の状況に似ていることは、これを肯定しなければならない。

しかし、そもそも、請求人の主張自体、原一審において、昭和三一年一月一六日付の上申書においては、昭和二九年三月一〇日夜寝た場所について単に、「この夜は横浜駅よりうんと西へ下つたあるお宮にてねる。」とだけしか記載なく、準備手続の結果、昭和三一年五月一日作成した図面にも国道とその国道の横浜の方から見て左手にお宮として入口のある建物のみを記載し、まわりの建物やお宮へ行く道順を忘れましたと記載してあるのに、昭和三一年七月二十五日東京都で行われた検証の後である同年七月三〇日付上申書で漸く弁護人の主張するような比較的に詳細な図面を作成し同年九月一一日の第一回公判で被告人としてこれに添う供述をするようになつたのである。

しかも、当裁判所の請求人本人尋問の際、弁護人の質問に対して請求人は「昭和二九年一月東京の方の布田の日活撮影所の工事現場の渥美組へ渥美さんという人と働きに行って翌朝とび出し、新宿、東京駅を経由して静岡の方へ向つて国道を通つたとき、外川神社附近を通つて、遠くの方に何かこんもりした森があつて、ああ、あの辺にはお宮さんがあるんじゃないかと判断して通つたこと」とする。

1. 時刻表、運賃表
右は、原一審で証拠調べされた平塚駅長の回答書(原記録一三六八丁)と証拠資料の内容と思われる家付近の写真二葉(以上各写)、観測原簿拡大複写(東京、横浜、三島、静岡、各関係分)臨床心理学研究一四巻二号を探り上げ検討することとする。

2. 小鍛治格宛の請求人の手紙写、仙石原観測所答書(原記録一三六八丁)と証拠資料の内容としては同一である。「新証拠」とはいうことができない。

基にして、さらに詳しく述べるようになつたのではない、との疑いすら抱かしめられるのである。しかし、何といっても、再審請求にとって、根本的に致命的なことは、右外川神社で請求人が昭和二九年三月一〇日夜寝たといふ点に関しては、請求人がそのように自己に利益な供述をしているだけで他にこれを疎明する証拠すら全くないといふことである。最大限請求人に利益に評価しても芹田孝一作成の外川神社周辺見取図等、右「新証拠」によって明らかになつた外川神社の発見といふ証拠になり得るというだけで、それが何時であるか、請求人自身が昭和二九年三月一〇日の夜であると主張するだけで、それ以上の手がかりとなるものはないのである。

(-) ここで、弁護人提出の昭和五年一月三〇日付「再審請求理由補充並に意見書」添付の時刻表

次に、風速の点についてみると、仙石原観測所昭和二九年三月月表によると、昭和二九年三月五日風速毎秒二・二メートルというのはいわゆる軽風に属することは常識であり、それ程強い風でない。

なお、原一審で取調べられた横浜測候所長の気象状況回答書によると、右三月五日夜午後一〇時（原記録一三四八・八丁参照）の風速は八・七メートル毎秒であり、これによるならば相当程度の風速のあったことが窺われ、たき火をして「今晚は風が強いから。」と言われた（原記録一九九丁）としてもおかしい風速ではない。

しかし、この程度の風速は同夜に限つたわけではなく、風速からみてたき火を注意されてもおかしくない夜が他にも多数あること。同回答書によつて明らかである。この風速の点からアリバイとしてその日を同年三月五日であると特定できたとするわけにはいかないのである。請求人のアリバイ供述の裏打ちがあつたとまではすることができないのである。

所論はまた、請求人がたき火したという日と気温との間に相関関係があると主張するが、上記観測原簿拡大複写によつて調べても請求人がたき火したと供述していない日の気温もいずれもたき火して暖をとつたところで不思議でない証といふ面では取り上げて加える程のものではないと考える。

以上、気象面からの検討によつても右証拠も請求人の供述する天候状況と調和しないものが散見されこそすれ、アリバイとという面で特に補強する程のものはないと認められる。

3.

ここで、再び前記臨床心理学研究一四卷二号中の「赤堀裁判における精神鑑定書批判」なる論文を検討する。同「論文」において「その人の生活にとって重要な経験はより良く記憶される」「本人にとって強烈な経験は忘れ難い」「その場における必要性が記憶を呼び起す」という記憶学説の基本原則なるものを掲げ、原一審第一〇回公判における請求人の東京にいる間雪が一寸降つたという供述を探り上げた後、「浮浪生活者にとって歩いた道、寝泊りした場所、天候（特に風雨や雪、寒さ、暑さ等）は生死にも関わる重大な関心事であり、それに関する経験は記憶に残りやすい。したがつて判決における三月七日の上野での雪、三月一二日の大磯署の近くでたき火中にボヤを出し、大磯署で取調べられたことは、強い印象を残し回想の必要を呼び起されれば想起されやすい経験であったと思われる。」としている。このうち大磯署の近くでボヤを出し大磯署で取調べられ

気温であることが認められ、弁護人の所論は独自の論といわざるを得ない。

なお、請求人は原一審第一二回公判廷において、昭和二九年三月五日熱海、鴨宮間でひどい雨にあつたと供述しているが、原一審で取調べられた網代測候所長の「気象状況の照会について（回答）」によると同日六時より一八時までは曇、午前中一時小雨あり（八時二二分より八時二九分まで雨、一〇時より一〇時四二分まで雨断続）同日一八時より翌日六時までは曇、早朝より雪と記載されており、また、前記観測原簿拡大複写（三島、横浜関係）によつて同日午後一八時の間に〇・〇ミリ、横浜では一四時から一五時の間に〇・〇ミリあるから、これら資料は請求人の「ひどい雨」という供述に相反することこそあれ、その補強となるものではない。所論は、仙石原側候所の昭和二九年三月月表写及び請求人の小銀治格宛の手紙写で昭和二九年三月一三日の仙石原における天気気温から請求人が同日箱根山中で雪みぞれに会い寒かったことを立証すると主張しており十分これを首肯できると考へるが、三月一三日は本件犯行日以後しかも請求人が大磯警察署で取調べられた以後のことであるから、請求人のアリバイ主張立

たことは証拠上明らかであり、原確定判決も認めているところであるから問題はない。問題は、三月七日に雪に合つたか否かである。原確定判決は「被告人（＝請求人）のような智能の程度の人間が、二年余を経過した昭和三一年九月一日の一〇回公判近くになって、天候という通常ありふれた事象についての記憶をしだいに明確にしたということはただちに首肯し得ないと考へと抵触するものがあり、右論文が記憶学説の基本原則なるものを掲げて論述するところは傾聴させられるものがある。（なお、鑑定人林暉同鈴木喬、作成の鑑定書も、この点は右「論文」の考へと抵触するものを含んでいない。）しかも、原一審第一〇回公判において、弁護人の「家を出てから上野に行くまでの間の天気具合はどうであったか」との問に対し、請求人が一旦「それは覚えておりません。」と答へながら同公判で後に、裁判長の「東京にいる間に降られたことはなかつたか。」という問に対し、「雨に降られたことはないが雪が一寸降つたかも知れません。」と答へているのは、裁判長の質問に對し、わざわざ雪と答へているだけに、注目すべきところである。請求人の心中どこかに、在京中、雪に降られた印象が残つていた証

左であるように思われる。しかし、これをもつて直ちに、右論文のいうよう昭和二九年三月六日及び七日に上野で雪にあつたという事実を述べたとするには飛躍がある。もっとも請求人は原審第一二回公判では「平塚から切符を買って出る時、それから上野についた時、雪が降つており、七日の朝まで雪は降つておりました。積るような雪でなく直ぐ融けてしまいました。」（原記録一三四九丁）と供述している。当裁判所の請求人本人尋問の際の供述も同旨である。

また、昭和五一年一月一一日消印の前記小鍛治格宛の手紙写では「六日昼前頃から曇り、雪が降り出し、雪は七日朝夜明け頃にはやんだ。（六日）午後一時過ぎ、平塚駅から湘南電車に乗り東京で一旦下り省線電車で上野駅で下車、雪はずっと降つておりました。町の中は雪が沢山降り積り銀世界でした。」と記している。また、請求人の供述によれば三月六日に平塚駅から乗車するまでに、朝小田原市酒匂地区内を出てから平塚駅まで歩いているから（昭和五一年一月三〇日付再審請求理由補充並に意見書によると、弁護人は、請求人が朝右小田原市酒匂地区内を出て五時間位でつまり昼頃平塚駅に着き、昼頃（二時頃）平塚を出たと推定している。）その間に午前中に降り出したという雪（原記録

るとは考えられない。これは明らかに請求人の「上野へ着いた時雪であり翌日の朝まで降つた」との供述と合致しない。また、平塚方面についてみても原一審で取調べられた網代測候所長の「気象状況について（回答）」と横浜測候所長作成の「気象状況照会について（回答）」を対比検討するに、網代において右三月六日午前四時五二分から雪あられや雪が午前一一時五〇分まで続いており一方横浜においても午前五時四〇分から同五時五五分まで雪あられが断続し、その後一三時一〇分まで雪となつていて、両地点の間にある小田原、平塚方面でも午前早期からずっと雪あられや雪が続いていたと推認され、請求人のいうよらな平塚市内へ入る少し手前あたりから白いものがぱらぱら降つていて、たという状況とは到底合致しないのである。これらは、三月六日に雪にあつたという請求人の供述がその正しい記憶に基いたものでないことを示している。右「論文」が記憶に関する原則に基づき、請求人の「雪」に関する記憶の重要さを強調すれば強調する程、請求人の「三月六日に小田原を出て平塚駅から上野へ来た。」といふアリバイ主張に対する疑惑を浮き彫りにする結果になるのである。少くとも請求人が三月六日に小田原を出て平塚駅から上野へ来たとし、

一六六八丁 なお、後記参照）に降られた記憶が原一審第一〇回公判當時にいくらかはあって良さそうに思われる。しかるに、右第一〇回公判ではこの点に全くふれた供述がない。請求人は当裁判所の請求人本人尋問において、「平塚市内へ入る少し手前あたりから白いものがぱらぱら降つて来た。」と述べている。もし、請求人が原一審第一〇回公判においていうところが、三月六日乃至七日頃の雪の記憶であり、第一二回公判で述べるとおりの状況であったとすれば、右「論文」でいう記憶の原則よりみても第一〇回公判における雪に関する供述は、もつと違った言い方の供述になりそうに思われる。さらに決定的なことは、前記観測原簿拡大複写（東京関係分）天気概況の表によると、昭和二九年三月六日午後一時から午後八時までは降雪がなく（但し午後七時頃は雨）、請求人が第一〇回公判で述べている上野へ着いた時間である。午後四時過ぎ頃は曇である（記号については原記録一六七九丁、一八六一丁に明らかである。）なお、同観測原簿拡大複写（東京関係分）の降水量の表からみても一五時（一六時とある）は明らかに誤記）から一八時まで降水量はない。気象庁は、千代田区大手町所在であるから当日の上野の天候が右観測原簿の記載と相違している。

(三)

の間ににおける雪の記憶が第一〇回公判における
ような供述になつたという見方ができないわけ
のものでもない。いずれにしても同年三月六日
小田原を出て平塚から電車で上京し、上野に来
て前日雪にあつたという請求人の供述は、他に
裏打ちする証拠がない以上、これをそのまま採
用して直ちにそのとおりであるとすることがで
きない。

以上の次第で原確定判決と理由は必らずしも同
じでないけれども、原一審第一〇回公判におけ
る雪に関する供述を、直ちに、同一二回公判に
おけるそれのように、右三月六日、七日に請求
人が上野へ来て、そこで雪にあつたことを述べ
たものと結びつけるべきではないと考える。か
くして、請求人の上京中の雪に関する記憶もア
リバイを認めるための日時特定の上では無力で
ある。それだけにとどまらず降雪時間と符合し
ない供述であることは請求人のアリバイに関す
る供述全体に疑惑を投げかける結果ともなつて
いるのである。さらに請求人のアリバイに関する
供述を右「論文」を参照しながら検討してみ
ても、上野で映画「濡髪の権八」の看板を見た
記憶があるという点について、たとえ、請求
人が映画好きであったとしても、如何してこの
ような軽い体験に属すると考えられる事実を併
じているともみられるのである。原確定判決も
「仮りに濡髪の権八の映画を見たとしても……
……」という微妙な表現を開いているのである。
請求人の雪以外の天候に関する供述（風雨、寒
さ、暑さ等）からその日時を特定し得るよう
ものないこと等、2で既述のとおりである。
況して、請求人の歩いた道、寝泊りした場所等
に関する供述については、正に、その供述が真
実記憶通り述べられているか、否か、が問題で
あり、右「論文」にも請求人のこの点に関する
供述が真実であるとまでは記載していないので
ある。

このようにみてくると、右「論文」も請求人の
アリバイに関する供述全体としてみると、これ
を補強するというよりも、寧ろ、疑問を投影す
るものとの感が深いのである。

4. 最後に、パンくずをもらったと思われる家付
近の写真二葉の写について、これも「新証拠」
であるとは考えるが所論によつてもこれは請求
人が昭和二九年三月一〇日北品川の右写真の付
近を通つたと主張しているらしいその場所の写
真であるにすぎず、昭和二九年三月一〇日の請
求人が同所にいたのではないと思わしめるも
のは他にないから、採用の限りでない。

の間ににおける雪の記憶が第一〇回公判における
ような供述になつたという見方ができないわけ
のものでもない。いずれにしても同年三月六日
小田原を出て平塚から電車で上京し、上野に来
て前日雪にあつたという請求人の供述は、他に
裏打ちする証拠がない以上、これをそのまま採
用して直ちにそのとおりであるとすることがで
きない。

以上の次第で原確定判決と理由は必らずしも同
じでないけれども、原一審第一〇回公判におけ
る雪に関する供述を、直ちに、同一二回公判に
おけるそれのように、右三月六日、七日に請求
人が上野へ来て、そこで雪にあつたことを述べ
たものと結びつけるべきではないと考える。か
くして、請求人の上京中の雪に関する記憶もア
リバイを認めるための日時特定の上では無力で
ある。それだけにとどまらず降雪時間と符合し
ない供述であることは請求人のアリバイに関す
る供述全体に疑惑を投げかける結果ともなつて
いるのである。さらに請求人のアリバイに関する
供述を右「論文」を参照しながら検討してみ
ても、上野で映画「濡髪の権八」の看板を見た
記憶があるという点について、たとえ、請求
人が映画好きであったとしても、如何してこの
ような軽い体験に属すると考えられる事実を併

優名まで記憶していたか奇異という他はない。
右論文でも「犯行」に比較してではあるが、
「体験の重さからみて比較にならないほど輕
い弱い映画についての記憶」と表現している。
しかも請求人はこれを思い出出した経緯について
「警察で『お前が三月一〇日前後には何所にい
たか』と聞かれて思い出した。向うが質問した
ので、ははあ、高橋貞二の濡れ髪の権八だった
なあ、と思いました。」と供述し（原記録一七
四九丁）、捜査段階で既に思い出していたとし
ている。しかし、それを捜査官に全く述べてい
ない。（原記録一七四四丁）一方、その頃の天
気については裁判所の方から質問があつたので、
だんだんに考えてみて永い間考へていると、少
しづつ頭にでてきました、と供述し（原記録一
七四九、一七五〇丁）原審第一〇回公判で思
出したように記憶している。

上野でその日屑拾いしたことまで記憶していく
(原記録一一二一丁)より記憶されていてよい
筈の雪に降られた記憶の方が曖昧であつて体験
の軽い筈の映画の看板の方をより記憶していた
というのは、右「論文」の思考方法よりみると
おかしなことであつて、これらの点に関する請
求人の供述が果して真実記憶に基づくものであ
るか、否か、右「論文」は寧ろこれに疑問を投
げることは明らかである。

この点は確かに所論もいうように、松浦武志が請求
人と会ったのが、昭和二九年三月七日とすると、同
人の証言する天候状況と合致しない。

即ち、同人は原審で証人として「その日七時半頃起
きたが、その時は百姓ができなくらいかなり降っ
ていた。一時頃雨も大分小降りになつたので初倉
しかし、右気象表の記載も右昭和二九年三月七日午
前零時から午前九時までの間に降雨がなかつたとす
るものではない。原一審で取調べられた昭和三二年
五月一六日付御前崎測候所長作成の「気象の照会に
ついての回答」と題する書面と、同じく昭和三
二年五月一四日付静岡測候所長作成の「気象状

況調査についての回答」並びに、弁護人が昭和五年一月三〇日付提出した「再審請求理由補充並びに意見書」添付の観測原簿の拡大複写書面（静岡関係）昭和二九年三月の降水量の表を比較検討すると静岡と御前崎の降雨状況が雷雨やしゅう雨のようないところを除いて、概ね似通つてることに気づくのである。すると、御前崎町と静岡市の中間にある金谷町所在の農林省茶業試験場においても昭和二九年三月七日前零時から九時までの間の降雨を肯定した方が自然な読み方であると思われる。兎も角、右気象表も右三月七日には始め雨で後に曇になつたと読めるわけで、とすると、証人松浦武志の「同人が請求人に会つた日の天候は始め雨で、後に小降りになり傘もいらない程になつた」という大略天候状況に関する供述とは符合していることになるのである。

してみると、掲記の農林省茶業試験場の気象表も、松浦武志が請求人に会つたのが昭和二九年三月七日頃ではない、と認定できる程の証拠ではない。ただ、それでも、右気象表は少くとも午前九時には雨が上つていたとの記載であるから、松浦武志証言の「一時頃雨もだいぶ小降りになり、一時頃にはそんなに降つてはいなかつた。」との供述と時間的に若干ズレのあることは肯定しなければならない。

しかるに何故に当再審請求手続に至つてこのような申立をするのか明らかでない。
「新たな証拠の発見」としての申立ならば、その点明確にして申立てるべきであろう。なお、桜井弘昭を証人として取調べることによつて所論主張するような供述が得られ、かりにその結果原一審における松浦武志の証言が措信できないということになると、さらにはそもそも松浦武志の証言がなくても、なお、請求人のアリバイ主張は採用し難いこと次に記すとおりである桜井弘昭は、証人として調べるまでもなく「明白な証拠」とはいい難い事実の取調べとして同人の証人尋問もしなかつた所以である。

以上請求人のアリバイの主張を裏づける証拠として本再審請求事件に提出された証拠、また同様原一審における松浦武志の証言の信憑力を否定する証拠として提出された証拠を検討してきた。そして「外川神社」の発見も特定の日時に請求人がそこにいたという点を明らかにしないし、天候面からも請求人のアリバイに関する供述を裏打ちせず、寧ろ、これと調和しないものが散見されることも分つた。昭和二九年三月六日小田原市酒匂地区内から平塚駅へ卒て上京し、上野へ来て当日雪にあつたといふ請求人の供述も、弁護人より本再審請求事件に提出された証拠等によつて却つて措信し難くなつたこと上記のとおりであり、三月六日を上京した日時として請求人の

この時間的ズレは、或は、測候所とは違つて一日一回しか天気を観測しない茶業試験場側に問題があつたのではないかと思われ、（前記資料によると、御前崎、静岡とも午前一時ころ雨が上つたことになっている）その理由は定かでないけれども、前記のように大略の降雨状況を否定する程のものではないので、右気象表の存在、さらにはこれを説明する築瀬証人の証言も、松浦武志が請求人に合つて自転車に乗せてやつたのが昭和二九年三月七日であるとする原確定判決の見方を動搖せしめてきているとは言い得ると思われる。

さらに、弁護人は、昭和五一年七月二九日付書面をもつて事実の取調べとして、「松浦武志が昭和二九年三月旨頃桜井方を訪問し、面会した事実のないことを立証趣旨として証人桜井弘昭の取調べを求めた」事実が語られているのである。桜井弘昭を証人として取調べる意味は當時から明らかであったのは正に昭和二九年三月七日頃松浦武志が桜井弘昭に会つた事実が語られているのである。桜井弘昭を証人として取調べる意味は當時から明らかであったのである。証人松浦武志の証言の信憑力を問うためならば、原判決の確定するまでの間に、弁護人らの訴訟準備活動として桜井弘昭に面接するなりしてこの点を確め得た筈である。証人申請もできた筈である。

行動日時算定の基準とするわけにはいかなくなつた。請求人が目撃したという「濡髪の権八」という映画の看板についても果して請求人がこれを目撃していくて記憶していたのか、否かについて大いに疑問のあることは既に検討したとおりであるが、仮にこれを請求人が目撃したとしても、これが上映されていたのが、昭和二九年三月三日から同月一五日までの間であるから、この間の何時の時点であるかも認定できず請求人のアリバイ主張という意味で日時特定の基準にすることはできない。上野宝塚映画劇場の建築工事進捗の状況からみても、請求人が本件犯行の犯人にはなり得ない。或は、これに合理的疑いを抱かしめる意味で請求人が上野にいたとする日時を認めることもできない。

日時の特定として残るところは、請求人が昭和二九年三月三日島田市の家を出て由比駅から荷物を送り返したといふこと以外は、同月一二日夜大磯警察署で取調べられているという日時のみである。しかし、この三月三日に家を出て由比駅へ行つたことは、もち論のこと、三月一二日に大磯警察署で取調べられ、その後に西に向つたという事実も、原確定判決がいうように犯行直後遠隔の地に逃走することもあり得るという犯人の心理や、徒歩のみで行動するわけではない。請求人の浮浪生活中の行動に照し、請求人の本件犯行に対するアリバイとすることはできない。

以上のように請求人のアリバイ主張には昭和二九年三月

三日、島田市を出て由比駅へ志って以来、同月一二日大磯警察署で取調べられるまでの間、日時的、場所的に特定して直接請求人の所在を裏付けるものはないのであるが、最後に請求人のアリバイ主張その自体を全体として考察することとする。原確定判決は幾つかの理由をあげてこれを措信できないとしている。そのうち、道順（三島—熱海—小田原）が徒步で東京へ行くための道順といえぬ、という点は、現にそうした道路もあるのであるから、敢えてこれを取り上げるまではしないこととする。しかし、この点を除いても、各日の行程に非常な差のあること、特に三月五日の約六一・九キロメートルの行程は物貰いしながらの行程として（原記録一一八丁）到底考えられないこと、その他既に、検討した天候面からこれを裏打ちするものがなく、寧ろ、これと調和しないものが散見されること、特に昭和二九年三月六日の天候について供述するところが気象記録に記されているところと符合しないこと、請求人の記憶の仕方が映画の看板のことを良く記憶していく却って雪の記憶が曖昧であったこと等、不自然な点が多く、それ以降三月三日から三月一三日までの間請求人の供述以外にその所在を裏打ちする証拠がないことも合わせ考えると、請求人を佐野久子に対する本件犯行の犯人であるとする前記「本件有罪証拠」に対比して、請求人のアリバイに関する主張を裏付けるものとして本

再審請求事件に提出されたものは論外として、その余の証拠を「旧証拠」と総合してみてもアリバイの主張それ自体において「本件犯行」を請求人の犯行と認定するのに合理的疑いをいれる余地のある主張であるとは解されない。さらに、右請求人のアリバイ主張を積極的に否定する証拠をみると、原確定判決が掲げる松浦武志の証言とこれを裏づけるために提出された証拠については、「新証拠」である農林省茶業試験場作成の昭和二九年二月及び三月気象表によつて動搖してきたこと、さらに桜井弘昭の証言調べを未知数のまま残したこと、前記のとおりである。しかし松浦武志の証拠の信憑力が動搖し、同人が請求人と会つたのが昭和二九年三月七日であると認められなくなつたところで、昭和二九年三月九日島田市近郊で請求人に会つたという原一審における証人小山睦子の供述及びこれを裏づけるために提出された証拠は厳然として存在し、証拠上、これに關する原一審の心証を変えるべき特段の事情は見当らない。その他にも同日ごろ、請求人を見かけたという原一審における弼川義昭の供述及び同人の検察官に対する供述調書もあるのである。それにそもそも前記「本件有罪証拠」そのものがあり、これこそ正に請求人が犯時犯行地に所在していたことを強力に主張している証拠である。

このようにみてくると、「新証拠」によつてたとえ松浦武志の証言の信憑力が動搖し、同人が請求人と会つたのが昭和二九年三月七日であると認められなくなつたところ

ろで、なお、請求人のアリバイ主張を肯認するに由がなく、上記に検討した当再審請求事件に提出されたアリバイ関係の証拠（ただし「新証拠」でないとされたものを除く）によつても、佐野久子に対する本件犯行の犯人は請求人である、という原確定判決の認定には変更をきたさないのである。これまた、「新証拠」でないとされないので、請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」であるとはいふことはいえないものばかりである。

なお、弁護人は、請求人の昭和二九年五月二十四日から同月二七日の間に作成された司法警察職員に対する供述調書原一審における相田警部の証言に出てゐる本件犯罪の捜査経過を記録した捜査日誌、上野署などに対する照会文書の提出命令を求めてゐる。

請求人が取調べを受けた当初東京方面に行つていたアリバイを述べていたことは、これまで取調べられた「旧証拠」によつて十分認められるが取調べの当初そのようなアリバイを請求人が供述していてもなお、本件再審請求事件においてアリバイ関係の再審理由についての判断は前記のとおりであることに變りないので、右各供述調書に對する提出命令を発しなかつた。また、本件に対す
る本件再審請求事件の審理に、所要の捜査経過については、原一審における証人相田兵市の供述等によって明らかであり、請求人のアリバイ主張の根底は、上野で浮浪生活の特性に鑑み、上野署に對する照会の有無、照会の結果を本件再審請求事件の審理上明らかにする必要

も認められないで、この点の提出命令も発しなかつた。

以上に、本件再審請求事件に弁護人より提出された証拠を個々的に検討してきたが、これら弁護人より提出された証拠のうち、「新証拠」でないと判断された証拠を除くその余の証拠すべてを合わせて、「旧証拠」と総合し、疑わしきは被告人の利益にこの原則をふまえて検討しても、佐野久子に対する本件犯行の犯人は請求人であるといふ点に、合理的疑いはないと認められる。

第四（一）以上によつて、本再審請求事件に弁護人より提出された証拠にもかかわらず、佐野久子に対する本件犯行の犯人が請求人であると認定すべき点に変動のないことが明らかになつた。弁護人より提出された証拠は、「新証拠」でないとされないので請求人に無罪を言渡すべき「明白な証拠」ではない。しかし同時に「新鑑定」によつて、請求人の捜査段階における犯行順序に關する供述には疑わしい点があり、始事由となるか、否かを次に問わねばならない。

その他犯行内容に關する供述についても、十分吟味すべきであることも明らかになつた。それでは「新鑑定」によつて明らかになつたこのことは、再審開

（二）請求人の捜査段階における供述調書中犯行状況を詳細具体的に述べているのは、請求人の司法警察員に対する昭和二九年五月三一日付供述調書と検察官

に対する昭和二九年六月一三日付供述調書である。

請求人は、右司法警察員に対する供述調書において
「私は……その子を……仰向けに倒しました。すると
と女の子はびっくりして泣きべそをかきましたので
まずいなあと思いましたがどうにもたまらなくなり
子供のズロースを下から手を入れて下に引下げまし
た。子供は『おうちへ行きたい、かあちゃん』と言
つて泣き出しました。私は自分のズボンを下げ、右
足はズボンから抜いてその子の上になり、女の子の
ズロースを片足抜いて股を開かせ、余り騒ぐので左
手で子供の口を押えながら、自分の大きくなつた陰
部を女の子のおまんこにあて右手で持つて押しあて脇、
腰を使つてグッと差し入れました。半分位入つたと
思ひます。女の子はもがきながら『痛いおかあち
やん』と力一杯泣くので左手では抑え切れなくなり、
私は構わず腰を使いましたが、余り暴れるので思う
様に出来ず、私はやつきりしておまんこをやめて、
足の処にあつた握り拳一つ半位の岩石の先のとがつ
たのを拾い、腹立ちまぎれに女の子の左胸辺を二、
三回力一杯尖つた方で殴つて仕舞いました。

子供は、私が腹立ちの余り、石で二、三回殴ると相
当ひどかったと見え泣くのが止まりフーフーと息を
し乍ら目をつむりうなつていきました。私は気持が悪
くなり『いっそ殺して仕舞へ』と思い両手を女の子
の首にあて力一杯押えつけました。そして四、五分

して手を離すともうぐつたりしていました……」
と供述している。

検察官に対する右六月一三日付供述調書も右を拾つ
た状況等が、より詳細になつてゐる他、右と同旨の
供述をしている。記録中の請求人の捜査段階における
供述調書中には、犯行について、これ以上に出る
供述が記載されたものは他にない。

請求人が、佐野久子に対する本件犯行の犯人と認め
られる事と前記のとおりであり、さらに、佐野久子
が扼頸されて死亡していたことも、第二、(2)(A)
のとおり認定できる、とすると、これに符合する請
求人の「両手を女の子（佐野久子のこと）の首にあ
て力一杯押えつけた」という供述が信憑力の極めて
高いこというまでもない。

また、本件「石」発見の経緯状況や右同女の左胸部
損傷の状況、さらには提出された「新鑑定」によつて
も右「石」で佐野久子の左胸部を殴打した事を否
定できないこと。第三、二、(1) (2)で検討したとお
りであることよりみて、これに符合する請求人の
「右「石」で女の子の左胸辺を殴つた」という供述
も信憑できないとすることはできない。ただし、そ
れは、第三、二、(1) (3)に見たとおり扼頸以後であ
るのではないかという合理的な疑いがある。また、第三、
二、(1) (1)で検討したとおり、姦淫したという点に
ついては、弁護人より提出された「新証拠」や第二、

(2) (A)の証拠からは直接に判定できるものはない。

右証拠だけからでは、陰茎以外の鈍器を陰部に
そう入されただけであったかも分らないが、陰
茎をそう入され姦淫された可能性を否定できな
いし、むしろその可能性の方が大であると考え
られる。しかし、快林寺よりわざわざ一面識も
ない幼女佐野久子を連れ出し、（それが請求人
であることは、佐野久子に対する犯人が請求人
であると認められること前記のとおりであるうえ
に第二、(2)(C) (E)の証拠を総合して十分認め
ることができる。）遠方の人気のない山中へ連行
していること、請求人が當時満二四才で同人に性体
験のあること、第二、(2)(A)の証拠で認められる佐
野久子の陰部の状況よりみて、請求人が右各供述調
書において述べているとおり当初より同女を姦淫し
ようとした、快林寺境内より同女を連れ出し、犯行
地まで連行したことは、疑いないところというべき
である。すると、佐野久子の死体の陰部の状況よ
りみて、他に特段の事情の認められない以上やはり
請求人が、同女の陰部に陰茎を半分程そう入したと
いう請求人の前記捜査官に対する各供述調書におけ
る供述は、措信できるものと考へる。ただ「新鑑定」
ではないか、という合理的な疑いがある。かくして、請
求人の捜査段階における供述を十分吟味し、弁護人

より本再審請求事件に提出された証拠（ただし、「
新証拠」でないとされたものを除く）及び「旧証拠」
を総合して検討してみても、原確定判決が認定した
「請求人が佐野久子を姦淫しようと考へ犯行地へ連
行した事実」「請求人が同女の頸部を強く絞めつけ
右扼頸により同女を窒息死させた事実」「請求人が
同女の陰部に自己の陰茎をそう入させた事実」及び
「請求人が本件「石」を右手を持って同女の胸部を
数回強打した事実」以上の各事実それ自身について
は、いずれも合理的な疑いがでてきているわけではな
いのである。ただ「新鑑定」によつてその犯行の順
序は、所論もいうとおり、同女を犯行地へ連行した
うえで、先づ同女の頸部を両手で強く締めつけ、そ
の後に同女の陰部に自己の陰茎をそう入したり、本
件「石」で同女の胸部を数回強打したりした、とい
う順序でないか、しかも、陰茎の陰部をう入は死戦
期以後でないか、という合理的な疑いがでてきたとい
うべきである。この点原判決の事実認定は、犯行の
順序について、客観的事実と符合しない点があるの
ではないかと考へる。

全く無関係であった當時六才三ヶ月の同女を勝手に快林寺から連れ出し、人気のない犯行地の山林内に連行し、そのあげく同女を姦淫していることよりも同女を快林寺から連れ出した当初より請求人に姦淫の意思のあったことも証拠上十分認められるところであり疑いがない。してみると自ら佐野久子を扼頸して窒息死せしめた請求人は、先ず、殺人罪の刑責を免れ難いこと原確定判決と同様である。

次に、請求人が同女を姦淫したのが死戦期以後と見るべきこと既に記したとおりである。しかし、そもそも、請求人は当初から姦淫の意図で同女を連れ出し扼頸した上、自己の陰茎を同女の陰部にそう入しているのである。本件犯行は全体として、姦淫の意図で貫かれており、扼頸もまた、姦淫の手段としてしたものと通常認めるべき状況にある。

特に、相手が抵抗力のない幼女であり、特段の事情も他に見当らないから、なおさらである。すると原確定判決の事実認定と異つて、扼頸の方が先で、陰茎の同女の陰部へのそう入が死戦期中であれば、刑法一八一条（一七七条）として、同女の死亡後であれば同法一八一条（一七九条、一七七条）として、いずれにしても強姦致死罪の刑責を負うべきことになる。その法定刑は、無期又は三年以上の懲役であつて、原確定判決の強姦致傷罪と異らない。もつとも原確定判決は強姦致傷罪と殺人罪の両者は刑法四

第五

四五条前段の併合罪であるとしているところ、前記のように殺人罪と強姦致死罪ということになると、刑法五四条一項前段の觀念的競合という関係になると解される。しかし、この罪数関係の変更は別に原確定判決の認めた罪より軽い罪を認めるべき場合に当るということになるのではない。所詮、請求人に對し、無罪を言い渡したり、原確定判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな場合である、とはいえないものである。

付言するに、検察官は昭和五二年三月四日付意見陳述書（補充）と題する書面を提出してきた、しかしながら、当裁判所は、昭和五一年一〇月二一日「本件に関する事実の取調べをすべて終える」旨決定、告知するとともに、同日付で昭和五一年一一月三〇日までに意見を出すよう求意見し、検察官より昭和五一年一月二十五日に意見提出期限を同年一二月一〇日まで延期されるよう求めてきたので、その希望通りこれを許可し、同年一二月一〇日付で検察

静岡地方裁判所刑事第一部

裁判長 裁判官 伊 東 正七郎

裁判官 人 見 泰 碩

裁判官 渡 辺 壮

右は謄本である。

昭和五二年三月一一日

同 庁
裁判所書記官 曾 我 克 之

昭和五二年三月一一日

□反革命差別者集団・日共一国民救援会

「重要段階をむかえた島田事件の再審運動を正しく発展させるために」

パンフ
パンフ

一、島田事件、再審請求運動をめぐる情勢

無実を訴えつづけて二十年、赤堀政夫君救援の運動は、いま、もっとも重要な局面をむかえています。

御存知のように、この事件には、物的証拠がほとんどないのが大きな特徴です。赤堀君を有罪とした判決は拷問によって作られたウソの自白調書と、自白にもとづいて発見されたとされている「石」および被害者の死体についての古畑鑑定によつて支えられております。これ以外には若干の状況証拠があるだけです。

他方、赤堀君の無実をうかがわせる証拠は、第一審いらに数多く明示されましたが、裁判官の独断的な推測や、断定によつてしりぞけられたり、あるいはねじまげられてしまつたのが実情です。

ところが、第三次（第四次の誤り…引用者）再審請求の過程で前記の死刑判決を支える三つの証拠の真実性が大きくくずれてきたのです。

その第一は、彼が第一審以来主張しつづけてきたごとく、事件発生の昭和二十九年三月十日、彼が、まさしく横浜に

かぎり、事実調べを終り、裁判所の決定に入ると、文字通り最終段階に至ったと言えます。即ち、再審開始決定をうるか、あるいは棄却されるかは、いつにかかって今後の運動の正しい発展のいかんにあるのです。しかも、今までの到達点を冷静に見るならば、確実に再審開始決定をくちとれる、と判断することはできません。

それは次の理由によるからです。

我が国の再審制度は、戦前の刑訴法のそれがそのまま現行刑訴法に引き移されたもので、現行憲法の規定する人権尊重の精神は、いささかも盛り込まれていないこととあいまって、裁判所自身も『確定判決を改めることは、裁判の尊厳を失せじめるもの』という考えに強く支配されているからです。このため、「疑わしきは被告人の利益のために」という裁判の原則は再審制度に適用されず、「無実を証明する明らかな証拠を新たに発見した場合」という再審条項の解釈適用に、きわめてきびしいワクをはめており、現状においては、白鳥事件の再審請求に対する札幌高裁の棄却決定が示すように、「一〇〇%の無実を証明していい」としてしりぞけてくる危険が大きいのです。

私たち、このような決定が下されないよう、裁判所が眞実に忠実であつて慎重・公正な審理をおこなうように働きかけを強めることが重要です。

けれども、事実取調べの進行状況に比較して眞実を訴え、広範な国民の与論を結集する運動が大きく立ちおくれています。くわえて、この運動の過程で憂慮すべき動きが発生

いたことを示す”外川神社”が檜山さんらの努力によって発見されたことです。裁判官が合理的にものごとを考えるならば、三月十日、彼が久子ちゃんを殺害し、その日のうちに横浜に高飛びし、“外川神社”に泊った、などと断定することは絶対にできません。

第二は、北条名誉教授をはじめ、太田教授、上田教授らの研究の結果、被害者の死体に関する第一審の古畑鑑定が法医学的に重大な誤りをおかしていたことが示された事実です。太田教授らの鑑定は、古畑鑑定同様に被害者の死因は頸部ヤク殺であるとしていますが、胸部以下の傷は古畑鑑定と一八〇度相違し、赤堀自白のいう『強姦↓石で胸を強打↓絞殺』という犯行のすじ書きとは合致しないことを科学的に証明したものと言えます。“兎器”と認定されている石もまた、胸部の傷の成傷“兎器”ではないと鑑定されたのですから、赤堀自白は真実のものでなく、まさに彼が訴えつづけているとおり、捜査当局の拷問によって作られたウソの自白調書であることが、いつそう明白にされたものといえます。

以上のことから、死刑判決を構成する三本の基本的な柱は、ことごとく崩れ去つたといつても過言ではありません。裁判所は、十一月十九日、上田教授の証人尋問につゞいて、同月二十日には、再審請求事件には異例ともいえる本人尋問をおこない、十二月十八・十九日には弁護人の最終的な意見陳述をおこなうことを決定しています。

島田事件再審請求の審理は、新しい証拠が発見されない

していることに注目しないわけにはゆきません。

それは、島田事件を「精神障害者への差別裁判」と一面化し、さらには「赤堀奪還」「赤堀裁判を刑法改悪阻止の先頭に」「完全無罪要求」などという性急な誤った方針が持ち込まれていることです。赤堀君は、現在「死刑確定囚」として、いつ死刑が執行されるかわからない、文字通り剣ヶ峰に立たされているのです。万が一にも誤った運動の結果、彼の生命を奪われるような事態となつた場合、その責任は誰が負うことができるでしょう。

救援運動は、これを政治闘争と結びつけたり、他の政治目的に利用したり、ましてや犠牲者の「奪還」をさけんだけりすることによっては、絶対に発展するものではなく、勝利を獲得することもできません。犠牲者の救援・救出とう、その目的を達成するための事業は、誤った裁判を事実と道理にもとづいて明らかにしてゆくこと「以外にはない」です。眞実を科学的に論証し、誤った裁判に対する道理ある国民の批判の声を盛り上げること、そして、その与論を正しく裁判所に結集すること、このことこそが救援運動の唯一の道なのです。しかもこの方法は、我が国の中勢力と国民が、松川事件や八海事件をはじめ、数多くの弾圧やえん罪事件の裁判闘争の中で確立し定式化し発展させてきた正しい方向なのです。

ましてや、死刑確定囚の再審運動の場合は、公判中の事件の救援運動以上にこの方針にもとづいて、慎重に進めてゆかなければなりません。なぜならば、犠牲者は、再審開

始に困難を作り出している国家権力の暴力装置の中に拘束されていること、しかも生殺与奪の一切の権限をもった極限のところにおかれているからです。私たちは十二年前の九月十四日、無実の罪で死刑判決を受けた熊本県の藤本松夫氏が、第一次再審が棄却され、第三次再審請求中に突如として再審棄却と殆んど同時に死刑執行された痛苦な事実を片時も忘れることができないのでした。しかも今日、国民の圧倒的多数は、島田事件の真実はいうにおよばず再審請求が出されていることすらも知られていないのです。こうした状況のもとで、「完全無罪」の要求はどうほど国民の心を促えることができるでしょうか。

再審開始をめざす運動は、今日のかずかずの裁判闘争の中で、もっとも困難な運動です。この困難をどうしたら打開し、勝利の展望を切り開いてゆくことができるか、島田事件をはじめ、すべての再審事件にたずさわる人々すなわち弁護人・科学者・文化人・ジャーナリスト・救援活動家が、暗夜の手さぐりのような努力をつみ重ねてきた結果、今日まで発展させてきました。

その原動力は、「疑わしきは被告人の利益のために」という裁判の大原則を再審事件にも正しく適用させ「もう一度、裁判をやりなおす」決定を求めて、ひたむきに真実を探求してきた情熱と、無実の者を救う強い正義感とヒューマニズムの精神であったのです。

かつて、松川事件をはじめ、青梅事件・八海事件の犠牲者のために筆を執ってくれた広津和郎先生が「救援運動の

情熱は爆発的ではなく、持続的に燃焼させなければならぬ。」と語った言葉を、もう一度この運動に生かして、一步一歩、開かずの門とたとえられている再審の門を開かせるために進んでゆきましょう。

第一は、島田事件の真実を、私たちが正確につかみ、正確に訴えることです。とりわけこの事件では、

① 捜査段階での不法行為、すなわち、二俣・幸浦事件等で拷問を加え、或るいは証拠を偽造して無実の者を犯人にデッチ上げた県警本部（当時の国警）捜査一課の紅林・稻葉らの警察官が、島田事件の捜査に加わり、赤堀君のウソの自白を作ることに関係していた事実。

② 古畑鑑定が提出される前後の裁判の経緯と、同鑑定をもつ尾後貫裁判長や一審裁判官が、どのようにして証拠の採用を誤ったか。

③ 青梅事件で無実の者に有罪判決を下した誤判の前歴をもつ尾後貫裁判長や一審裁判官が、どのようにして証拠の採用を誤ったか。

④ 最高裁が「状況証拠がそろっている」として死刑を確定した、その「情況証拠」とはどんなものか。

等々について、赤堀自白の矛盾、アリバイ問題などとともに研究しましょう。このようにして第一審以来、最高裁判決までの裁判全体を通じて、そのどこに誤りがあるかを具体的に正確に捉えることです。その上に立って、第三次再審請求の段階で明らかにされた事実を正確に理解し、誤

た裁判を批判し、再審の与論をもりあげてゆきましょう。このことが裁判闘争における真実をつかむということです。こうして明らかにされた真実こそが、人々の心に響き、人々の正義感や同情などにもとづく支援を正しく引き出す原動力となるのです。

第二は、弁護団の活動と密着した正しい運動を進めることです。

大衆的裁判闘争とは、法廷内における弁護団の活動と法廷外での正しい裁判を求める私たちの運動が、表裏一体となつたものでなければなりません。弁護団の方針と私たちの方針に相違があってはならないのです。なぜならば、裁判所を動かして真実に目をむかせる弁護団の活動と、真実を理解した国民の与論を裁判所に結集してゆく運動は、そもそも法廷の中で明らかにされた真実に立脚したものであって、これ以外の推測や独断が介在しても何ら説得力をもたないからです。

私たちは、一審以来今日まで二〇年間、文字通り精魂を傾けてきた鈴木先生をはじめ、島田事件弁護団が、全く自己犠牲的に真実を追及して来た正しい弁護活動を、大衆的運動によってもっと強力に支えなければなりません。また、この活動の中から明らかにされた事件の真実をよく深く学ばなければなりません。必要に応じて弁護団を囲んで学習会や研究会をもち、何を国民の中に訴えてゆくかを、つねに豊富にかつ鮮明にさせてゆきましょう。

第三は、赤堀君を救うために、思想・信条の別をのり越

えて協力できるすべての人々の力を結集するよう努めることです。真実を道理にもとづいて誠実に訴えつゝけるならば、現在は一%の協力しかえられなかつたとしても、将来は一〇%し一〇〇%の支援へと高まる条件と可能性はどこにも存在しています。しかし、その反対に我々が一方的に我々の主觀や主張を押しつけるようなことになるならば、一〇〇%の協力の可能性さえ失わないと限りません。いまこそ私たちは、協力しうるすべての人々の支援・協力を受ける観点をしっかりと確立し、真実を拡めてゆかなければなりません。

そのためには、この運動の中にイデオロギー上の対立や思想的課題を持ち込むことを厳重につつしんみ「無実の赤堀を救おう」という一点で力をあわせてゆくように心がけましょう。

三、再審開始にむけて具体的な活動

(一) 事件の真実を学習し広めましょう
島田事件の今日の情勢は、いそいで事件の真実と裁判所の審理の現状とを広範な人々の中に広めることを要請しています。そのため、パンフレット「島田事件の真実」を積極的に普及しましょう。あわせて、裁判記録第一集(一)、二、三審の判決文及び一審弁論・控訴趣意書、上告趣意書、その他の資料で事件の内容を学習し、誰でも、どこでも訴えられるようにしましょう。

(二) 各地に「赤堀君を守る会」を作り、
会員を拡大しましょう

赤堀君の救援運動を積極的かつ系統的に推進してゆくためには、このための独自の組織である「赤堀君を守る会」を拡大・強化しなければなりません。どんな人にもよりどのみせず、守る会への参加を訴えましょう。そして、一人、一人の会員が知恵と力を出しあって職場や地域などで自分の周辺の環境に見合ったかたちで創意ある活動を開展しましょう。

(三) 労組・民主団体・個人に訴えて

裁判所に対して、国民の声を正しく反映するには、署名運動が不可欠です。現在、静岡県評、静岡県教組、同高教組、全国金属静岡地方本部、島田地区労などはじめとして、紙パ労連、全障連、東京都障教組、その他の団体が赤堀君救援のために力を寄せております。赤堀君救援の運動は極めて人道的なものであり、裁判所に対する要求もまた「疑わしきは、裁判のやりなおしを」というまことに当然のものです。ですから、事件の内容が理解されるならば、さらに広範な労組、その他の団体の援助・協力が得られるに違いありません。パンフを普及し、裁判所に対する「慎重な審理をおこない再審開始決定を」という大衆署名や団体署名を呼びかけてゆきましょう。

(四) 弁護団の活動費、

救援運動資金カンパをおこしましょう

□ 保安処分推進派「精医研」の主張

△刑法「改正」草案における保安処分条項▽

五万の監獄以外に、二十七万の「精神病院」と呼ばれる収容所が存在する。日本犯罪学会のボス、植松正（一橋大名誉教授）の「二十四万の精神病者が収容されているからこそ、今の犯罪率でおさえられているのだ」という発言を想起するまでもなく、かかる一大収容所の存在は、精神障害者に対する刑事政策、そして保安処分新設の動向を大きく規定してきた。

一九七四年に発表された「改正刑法草案」は、「精神衛生法及び麻薬取締法による措置入院の制度は、本人の治療という面に主眼を置いた制度であって、危険な精神障害者あるいは中毒者に対する措置としては十分なものでなく」と、精神衛生法等措置入院制度を前提として、その不十分性を総括して保安処分新設を提起している。

この「改正刑法草案」における保安処分条項を、一九五六年より開始された戦後刑法改正作業の流れの中で抱えるなら、その特徴として保安処分対象者の治療という視点が大幅に後退し、むしろ市民社会からの隔離、収容という立

島田事件の弁護団は、今日まで弁護費用を自分で文字通り献身的に事件を調査し研究し、裁判に当つてきました。今後、公判記録の作成や署名用紙、ビラ、ニュース、その他の資料の出版、赤堀君の救援費など莫大な資金を要します。

場への一層の傾斜を示している。七十一年に発表された「保安施設に関する構想（案）」では保安施設の三分の一は「保護室」とし、他に「重症室」も数室必要としている。一方、法制審議会は、現行の「治療」に何がしかの幻想を有し、いわゆる「治療優先の保安処分」を打ち出した中間主義的保安処分推進論者の期待をあっさりと裏切り、幾ら偽瞞的とはいへ「治療」的回路を経由した社会防衛的処置としての保安処分を否決した。

更に、太平洋戦争をさかのぼり、一九二一年に開始された戦前の刑法改正作業との連續性の中で把えるなら、「改正刑法準備草案」（一九六一年）と同様、保安処分の種類として戦前の「改正」作業では常にあげられていた労作処分が予防処分と共に省かれていることである。予防処分についても、常習累犯に対する相対的不定期刑の制度で代用するとしてつとも、労作処分一浮浪や労働嫌忌のために常習的に小犯罪をくりかえす者に対する労働改善処分ーに替わるべきもの」と書かれているだけである。

ところで、精神科の側からみた保安処分批判の論点は、①「精神の障害」とりわけ「精神病質概念」をめぐる批判であり、②「再犯の予測」の困難性であり ③「不定期刑」に対する批判にとどまり歴史的な流れの中で保安処分をばえ、批判することに乏しかつたのではないか。何よりも保安処分とは、刑罰・監獄の不十分性を補うと共に精神衛生法・精神病院の不十分性をも補うという刑事政策的要

請をもあわせ持つてゐるからである。

(中略)

△戦前・戦後の刑法改正作業と

精神医療の集団監置人の展開▽

戦前の私宅監置中心の精神医療では、精神障害者に対する刑事政策としては、私宅監置に重要な役割を委ねざるを得ないにもかかわらず、前にも述べた如く、保安機能の不安定さの故に、その解決策として精神病院と保安施設の二本柱を構想せざるを得なかつた。一方、精神科ベッド数が「改正刑法仮案」(一九四〇年)当時でも二万二千ベッドにしかすぎず、精神病院と保安処分施設との役割分担が不鮮明な中では、「改正刑法仮案」において監護処分、矯正処分以外に、保安処分の種類として、労作処分、予防処分を必要としたことは了解可能である。

戦後の精神障害者に対する刑事政策の重点は、私宅監置制度の総括を踏まえて、より頑強な収容施設として精神病院Ⅱ集団監置が位置づけられた。

「改正刑法準備草案」の発表された一九六一年とは、精神科ベッド数が一〇万ベッドであり、毎年二万ベッドずつ精神科病床数が急増するベッド乱造の時期であり、精神医療の治安的再編が開始された時期でもあった。六〇年代における刑事政策の重点は、措置入院制度の活用により、「自傷他害のおそれあるもの」を精神病院へ、精神病院へと

送り込むことを通して、「社会不安の積極的除去」を因るところにあった。そこでは未だ収容施設としての精神病院の矛盾も顕在化していなかつたが故に、「改正刑法準備草案」で提出されていた保安処分の内容について、「治療」的回路を経由した保安処分新設の可能性を残していた。

だが、二度にわたる精神病院と保安施設の役割分担の方向性を明確なものとした。警察依存の措置入院体制の確立は、ようやくにして収容施設としての精神病院の内在的矛盾をつくり出すことになった。「改正刑法草案」(一九六一年)の當時未だ不鮮明であった治療的立場と保安的立場との分岐を鮮明にした。そして「治療」という回路を経由した社会防衛的処置としての保安処分は、むしろ措置入院に委ねられ、保安処分条項は、措置入院の不十分性を補うことに重点を移した。

労作処分の対象者である「浮浪者」「労働嫌忌者」は、生活困窮者として生保患者に仕立てあげられ精神病院へ収容されるシステムがつくられてきている。「改正刑法草案」では「浮浪者」「労働嫌忌者」が「放置」されていた「刑法改正仮案」と異なり、労作処分を不要なものとした(但し根源的解決策という意味ではない)。

なお、保安処分施設は、大量の国家予算を消費するといふ。収容所精神病院の存在は、安に安上りの保安処分体制をつくり出した。

は入院根拠と入院継続の根拠をめぐる闘いである。

だが、保安処分が保安的立場へとより傾斜していくことは、保安処分に不可欠の「治療的幻想」を喪失していくことになり、刑罰との区分がアイマイになるが故に刑事政策の危機の表現である。

一方、精神病院における直接的なゲバート支配による不詳事件は、今後も恐らく散発的に生じるだろうが、精神病院総体としては、経営基盤の安定化も含め、むしろ減少していくものと思われる。日本の私立精神病院経営者の連合体である日本精神病院協会は、とかげのしっぽ切りとはいえ、我々の影に怯えて北海道の北全病院を除名した。それ故に精神病院闘争のこれからの方針としては、奈良吉田精神病院闘争(一九七二年)京都岩倉精神病院闘争(一九七五年)にみられる「良心的」とされる病院での入院継続、入院根拠をめぐる闘争が決定的な意味を有していくだろう。

まとめるに、ブルジョワジーの精神障害者に対する刑事政策は、保安処分一措置入院一同意入院の三段階に基本戦略を置き、前者を後二者と分離するという方向で軌道修正を図っている。我々はかかる分離を徹底化することにより、言い換えれば、精神障害者の処遇の改善を一層押し進めるこことにより、精神病院を刑事政策的にますます依拠できなくさせることを通して、保安処分から一切の「治療的幻想」をはぎ取らねばならない。繰り返していうが、重点

(文責・全関西精研C)

□精神衛生法抜粋

(国及び地方公共団体の義務)

第二条 国及び地方公共団体は、医療施設、教育施設その他福祉施設を充実することによって精神障害者等が社会生活に適応することができるよう努力するとともに、精神衛生に関する知識の普及を図る等その発生を予防する施策を講じなければならない。

(定義) この法律で、「精神障害者」とは、精神病者（中毒性精神病者を含む。）、精神薄弱者及び精神病質者をいう。

(指定病院)

第五条 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院又は精神病院以外の病院に設けられている精神病室の全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代る施設（以下「指定病院」という。）として指定することができる。

(精神衛生センター) 第七条 都道府県は、精神衛生の向上を図るため、精神衛生センターを設置することができる。

三 親権者

四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者。

第二一条 前条第二項各号の保護義務者がないとき又はこれららの保護義務者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ）居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護義務者となる。

(検察官の通報)

第二十四条 検察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(検察官の通報) 第二十五条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被害者は又は被告人について、不起訴処分をしたとき、裁判（懲役、禁固又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く）が確定したとき、その他特に必要があると認めたときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(保護観察所の長の通報) 第二十五条の二 保護観察所の長は、保護観察に付されてい

2 精神衛生センターは、精神衛生に関する知識の普及を行なう施設とする。

(中央精神衛生審議会) 第二十三条 精神衛生に関する事項を調査審議させるため、厚生省の附属機関として中央精神衛生審議会を置く。

(保護義務者) 第二〇条 精神障害者については、その後見人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護義務者となる。但し、左の各号の一に該当する者は保護義務者とならない。

一 行方の知れない者。

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族。

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補佐人。

四 破産者。

五 禁治産者及び準禁治産者。

六 未成年者。

2 保護義務者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、左の通りとする。但し、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立によりその順位を変更することができる。

一 後見人。

二 配偶者。

つたときは、すみやかに、その旨を、都道府県知事に通報しなければならない。

(精神病院の管理者の届出)

第二十六条の二 精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む、以下同じ。）の管理者は、入院中の精神障害者であって、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちにその旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(知事による入院措置)

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条（保護の申請又は通報のあった者についての精神衛生鑑定医の診察）の規定による検診の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、且つ医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めたときは、その者を国若しくは都道府県の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させることは、二人以上の精神衛生鑑定医の診察を経て、その者が精神障害であり、且つ、医療及び保護のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各精神衛生鑑定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当

すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、前三条の規定による手続をとることができない場合において、精神衛生鑑定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人を害するおそれがあると認めたときは、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

3 措置入院者はその保護義務者は、都道府県知事に対し、入院を継続しなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの調査を行なうことを求めることができる。

第三十三条 精神病院の管理者は、診察の結果精神障害者であると診断した者につき、医療及び保護のため入院の必要があると認める場合において保護義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができること

(行動の制限)

第三十八条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

第三十九条 精神病の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人の害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になったときは、所轄の警察所長に左の

事項を通知してその探索を求めなければならない。
(訪問指導)

第四十三条 保健所長は、第二七条又は第二九条の二第一項の規定による診察の結果精神障害者であると診断された者で第二九条第一項及び第二九条の二第一項の規定による入院をさせられなかつたもの、第二九条の三又は第二九条の四の規定により退院した者でなお精神障害が続いているものの他の精神障害者であつて必要があると認めるものについては、必要に応じ、前条第一項の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市の長が指定した医をして、精神衛生に關する相談に応じさせ、及びその者を訪問し精神衛生に關する適当な指導をさせなければならない。

□ 74年11・10 関東赤堀さんと共に闘う会 結成集会 基調報告

島田事件は総体として差別事件であり、赤堀裁判は差別裁判である。
一、なぜ、日本国家は赤堀さんを殺す（死刑にする）のか
か＝判決理由

二、なぜ、赤堀さんは警察に狙われたのか＝逮捕のねらい
三、権力は赤堀さんの状況をいかに利用したのか（権力の暴力こそ最高の差別の構造の中軸だ）

四、「科学者」がどのように彼の死刑判決に加担したのか＝精神鑑定なるものの実態

五、赤堀さんは、いかに日常的被差別の中に苦しんで来たのか＝最も虐げられた被差別者の苦悩の声にこそ、國家の民衆処遇の質が鋭く反映する。民衆の苦悩こそプロレタリアートの科学の出発点で、その解放をもたらす闘いこそ科学である。

結果しうるすべての力で赤堀さんについての権力者の視点をはね返し、この醜悪な差別社会の中に、被差別者として生き、苦しみ抜き、そして獄中で闘いぬいている赤堀さんの姿を民衆的力量で復権し、すべての被差別、被抑圧民もたらす闘いこそ科学である。

昭和33年5月23日、静岡地方裁判所第一刑事部裁判長矢部孝らは、静岡県島田市七七二四番（本籍）赤堀政夫さんに対して死刑判決を下した。彼らは、死刑にした理由を判決文の中で五点挙げている。

第一点は、犯行の異常性である。

第二点は、このような犯行を行つた人間の残虐性は「正常」なものでないという強調である。犯人＝異常性格の強調である。

第三点は、被告が「精薄」であり、社会「不適応」者であるとの強調である。同時に「精薄」を判決に有利（責任能力）なもの（情状）としてとらえ、しかしそれでも犯行が余りにも残虐すぎるから情状酌量の余地さえないと強調している。責任能力の展開。

第四点は、警察や、検察で犯行を認めたし、悔悟の様子もあったのに、公判廷では終始犯行を否定、弁解し罪の深さの認識に欠け、言をかまえて罪を免れようとするからなお悪質である、という強調である。これは裁判権の実質否定につながる。

第五点は、世論の憤激と、被害者の家族の悲嘆の情緒的増幅と強調である。民衆自身が死刑を望んでいるとする差別分断、私刑的見せしめへの誘導である。

この中で最も問題となる点は、第二点のつぎのことばである。

「かような行為は、おそらく通常の人間にはなし得ない悪虐、非道、鬼畜にもひとしいものである」

ここに、裁判官（それは国家意志の体現者であり、それを支える個人である）の差別思想が集中的に表現されている。

通常の人間にはなし得ないのだ。「異常者」だからなし得るのだ、といふこの思想こそ、矢部孝、高島良一、浜秀和という国家意志の体現者、差別者によって、全ての「精神薄弱者」「精神病院入院経歴者」「犯罪経歴者」「浮浪者」について吐きかけられた、最も醜悪な、毒気に満ちた差別の毒矢だ。

この国家意志は、その文章につづく第三点の次の文章によつて、「通常でない人間」のさらに具体的な説明がなされている。

「被告人は先に認定した通り、知能程度が低く、軽度の精神薄弱者であり、その経験を見るとほとんど普通の社会生活に適応できない。」

ここに第二点の「通常でない人間」の内容がまず語られている。この内容をさらに判決文の他の部分（本文に次ぐ「第一、認定した事実」）は次のように赤堀政夫さんの「不適応」の彼らなりの認識を描いている。

「被告人は、本籍地で履物商を営んでた小林半左衛門とその①内縁の妻赤堀まさ江とのあいだに出生し、②生来、知能程度が低く、軽度の精神薄弱であつて、③学業もふる

わなかつたが、昭和19年3月土地の国民学校高等科を卒業後、④川崎市の東北振興精密株式会社や日本光学島田工場で工員として働いているうちに終戦を迎え、本籍地の実家にもどつて土工などをしていたが、⑤しばしば窃盜所為があつて、⑥再三刑に服し、昭和28年7月頃最後の刑を終えて再び実家に戻つた。その後、被告人は、⑦定職もなく、あによめの実家の手伝いをしたり、日雇労務者として働いたが、⑧その間緒処を放浪して歩くこともあり、昭和29年1月下旬から同年2月下旬には、2回ぐらい上京したこともある。」（○数字は筆者）

以下は犯行周辺の情況描写となるわけだが、ここにかかれた文章から国家が赤堀さんをどのような人物として捉えているか、といふことが明かになる。

①「私生児」的、「問題家庭」的ニュアンスで彼を、彼の家庭を捉える。

②「生来性の軽度の精神薄弱者」||優生思想

③「劣等性」||公教育における差別選別

④「職場不適応」||生産秩序からの差別と排除

⑤「犯罪経歴者」||社会防衛論の対象者

⑥「累犯者」||保安処分不定期刑対象者

⑦「労務者」||恒常的「半失業者」、「犯罪予備罪的ニユアンス

⑧「浮浪者」||「犯罪予備軍」、「労働嫌怠者」

これらの認識方法、把握方法は、結果として生じた現象だけを見て、赤堀政夫さんを、彼が生れ、育ち、苦しみ、

悩み、喜び、悲しみ、生きた社会的、歴史的な人間総体から捉えようとした。資本主義的支配者、民衆管理者特有の視点である。そしてすべてが保安処分の対象とされることに注目すべきである。

ここに彼らの差別的視点がどんなようなものであるかを語る素材がある。

ここで彼らが、赤堀さんにについて重要な経歴の一つをなぜか裁判所が落していることに気がつかれるだろう。それ

は少なくとも⑥の次に並べられるべきものだ。

つまり彼は服役中、再度にわたって精神「障害」を起し、精神病院に入れられるという経歴をもつてゐることだ。このことが、彼の経歴の主要な柱の一つであることを裁判所が知らぬはずはない。しかしながら、彼の経歴||「彼」とはどういう人間であるかを権力者として把握した限りを最大限に述べるべき箇所（||「第一、認定した事実」）の中でこれを脱落させているのはなぜか？このことは、裁判所の「意ト」を示すものとして、意外に重要な問題であることを指摘しておかなければならぬ。もちろん裁判所は、他の力所できわめて例外的にこのことを指摘している。全てのことを述べきつて「死刑」と断定しきつた後に初めて、主要な文章構造からは切りはなしてそのことがようやく述べられる。

「ところで被告人は、本件犯行當時、心神耗弱の状態にあつたものではないかと思われる点がないわけではない」

「被告人は、生來精神分裂病の遺伝負因をもち」「八王子

以上の特徴、つまり、ことさらに本文構成の中から「精神障害」の問題を外し、「死刑」をまず宣告しておいてから、何やら思惑ありげに最後にその問題をとり出したかと思うと、サッとひっこめてしまうような、いささか小兒的

な態度の中に見られる裁判官の手口と意図がどんなものか指摘してみよう。

第一に指摘せねばならないのは、裁判官たちは何をさておいても「異常者」の死刑を強行したかったことである。この判決は、国家による「異常者」総体に対する「殺意」の宣告である。第二に、「異常者」を殺すためには「精神障害」が「情状酌量」の条件とされている現行法体系がいかにも邪魔であるため、なろうことなら一切触れずに済ませたかったのが、文章構成の主軸からそれを外したゆえんである。しかし、現行裁判、法体系のワク内で、「精神障害」（情状）を利用しようとする弁護士の法廷「闘争」技術が行使されるたま、一応は「主要構成」外のところでもれながらも「情状」すら値しないとイナしてしまったという陳腐ながらも有効な方法を用いているのである。そこに責任能力論の意味と精神鑑定の役割がある。

この方法に対して、「精神病だったのにそれを無視して死刑にするのはあんまりではないか」という論理を拡大再生産する法廷闘争の技術は何を意味するだろうか。まずわれわれは、裁判における「精神障害者への情状論」そのものが、いかなる土台のうえに成り立つのか怒りをこめて見つめなければならないだろう。まずそれは「差別社会の上に、差別を承認した上で成り立つモラル」であることを冷たく乾いた眼でみつめなければならない。そして、「あの、自分のやっていることさえもわからない『精神病者』がやつたことだから、法の適応は免除してやれよ。それが親分集会で最低限次の反撃の声を結集する。

一、判決は、赤堀さんを「精神薄弱者」とよんだが、現在そのレッテルを張られた人々にどのような被差別状況にあるのか。

二、判決は赤堀さんを公教育における劣等者、職場における不適応者とレッテルを張ったが、そのようなレッテルを張られる学生、労働者への「企業保安処分」的攻撃の実態はどんなものか。

三、判決は赤堀さんを「前科者」「累犯者」のレッテルを張ったが、現実にこのようなレッテルを国家に張られた人々はどのよう被差別状況にあるのか。

四、判決は赤堀さんを「労務者」と云ったが、このレッテルのもとにある労働者はいかなる労務管理、治安管理の下にあるのか。

五、判決は赤堀さんを「浮浪者」と呼んだが、このレッテルを国家により張られた人々への国の待遇はどうなものか？

（資本主義体制護持者）の意気じやねエか」とばかり、他の面でも、法の適用さえ差別されている（通信、面会の自由、職業上のあらゆる不平等々述べれば限りない諸差別）のことは、しかし、弁護士の間に保安処分思想の侵潤を土台の上に立て、恩情として投げ与えらるものである。このことは、また、弁護士の間に保安処分思想の侵潤をもたらしていることを忘れてはならないだろう。いや弁護士が法廷でふるってきた技術としての「精神障害者への情状論」は、それがおびただしく累積された過程の中で次のような世論さえも、「法廷のワクの中だけで思考することになれている部分」の間に形成する。「あれほど残虐なことをやつても、精神病だからと云って許されていたのではこっちがたまらない。オレの娘をやられたのではたまつたものではないから、死刑にすべきだ。それが殘忍だといふなら、そんな犯人が性格改造（おとなしくなる）されるまで閉じこめておけ」「いや閉じこめておくのも消極的すぎ」。第一、収容施設が満員になっちゃう」「じゃどうする」「治療すればよい。治療なら人道的じゃないか」死刑か、そもそもどのようなものであったのか。そして、それはどのよう保険処分＝治療処分かの論理はこのようにつながっている。そして死刑か／精神外科かの論理もこのような権力的視点でつながっているのである。

ここで、弁護士が法廷闘争で、自己に（被告人に）有利に利用しようと「善意」に考える「精神鑑定」とは、そもそもどのようなものであったのか。そして、それはどのような結果をもたらしているのか、ということにふれるのだが、この点については特別に一項をたてて別途に論じたい。

六、判決は、前述の理由で赤堀さんの精神病院入院の経験をことさら軽視している。そのことはともかくとして「精神障害者」というレッテルの下にある人々の被差別状況とはいかなるものか？

七、以上、総体として直接苦しむ人々の状況を反映し、集積し赤堀さんの被差別状況と、そのような人物を選別、排除、隔離、抹殺しようとする国家の血塗られた手口を全面的に糾弾し尽そう。

鈴木喬の法廷における証言

一、「精神鑑定」的訊問はいかに権力に役立てられたか――

検察官 鑑定留置中、松沢病院看護人に対して被告人が「子供を強姦した」「かつとなつてやつたんで何が何だかわからない……」というようなことを述べたことがありますか？

鈴木 あると言つております。

検察官 そのことは看護人から聞いたわけか。

鈴木 ちょっと忘れましたが、大体「昨日だったかおとつてたが、実際はどのような言葉で質問したのか。

検察官 「犯行を肯定したか」という質問をした記載になつているが、実際はどのような言葉で質問したのか。

鈴木 といだつたかあなたは看護人に子供を殺したと言つたんですか」というように聞いたと思ひます。

検察官 そうすると看護人にたいして、犯行を肯定したかどうかということか。

鈴木 そうです。
「どうしてそんなことを言ったのか」というような質問に対し、「あとは事件当時は島田にいた放浪していました云々」と答えた記載になっているようだが、その通りか? その意味は?

鈴木 その前に幼児を殺したと言っているので、その殺したあと島田にないで他を放浪していたという意味だと思います。

鈴木 イソミタール面接をやった時に、「お恥しいことですがこうやつちやつたんですよ」と云つたそうだが、どんな恰好をしたのか。

鈴木 手を腰の辺に回すようにして動かすような恰好をしてそのように云つたのです。

鈴木 「大人と子供では大人のほうがいいね」「橋を渡ろうとしたらちょっと金をおいて行くからと云つた」と答えた時にはどういう質問をしたか

鈴木 「あなたがやつたことを正直に答えなさい」という意味のことを言つたと思います。但し、この場合は正常な意識ではなく、イソミタール試験の後に言つたのです。

鈴木 一般的に言つて、被告人程度の精神薄弱と犯罪を犯しやすい傾向との関係についてはどうか。

裁判官

して被告の精神鑑定が行われ、保安処分が決定するのである。④しかも、一般に良識ある精神科医は、このような精神鑑定から手を引き、医療に専念し、現在もっぱら権力の意を体して精神鑑定を行つてゐるが、中田修ら、刑法改悪保安処分強行の極端な権力派であり、ナチスの流れをくむ犯罪生物学者どもであり、保安処分制度が実施されれば、その鑑定は實際上、専一にこの極反動のタカ派が、検事、刑事以上に抗し難き手段をもつて取調べの陣列に加わり、われわれに猛威を振うことになるのだ。

「科学」者はいかにしてデッچ上げに参加していったのか。いわゆる「精神鑑定」の保安処分性について

「科学者」は、いかなる場合でも中立たりえない。この場合、赤堀さんの立場に立つか、國家権力の立場に立つかであり、より一般的には、少數の資本家とその手先の立場に立つか、その桎梏からの解放を求める被抑圧民衆の立場に立つか、である。

このことを見誤り、「科学の中立性」幻想にとりこまれて「中立者としての科学」(純粹な真実、真理の解明と情報の提供者)に頼る時、それは必ず階級的立場からのしつぶ返しを痛烈に喰らう。このことを証明しているのが、赤堀さん裁判における「法医学鑑定者」の鑑定、及び、精神科医のいわゆる「精神鑑定書」であろう。この場合、すでに明らかにされている「古畠種基鑑定」については、後段にふれ主要にいわゆる

鈴木 私は犯罪精神病の方について詳しくないのですが、聞くところによりますと、幼児に対するワイセツ行為・強姦という行為は精神薄弱とか、老年性痴呆の者に多いと聞いております。

以上のように検察官の「精神鑑定」についての関心は、もっぱら赤堀さんが、精神病院で精神科医の「取調べ」に對して述べた犯罪事實の「自白」にのみ集中しており、裁判官の心象を「黒」に向ける材料としてのみ、この鑑定書が権力にとって役割を果したものと物語つてゐる。鑑定者の頭の中には、自白の任意性への疑問など初めてからない。むしろ、刑事の手先のごとく、折あらば被告人の尻尾をつかまえて、泥を吐かせようという意識が濃厚である。まさに、縄に首のかかった死刑囚の足を引っぱり、乗つている箱をけ飛ばす役割をきわめて積極的に果してゐるのである。悍然とすべきことは、①従来の精神鑑定が、すべて公訴事實を精神鑑定の無条件の前提としていることつまり、唯一度も自白の任意性について疑問を提起した「医者」がいないこと、②それは、公訴事實そのものが、自白の任意性が無いことによつてくつがえされた場合でも、その公訴事實を前提に、被告の死刑の足を引っ張る役割をした鑑定医が責任をとつたり、自己批判をした事がないこと、③まさにこのような精神鑑定そのものが、保安処分制度が実施された際に、被告を保安処分にするか否かの判定の材料として生かされ、実施されていくのだ。④つまり、検事の言い分、権力の立場のみを何の疑問もなく全面的に承認犯しやすい傾向との関係についてはどうか。

鈴木 当時松沢病院院長であった林暉と、同病院医師であった鈴木喬の赤堀さんへの「精神鑑定書」なるものについて、その差別性とフレームアップ加担の犯罪性について明らかにしておこう。

この精神鑑定は、昭和三〇年六月二九日、静岡地裁からの依頼でなされたものである。そして同年一二月五日両名の署名で鑑定を完成している。

この鑑定書は次の部分から構成されている。一、緒言、公訴事實、家族歴、本人歴(1)生活史(2)既往歴、現在症(1)身体的(2)精神的(1)全般的状態(口見当識記録、記憶)(ハ)知識、知能(ニ)幻覚、思考障害、妄想その他の異常体験(ホ)各種心理試験Ⅰ)ブルトン抹消試験及びクレペリン累加試験Ⅱ)記録力検査Ⅲ)連想試験Ⅳ)知能検査のロールシャハテストⅤ)感情生活六昭和二九年五月二八日から同年六月一七日までの間、状況および事件当時の状況に関する被告の陳述について、総括及び説明として鑑定。

まず一及びこの緒言と公訴事實から概略的に、この精神鑑定に当つた精神科医たちの姿勢を見てみよう。

一まず第一に批判せねばならないのは、これらの精神科医たちが、権力からの鑑定の依頼をきわめて即ちに無前提無批判に受け入れ、権力の提供する資料を全面的に、自己の「精神科医」としての作業(この場合、精神鑑定)の出发点として受け容れることである。

既に記したように矢部孝ら裁判官は、「この残酷な行為は、通常の人間のなし得ざるところ」だと、久子ちゃん殺

しを「異常者」の犯罪と決めつけ、その「異常者」の具体的な像を「精神薄弱者」「浮浪者」「前科者」「社会不適応者」等々と描き出している。これらの差別者の提供した資料を自己の武器に、彼らは「異常者」に立ち向かった。

差別者、矢部孝らがこれら的精神科医に依頼した鑑定の範囲は「赤堀政夫の昭和二九年五月二八日(=逮捕時)から同年六月一七日迄の間、及び現在の精神状態について異常があるかどうか、もし異常があるとすれば、その程度及び原因について鑑定」することであった。

しかし、これらの精神科医たちの鑑定は、提供された資料そのものを、無前提に自己の精神科医としての「医学的」資料として用いているばかりでなくより攻撃的に赤堀さんを訊問しているのである。

だが、そうした精神鑑定を行なう場合に最も問題となるに違いないのは、提供された警察や検事の資料が実は、拷問や任意に非ざる方法で事実を全く曲げて行なわれない、という保証がない以上、そのような資料を、無前提に信用して行なわれた「精神鑑定」なるものが、全く権力側の立場を全面的に代行し、補完し、場合によつては警察や検察、以上に権力的な代物になる危険性を常にはらんでいるということである。

しかも在来行なってきたほとんどの精神鑑定が、検察側の公訴事実を文句なく前提にしており、そのことがかつて問題にされたことがない。

この林、鈴木鑑定も、検察側の公訴事実について無前提

的に信頼をおいた鑑定の典型例である。

しかも、さらに問題は、こうした状況で彼らは公訴事実を客観的に裏づける資料を、あるいは公訴事実を作りあげてきた諸訊問では知りえなかつた資料を、この精神鑑定と称する行為の中から新たに発見したりして法廷において証言するのである。

つまり彼らの視点は、公訴事実を無前提に承認する思想状況に立つて、権力的な方向に規定されており、そのような視点から彼らが求めようとする赤堀さんにまつわる情報の質は、刑事や検事が求めようとするそれと同じであり、医者という衣をまとつた幻想による偽瞞を伴うだけにより悪質な赤堀さんへの敵対行為を行なうことにならざるえない。

三このような視点に立つて、彼らは家族歴を調査する。要点だけ書いてみよう。

父、小林半左衛門、履物商妻といざこざで家出、赤堀まさえと結婚(内縁)

性格、内気、陰気、口数少近所づき合いせず、変人、温和、真面目
異母兄弟、九人中四男は二十才頃ノイローゼ厭世自殺を企画したが両足を鉄道で切断。

長男 真面目、几帳面、責任感があり、社交性に乏しく多少短気分裂気質に傾いている。

次女 ○○性格暗く、人員整理でノイローゼ、何らかの内因性精神病あり、分裂病だろう。

三女 ○○誘わくに陥りやすい、男性関係だらしない、空語冷笑あり、不眠、静岡市の病院で電気ショック、緊張病性興奮型分裂病

家族歴を見ると、被告は精神分裂病の遺伝負因を有している、等々。

(一)生活史

小学校の成績は最下位クラス、学業好まず上級進んでからはしばしば悪友と/orする休み、以下資料にもとづく本人の生活史が羅列してあり、ついで(一)既往歴の中で精神「異常」を二度拘禁中に來たしたと記録している。

そして問題となるのは、「現在症」のところで次のよう記している部分である。

「一・二の看護人には、『犯罪は子供を強姦したことですか』といつていていたというが、医師にはこれを全く否定し或いはいったかも知らないが事実はやつていないので主張する。これらのことについて質問をつづけると不機嫌になってしまい』誰も自分を信用してくれない』と言つて嘆く。その頃のある晩ガラスの小破片で腹部を切り腹部に線状の擦過傷を作り、そしてカミソリを飲んだと訴えたことがあ

る。これに対して医師は「幼稚な狂言自殺であった」と書いている。しかし、彼はその時「床に入つてうずくまり呼んでも出て来ない、或いは断乎として廊下に佇立し全く浮かぬ顔付、昏迷に近い自閉的で動きの少ない状態が見られた」とある。

このことをさして「全体として鈍く幼稚で軽薄であり、情動的に不安定で心因反応に陥りやすい状態」と鑑定医は指摘しているのだが、問題はこの指摘とは別のところにあるだろう。しかしここではその点には触れず後に触れる。ここで要約的にふれられているのは、赤堀さんが入院当初は愛想よく、犯罪事實をくり返したはずねられてから警戒心を強め不機嫌となり、昏迷に近い状態となっている、という事実である。一体、鑑定医はどんな質問をしたのだろう?

六「昭和二九年五月二八日から同年六月十七日までの間の状態及び事件当時の状況に關する被告の陳述について」の部分で、この質問がいかなるものであるのかが明瞭になってくる。

その質問は、事件当時の三月三日から十二日頃までの足どりを質問しているのである。そしてそれに次いで次のような質問をしている。

「次に前述の看護人に『子供を強姦した』カツとなつてやつたんで何が何だか分らない』云々といった点について質問した。『犯行を肯定したか?』……(深刻な顔付、次いで無関係の話題に語ろうとする。)

『あつたか、なかつたか？』
『言つたような気がします』
『何と言つた？』

『私は幼児を殺しましたと言いました』

『どうしてそんなことを言つた？』

『あとは事件当時は島田にいなくて放浪していたといいました。どうしてそういうことをしたかと言うんで警察で信

用しないで私がやりましたといいました』
『カッとなつてやつたと言わなかつたか？』

『そうですね。言つたような気もしますね』

『ほんとにそうか』

『私は眞実やりません』

この状況は、説明ぬきに書けば誰でも赤堀さんが警察か検察でとり調べられている状況だ、と思うだろう。ところがこれが精神鑑定なのだ。いつたいこれは何を「鑑定」しているのだろうか？

この話の内容を赤堀さんは、病室で看護人に取調べられたわけでもないだろうから、雑談とか冗談、あるいは軽口の類の中で話したのだろう。しかも話した内容を、状況を熟知せぬ看護人が片言隻句の中から正確に捉えられるはずもない。しかも警察の取調べがあまりきついのでやむなく

『私がカッとなつてやりました』と警察に「自白」を誘導されたということを看護人に言ったのを、看護人が勘違いして医師に伝えたのかも知れない。状況からすれば、そうとしか思えない。そのような看護人のことばを捉えて、医

師はムキになつて赤堀さんに「訊問」しているのである。さらに問題は、イソミタール二・八ccを静注して面接を行なつてることである。

「イソミタール静注後、上機嫌になり笑いながら」お恥

ずかしいことですが、こう（性交の真似をする）やっちゃんですよ」と言い、又聞かれるまゝに「おとなと子供ではおとなの方がいいね」橋を渡ろうとしたら、一寸一寸お金を置いて行けというから、帰りにおいて行くからといつてね……等と言う。しかし「本当に子供を殺したか？」と聞くと否定し事件当時は横浜にいたと答える

この精神鑑定の結論は、簡単に言えば判決にも示されているように「責任能力あり」ということである。言いかえれば、この場合「死刑にしてもよい」ということである。もちろん、その責任能力の有無は、死刑の決め手でもあるから重要な鑑定の効果であるのは勿論なのだが、問題はこの鑑定が、刑事や検察の訊問と同様に、あるいはそれ以上に赤堀さんを法廷で追いつめるのに有効な材料として用いられている事実である。

ここにおける医者の役割は何であろうか？
フランツ・ファンは「地に呪われたる者」の中で書いている。
「アルジェリアにおいて（フランス人の）軍医と精神科医は、當倉の中に実験の大きな可能性を見出した。もし神経症において、ペントナールが内的葛藤を明るみに出すことを妨げる障壁を一掃するとすれば（囚人たる）アルジエ

リアの愛国者たちにおいても、ペントナールは、（意識の）政治的障壁をうち碎き、電気拷問に頼らず、囚人の自白を容易に得ることができる。「（まず、医者が囚人に言う）

『私は医者です。警官じゃありません。君を助けてに来たんですよ』」そう言って数日後には医者は囚人の信頼を得てしまう。そして、「君に、二、三本の注射をしてあげるよ。参つていいから」と数日間、ビタミン、強心剤、ブドウ糖などをうち、それにまぜてペントナールがうたれ、そして訊問が開始される」

なんと、フランス人植民地主義者が、アルジェリアの抵抗者に加えたやり口と、日本の精神鑑定医が赤堀さんに加えた手口の似ていることか。
もちろんこれだけではない。各種の心理試験が赤堀さんは施こされている。

こうした日々のスペイ網的監視（看護人がスペイの役割を負う）と、様々な形をした訊問の中で赤堀さんはしだいに精神病院の本質—正体に気づき、自殺企画、昏迷状態にまで追い込まれていったのだ。



「赤堀さんは無実だ。二十二年件第四回辯護状況についての事実

闇の面の争ひを聞け」——静岡地裁の抗辯の保護法についての記述

赤堀事件が、二十一日島田市で、赤堀闘争全国集会など

本草人刑事問題で、全国の労組、障害者問題で、二十二回体

の三万七千人が集まつて、抗議書を提出した。

二十九年三月三十日、島田市内で

赤堀久子ちゃん（當時六歳）が殺

された「島田事件」で、連絡され、

死刑判決を受けた赤堀政夫が、

島田の第四回辯護状況が行われ

た。この件、抗議書は、四〇年以

來、連絡人が採用してしまった。

連絡した抗議書は、連絡書類を

差し込んだものとされ、さ

すが、十日二十一日採用せられ

た。

島田事件、再審を

静岡

赤堀闘争全国集会開く

1976. 11. 23 毎日
静岡版

②再審開始決定を行つてないを
要求している。

「十一月末に意見があつたのでござり」と同地裁の伊東正七郎裁判長松岡地検、同事件弁護団、赤堀被辯護請求を求めてゐるが、二十二日、同事件弁護団は今後の対応を検討することになつてゐる。

抗議書提出は先立つて同日前十時から静岡の音楽公園で「二十一・二十二赤堀闘争全国大集会」が開かれて、この中車イスに乗った障害者の人たち三百人とともに、服町通りの駅前、同地裁前を通つて駿府公園まで歩行が行われたが、同地裁前は抗議書を手渡すかどうかはまぐらしくて座り込みがつづけられる事一時は追撃した。

「赤堀さんは無実だ」と訴え、行進する赤堀闘争全国活動者会議などのテモ隊二県行前で

【仙台】二十年前の島田事件の死刑囚として仙台市の青葉刑務所に収監中の赤堀政夫（七〇歳）と同地裁に提出している三回目の再審請求は、「自白は故意的強制によるものである同刑務所内の出張尋問二回の二十日は、島田の赤堀本人が行われた」との年齢アリバイをめぐる赤堀自身が供述していた。

この日の本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

れたこと」など。自白が強制されられて行われ、腕をねじ上げられたなどとのアレバイをめぐる赤堀自身が供述していた。

またの本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

れたこと」など。自白が強制されられて行われたなどとのアレバイをめぐる赤堀自身が供述していた。またの本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

れたこと」など。自白が強制されられて行われたなどとのアレバイをめぐる赤堀自身が供述していた。またの本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

れたこと」など。自白が強制されられて行われたなどとのアレバイをめぐる赤堀自身が供述していた。またの本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

れたこと」など。自白が強制されられて行われたなどとのアレバイをめぐる赤堀自身が供述していた。またの本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

れたこと」など。自白が強制されられて行われたなどとのアレバイをめぐる赤堀自身が供述していた。またの本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

11. 21
静岡版

凶器も現場付近にないもの



「腕をねじ上げられ、凶器も現場付近にないもの」

「また」とする新アリバイの真偽の是非について、赤堀の供述が島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

れたこと」など。自白が強制されられて行われたなどとのアレバイをめぐる赤堀自身が供述していた。またの本人尋問は、島田地檢刑事部の伊藤正七郎裁判長の下、弁護側から鈴木信雄（弁護士）、小林義典（弁護団検察側から三野昌伸（弁護士）、井川九郎（弁護士）、から司法省の教諭等、大津（弁護士）が、焦点となつたのは着罪の最大の決め手である「自白の任意性」と「事件当夜芦原外川神社に泊

再審求め ハンスト

1976. 11. 25
静岡版 朝日

赤堀闘争全国
活動者会議

島田事件の死刑囚、赤堀政夫被告の再審請求を支援している「赤堀闘争全国活動者会議」の女性二人が、東京・銀座の数寄園橋公園で二十四日から五日間のハンストを行つた。これは姫路刑務所での集中面会(姫路市での集会、予毛につづくもの)、世論へのアピールがねらい。

この日午後六時半からのハンスト入りに先立ち、同公園テント前で約二十人が集会を開き、各地の活動グループが、ハンストに入る小池末樹さんと大原麻子さん(三毛)を励ました。

【赤堀無罪】や「ハンスト突入」としては、千手お駄足です。リン

【遊合】などの立て看板を用意された

トコロは、千手お駄足です。リン

【遊合】などが並び交換された

トコロは、「ハシバトは初め

トコロは、「ハシバトは初め

トコロは、「ハシバトは初め

トコロは、「ハシバトは初め

トコロは、「ハシバトは初め



【遊合】などが並び交換された

トコロは、「ハシバトは初め

1976. 12. 26
(全国版) 毎日

死刑囚「赤堀」を救え

事件の
島活動者会議

【静岡】「死刑判決は精神障害者に対する差別検査と裁判によるものだ」として「島田事件」の死刑囚赤堀政夫(四〇)と仙台刑務所に拘置中の無実を訴えている赤堀闘争全国活動者会議(主催:代

閑理事長)では、「國際事務局は十分期待に応えてくれるだろ

う」と書いており、もし取り上げられると会長は「アムネスティに対する差別にはならない」とござる。

同会長はアムネスティに対する「赤堀さんは精神障害者差別に延

ついで赤堀は被問によつて強制的に逮捕され、裁判によつて強

制的囚でいる」と述べた。その後二十

二年間、獄中に閉じ込められ、過

酷な状況にある」と訴えており、派

遣された知見者一同(主に増玉

刑執行阻止と再審開始を要求する緊急行動を起し、赤堀の死を捕され、三十年に死刑が確定し、二十五日、代表を空路派遣した。アムネスティ日本本部(西村)

は、ロンドンのアムネスティ・インターナショナル(人権を守る国際救援機関)に対し、赤堀の死を要求するた

め、岡崎市で当時六歳の幼稚園児、佐野久子ちゃんが説いて、殺された事件。同年五月、赤堀が逮

擋され、三十五年に死刑が確定して以来、アムネスティの導師結婚の問題も起つて、赤堀は無実を主張し続

けて、四十四年、四月の裁判では

アムネスティ日本本部(西村)

は、

大変重大であり、緊急行動の対象

とした。また同日本支部も「この事件は

本部に日本支部全体でも来年一月

にアムネスティの会合に出席する

理事が直接、この問題を訴えるこ

とにあつて、西村理事長は「ア

ムネスティは来年、死刑廃止問題

を討議がなされる。

もみ合いだけが人も

島田事件 再審要求 逮捕者は初めて

1977.1.12
静岡版 毎日

る、二人が同窓会で懇親された。
このあと支援団体百五人は午後五時 同市駿府公園のやすらぎの塔前から元モモ元進に移り、六時前、青葉公園で流氷祭りだ。



島田事件の再審要求ある抗議行動で島田市内をうわむれし静岡地裁前で十一日、同窓会の方に静岡市青葉公園の抗議活動隊員

島田事件の再審要求ある抗議行動で島田市内をうわむれし静岡地裁前で十一日、同窓会の方に静岡市青葉公園の抗議活動隊員

3.6 読売
加

再審請求のデモ行進

島田事件の支援者たち

去る二十九年、島田市内で幼女が誘拐され殺された「島田事件」の死刑囚赤堀政夫(四七)の再審請求を支援する「赤堀闘争全国活動者会議」のメンバーなど約三百人が五日前九時から静岡市の青葉公園で集会を開き、静岡地裁が審理を再開するように改めて訴えた。

このあと、支援グループは車イスを先頭に同地裁までデモ行進に移り、赤堀死刑囚の死刑執行停止を求める福田法務大臣への要望書と、去る一月十一日のデモでグループの四人が逮捕されたのに対する抗議書を伊東正七郎同級生の手渡そうとしたが、機動隊三百人の警備にばちまきて地裁に入ることができず、午後二時を過ぎた

編集後記

赤堀闘争関係参考資料

□ ドキュメント精神鑑定

八木晃介

(たいまつ新書)

佐藤友之
(批評社)

□ 差別と冤罪の構造

□ 不在証明

佐藤
(時事通信社)

○即時抗告審

□ 島田事件と赤堀政夫

赤堀中央闘争委員会

赤堀闘争全国活動者会議
(たいまつ新書)

□ 赤堀さんは無実だ!

関東赤堀さんと共に闘う会

島田事件対策協議会

発行資料

激励先

宮城県仙台市古城二丁目二の一

無実の「死刑囚」赤堀政夫様

抗議・糾弾先

東京都千代田区霞ケ関一の二 法務省 法務大臣 奥野誠亮

「死刑執行をするな! 刑法・監禁法改「正」粉碎!」

東京都千代田区霞ヶ関一の二 東京高裁刑事三部 小松正富

「再審を開始せよ!」

宮城県仙台市古城二丁目二の一 宮城刑務所 仙台拘置支所長

「獄中弾圧をやめる! パネルヒーターを設置せよ!」

- 「煉獄の病棟」第三号は、狹山・赤堀を闘う首都闘実行委員会と大阪・狹山・赤堀共闘（準）の共同編集で発行された。この両団体は、関東赤堀さんと共に闘う会・大阪赤堀さんと共に闘う会（準）の一翼を担い、関東赤堀さんと共に闘う会結成以来その最先頭で闘い抜いてきた我が行政委員会と共に、八〇年代赤堀闘争・「障害者」解放闘争をファシズムと対決する階級的共同闘争として闘い抜く、革命的な赤ゼッケン潮流である。
- 卷頭における「差別糾弾主体から全人類の解放主体へ!」というスローガンは、自国帝国主義打倒を目指す反帝社会主義革命勢力が結集した十・二一日朝一国際連帯集会において、「闘う」「障害者」から発せられた画期的な課題である。「障害者」解放闘争は、日共一全障研の差別と融和の運動から訣別をしながらも、その階級性、路線、思想においては未だ不充分であり、未成熟であるというのが現状だ。我々はこの現実を現段階に於る歴史的制約性として受けとめ、「障害者」絶対主義などの誤れる諸傾向と対決しつつ、具体的な共同闘争の中で相互批判を媒介にして、自らの主体的飛躍と歴史的任務を果していくであろう。
- 八〇年代が「戦争と革命の時代」であることは「韓国」・イラン・パレスチナ等全世界の現実が教えていようとおり

煉獄の病棟 No.3

一九八〇年一月二〇日発行

編集 ● 狹山・赤堀を闘う首都闘実行委員会
大阪・狹山・赤堀共闘（準）

発行 ● 刑法改「正」粉碎行動委員会
東京都渋谷区広尾5の16の16蜂起社

○三・四四六・〇八三二
大阪市阿倍野郵便局私書箱108号

800

だ。この現実を正しく見すえ、この現実から出発する中にこそ革命と解放に向けた勝利の途がある。「全斗煥を支える日帝の追放」を公然と掲げて決起する「韓国」八百万プロレタリアートとの階級的連帶は、日帝総路線と対決する安保一日「韓」闘争として闘い抜かねばならない。これと結合して狹山・赤堀・三里塚の勝利もある。

● 資料等は左記の文献から我々の責任で引用した。左記文献の一読を進める。（刑行委）

マルクス・レーニン主義の現代的復権を掲げ
ファシズムを粉碎し、世界革命戦争の血路を
切り拓く戦うプロレタリアート人民の全国政治新聞

蜂起

共産主義者同盟蜂起派機関紙

毎月10日発行 一部 100円

購読料 開封…12回 / 1500円 24回 / 3000円

密封…12回 / 1800円 24回 / 3600円

共産主義者同盟蜂起派政治理論機関紙

鉄の戦線五号

ブントがうちたてた過渡期世界論を發展させ世界同時
革命・世界プロレタリア独裁・世界社会主义の世界革
命綱領・日本革命綱領の全内容を明らかにする！

序文・「鉄の戦線」五号発刊の跋目

● I 部 綱領・戦略・総路線

過渡期世界論の発展

過渡期世界の基本性格／過渡期社会のレーニン主
義／過渡期世界における社会主义論争の総括／過
渡期世界におけるスターリン主義／過渡期世界と
国際階級闘争の歴史的総括／過渡期世界のプロレ
タリア兵学／過渡期世界における現代帝国主義批
判／世界革命綱領・日本革命綱領 原案

● II 部 民族問題・国家論・独立論

民族問題におけるマルクス・レーニン主義の現代的復権
自立・従属論争の総括
国家独立資本主義論批判

● III 部 戰争組織論

先進国武装闘争勝利の法則
寄稿 日帝の侵略反革命と対決する革命的学生運動を
創出せよ!! 反帝戦線中央学生組織委員会

好評発売中!! 発行日 一九八〇年一月一日
定価一、三〇〇円・発行所 共産主義者同盟蜂起派
蜂起社